

串間市こども計画



令和7年3月

宮崎県 串間市

ごあいさつ

平素より市民の皆さま、そして関係各位の皆さまには、本市の児童福祉行政に深いご理解と温かなご協力を賜り、心より感謝申し上げます。



さて、近年、日本全体で深刻な少子化の進行により、出生数が減少の一途をたっています。本市におきましても、同様に出生数の減少が進み、この現状は市の将来を見据えたうえで、早急に取り組むべき重要な課題であると認識しております。

本市では、この課題に対応するため、保育料の負担軽減や妊娠・出産・育児に関する相談体制の充実、子どもの虐待防止に向けた関係機関との連携強化に加え、ICT教育の推進や地域共生社会の基盤づくりにも注力し、子どもや若者を含むすべての市民が安心して暮らせる環境づくりに努めております。

また、地域において子育てを支える輪の芽生えとして、「こども食堂」の取り組みが着実に広がっており、地域の子どもや家庭に温かな食事と居場所を提供し、地域全体で子育てを支える力強い基盤となっております。

そして、国が推進する「こどもまんなか社会」の実現を受け、本市でもこれまでの取り組みを集約し、地域全体で支える総合的なビジョンとして「串間市こども計画」を策定いたしました。本計画では、基本理念に「未来を担うこどもや若者を地域で応援し『こどもまんなか社会』を実現する くしま」を掲げ、具体的施策を通じて、子どもたちが健やかに成長し、安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

終わりに、本計画は各種調査や会議を通じて、多くの市民や関係者の皆さまからいただいた貴重なご意見を踏まえ策定いたしました。アンケート調査やインタビュー調査にご協力いただいた市内小・中・高校生をはじめ、市民及び関係団体の皆さま、また、計画策定に際し多大なご尽力をいただいた「串間市子ども・子育て推進委員会」の委員の皆さまに、深く感謝申し上げます。

本市が推進いたします、こども施策へのご理解とご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

串間市長

島田俊光

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけと法的根拠	2
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定方法	5
第2章 本市のこども・若者を取り巻く状況	7
1 統計データからみた現状	7
2 アンケート結果からみた現状	17
3 近年のこども分野に係る現状の評価	41
4 中学生・高校生の意見	58
第3章 計画の基本的な考え方	63
1 基本理念	63
2 基本的視点	63
3 基本目標	64
4 施策体系	66
第4章 施策の展開	67
基本目標1 すべてのこども・若者を大切に、こども・若者が健やかに成長できるまちづくり	67
基本目標2 成長段階に応じたこども・若者の健やかな成長を支えるまちづくり	74
基本目標3 安心してこどもを産み育てることのできるまちづくり	81
第5章 量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）	81
1 教育・保育提供区域等	85
2 こども数の推計結果と「量の見込み」算定の考え方	86
3 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策	87
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	90
第6章 計画の推進	101
1 市民、関係機関等との連携	101
2 計画の進行管理	101
資料編	111
1 串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例	111
2 串間市子ども・子育て支援推進委員会委員名簿	113
3 計画策定の経緯	114

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国においては、少子化に歯止めがかからない状況が続くとともに、児童虐待や不登校、いじめ、こどもの自殺等、こどもを取り巻く状況は深刻な状況が続き、コロナ禍がこどもや若者、家庭にさらに負の影響を与えています。

こうした中、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現するため、国は令和5年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」を施行しました。

「こども基本法」では、国のこども大綱[※]と都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を作成することを市町村の努力義務として定めています。

本市においてはこれまで、教育・保育サービスの提供体制の確保をはじめとする子育て支援に関する方向性や施策等について取りまとめた「串間市子ども・子育て支援事業計画」や、主にこどもの貧困対策に関する方向性や施策等について取りまとめた「串間市子どもの未来応援計画」を策定し、こどもやその保護者等に対する支援策を推進してきました。

このたび、国の方針や社会動向等も踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、本市のこども施策に関する方向性や施策等を取りまとめた総合的な計画として、「串間市こども計画」を策定しました。

※こども大綱…こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの

◆こども大綱に定められた「こども施策に関する基本的な方針」

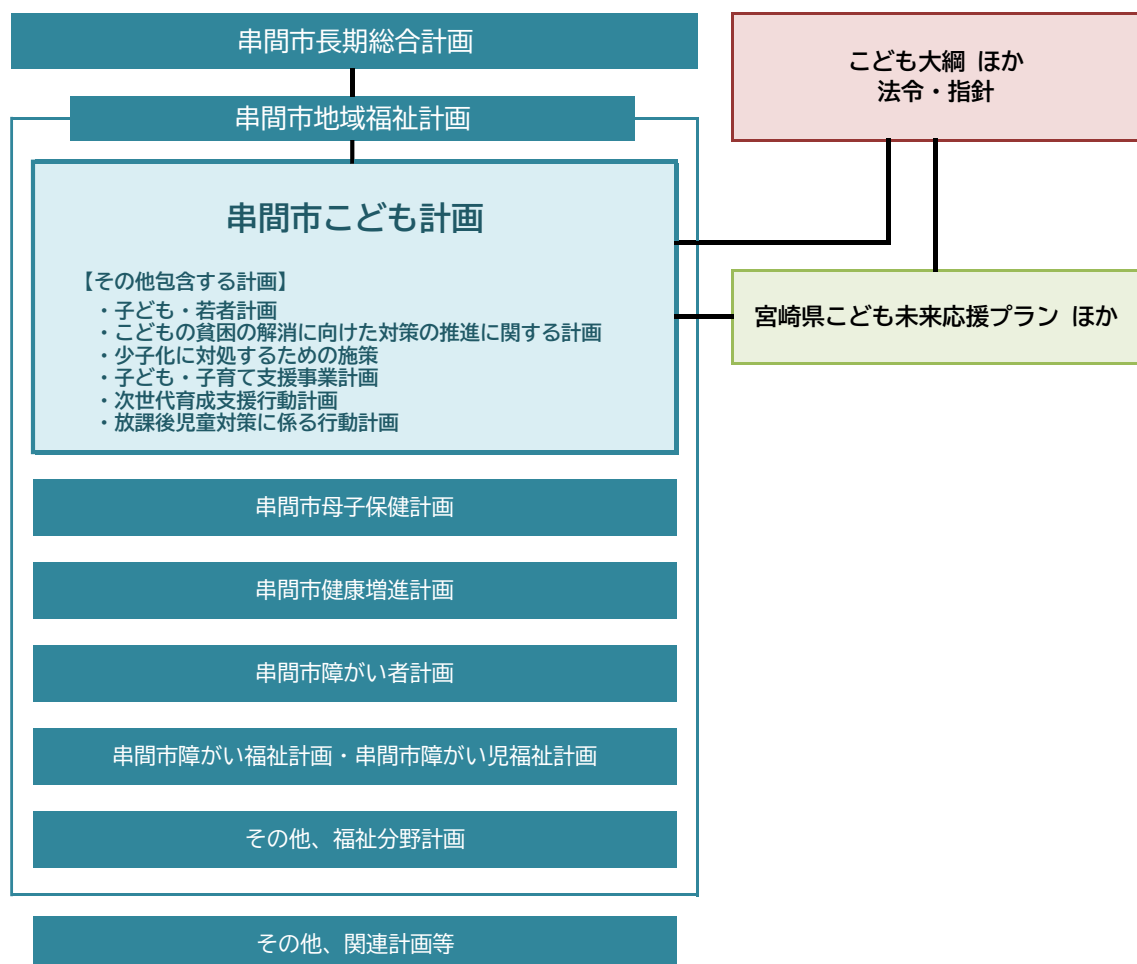
- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

2 計画の位置づけと法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に定められた「市町村こども計画」として策定したものであるとともに、各種法令に定められたこども施策に関する計画等を包含するなど、本市におけるこども施策に関する総合的な計画として定めるものです。

具体的には、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、少子化社会対策基本法に基づく「少子化に対処するための施策」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、放課後児童対策に係る「市町村行動計画」を包含した計画としました。

また、国の「こども大綱」や「宮崎県こども未来応援プラン」、「第六次串間市長期総合計画」「第3期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画」といった指針・上位計画を踏まえるとともに、「串間市母子保健計画（第三次）」「串間市健康増進計画（第三次）」「第4次串間市障がい者計画」「第7期串間市障がい福祉計画・第3期串間市障がい児福祉計画」といった関連計画との整合性の確保に努めたうえで策定したものです。



こども基本法（第 10 条第 2 項）

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法（第 9 条第 2 項）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第 10 条第 2 項）

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

少子化社会対策基本法（第 4 条第 1 項）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

子ども・子育て支援法（第 61 条第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（第 8 条第 1 項）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画の対象

こども基本法においては、「こども」について、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」としています。

また、こども大綱においては、「若者」を「法令上の定義はないが、思春期（中学生年代からおおむね 18 歳まで）及び青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）の者」と定義しています。

本計画においては、これらの考え方にに基づき、「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある人」を計画の対象と定めます。

4 計画の期間

子ども・子育て支援法において、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することを義務付けていることや「こども大綱」が 5 年後を目処に見直しを行う予定であることなどを踏まえ、本計画の計画期間を令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

ただし、「子ども・子育て支援事業計画」部分における教育・保育サービスの需要・供給量等については、計画と実態の乖離が大きいなどにより、見直しが必要と判断された場合には、計画の中間年度において当該部分の見直しを行います。

5 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、有識者や子育て支援従事者、子育て当事者、事業主・労働者代表、行政職員で構成する「串間市子ども・子育て支援推進委員会」を設置し、本計画に係る意見聴取・審議を行いました。

また、庁内の関係課等と協議を行い、計画に定める内容の検討を行いました。

(2) 市民等の意見の反映

本計画の策定にあたっては、「計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するため、子ども・若者、子育て当事者への意見聴取を積極的に行うことが望ましい」とされています。

特に、子ども等の意見を聴取することは、

- ・子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることが期待できる
- ・子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる

とされています。

そのため、子ども・若者、子育て当事者等の現状や意見を把握する機会を確保し、計画への反映に努めました。

① 市民アンケート調査の実施

本市在住で、市内の小学校・中学校・高校に通学する小学4年生～高校3年生の全児童生徒、高校生以下の子どもを持つ全ての保護者、無作為に抽出した18～39歳の市民1,300人を対象に、生活状況や社会に対する意識・意向等に関するアンケート調査を実施しました。

② すこやかひろば利用者アンケート調査の実施

すこやかひろば（子育て支援センター）利用者を対象に、串間市に対する意見・要望に関するアンケート調査を実施しました。

③ 関係団体アンケート調査の実施

特に支援が必要と考えられるこどもの状況や教育・保育・福祉関係の団体・事業所の現状等を把握するため、市内の子育て支援等に携わる団体・事業所、若い世代の市民がより多く利用すると考えられる商業店舗等を対象にアンケート調査を実施しました。

④ 中高生インタビュー調査の実施

こども・若者から、本市に対するより掘り下げた意見・要望等を聴取するため、中学生及び高校生に対するインタビュー調査を実施しました。

⑤ パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民等の意見を幅広く聴取するため、パブリックコメントを実施し、市民等の意見の把握に努めました。

第2章 本市のこども・若者を取り巻く状況

第2章 本市のこども・若者を取り巻く状況

1 統計データからみた現状

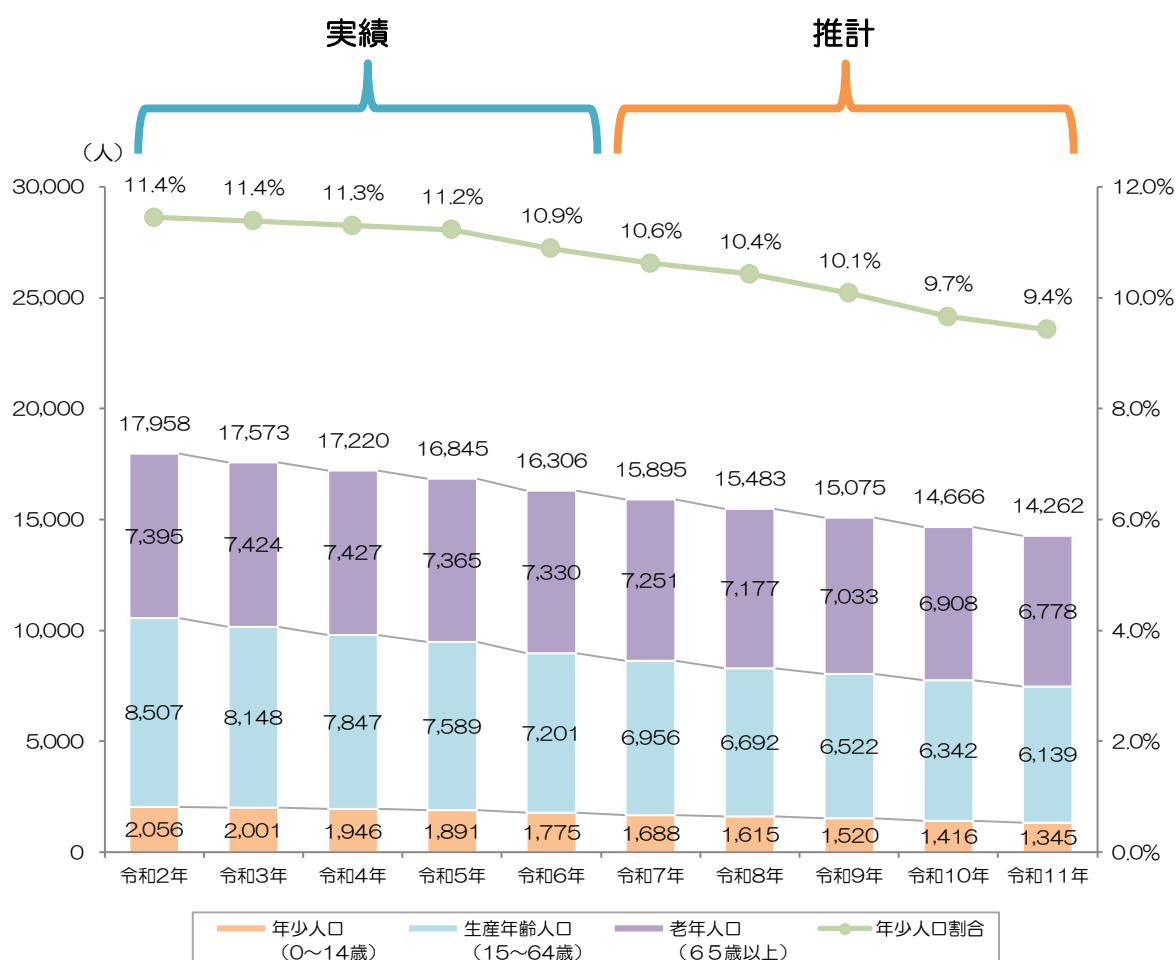
(1) 人口の状況

① 総人口・年齢3区分人口の推移

本市の総人口は、年少人口及び生産年齢人口の減少により減少傾向で推移しており、令和6年4月時点で16,306人となっています。

年少人口（0～14歳人口）についても、減少傾向で推移しており、令和6年4月時点で1,775人となっています。

今後も同様の傾向が続くとみられ、令和11年4月時点における年少人口は1,345人、総人口に占める割合は9.4%となると予測されています。



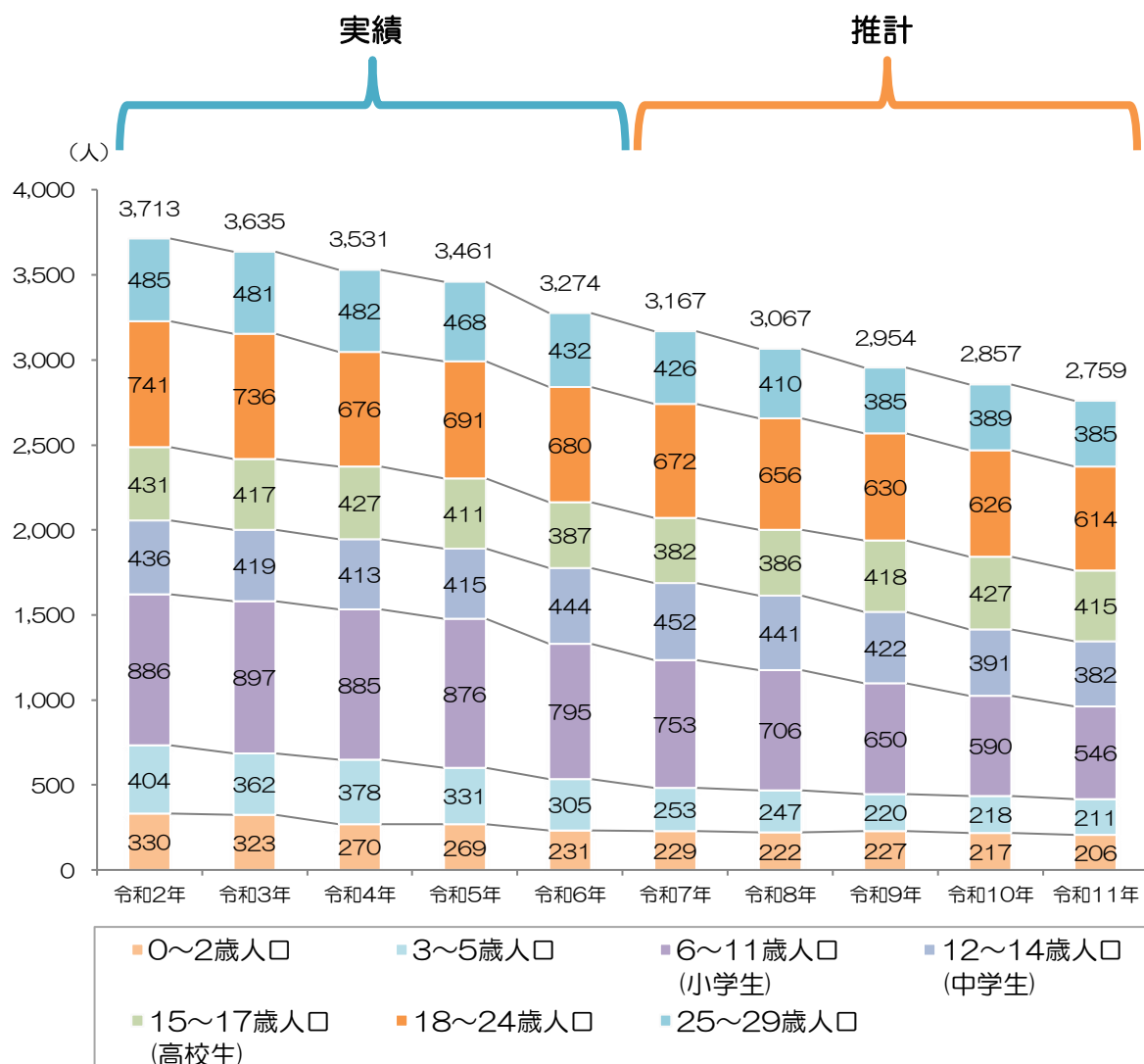
※実績値は串間市「住民基本台帳人口（各年4月1日時点）」、推計値は平成31年～令和6年の各年4月1日時点の住民基本台帳人口を基にしたコーホート変化率法による人口推計（以下、「本市独自将来人口推計」という。）より作成

推計値には端数を含んでいるため、値の合計値と表記が一致しない場合がある（以下、同様）

② こども・若者人口の推移

本市のこども・若者人口（0～29歳人口）は、減少傾向で推移しており、令和6年4月時点で3,274人となっています。

今後も減少傾向が続くことが見込まれ、令和11年4月時点のこども・若者人口は、令和6年時点から約500人減の2,759人が予測されています。

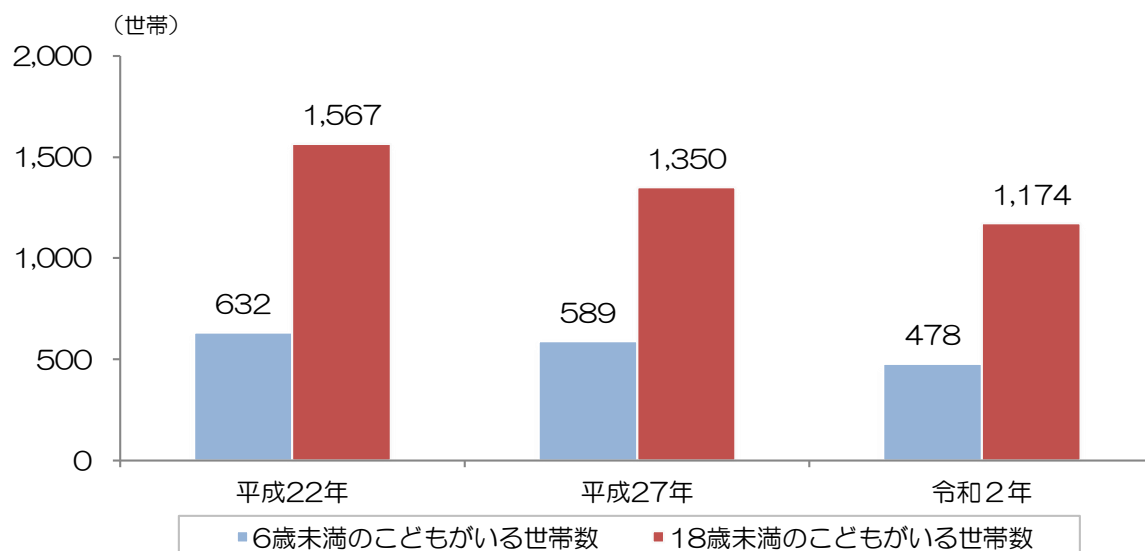


※実績値は串間市「住民基本台帳人口（各年4月1日時点）」、推計値は「本市独自将来人口推計」より作成

(2) 世帯の状況

① 子育て世帯数の推移

本市の6歳未満のこどもがいる世帯数、18歳未満のこどもがいる世帯数は、ともに減少傾向にあり、令和2年の6歳未満のこどもがいる世帯は478世帯、18歳未満のこどもがいる世帯は1,174世帯となっています。



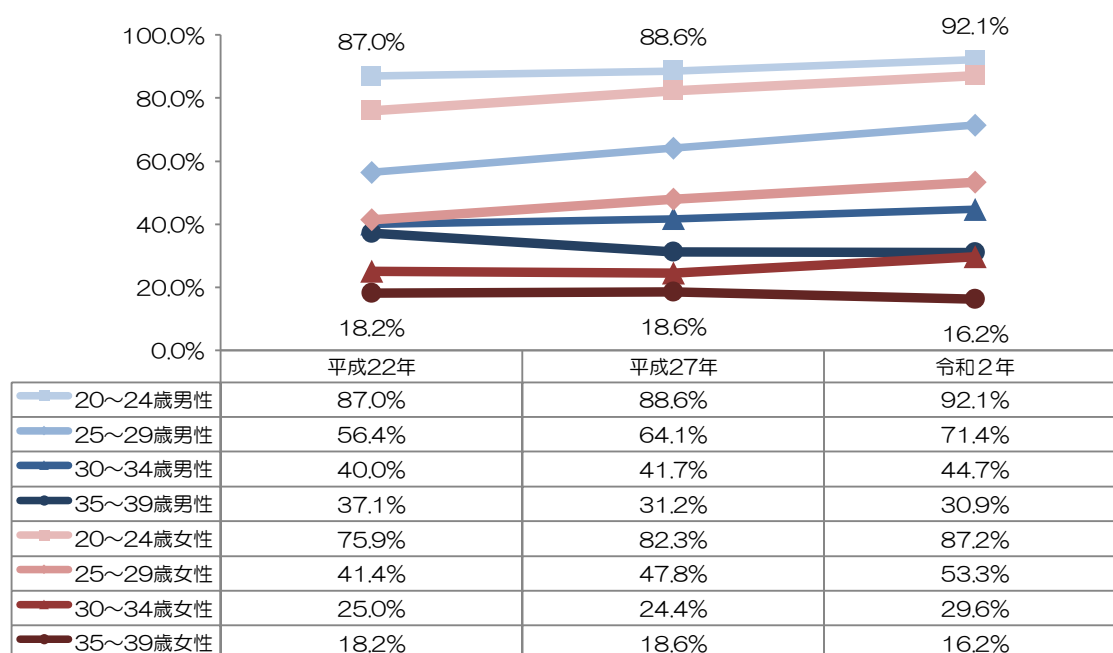
※出典：総務省「国勢調査」

(3) 婚姻の状況

① 性別・年代別未婚率の推移

平成22年と令和2年の性別・年代別未婚率を比較すると、男女の35～39歳を除き上昇しており、晩婚化が進んでいるといえる状況にあります。

性別でみると、各年代において、女性と比べて男性の未婚率が高くなっています。

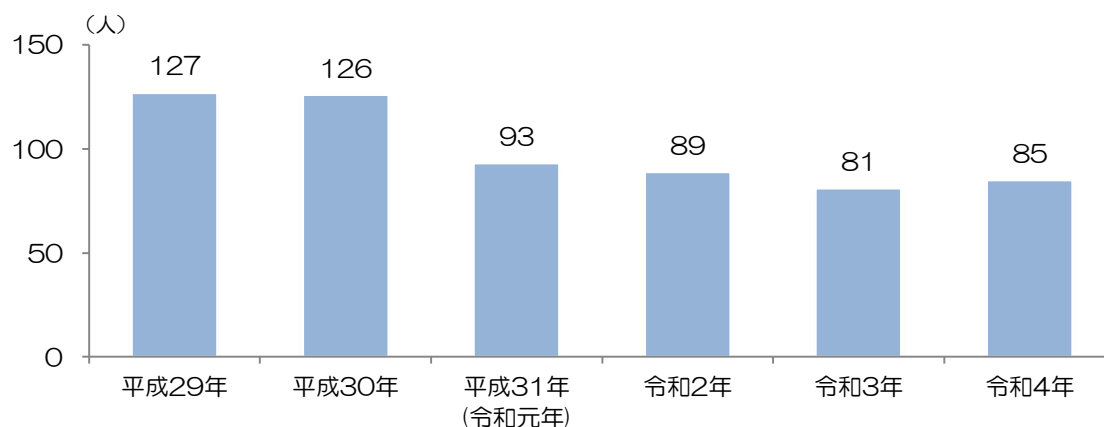


※出典：総務省「国勢調査」

(4) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移しており、令和4年の出生数は85人となっています。

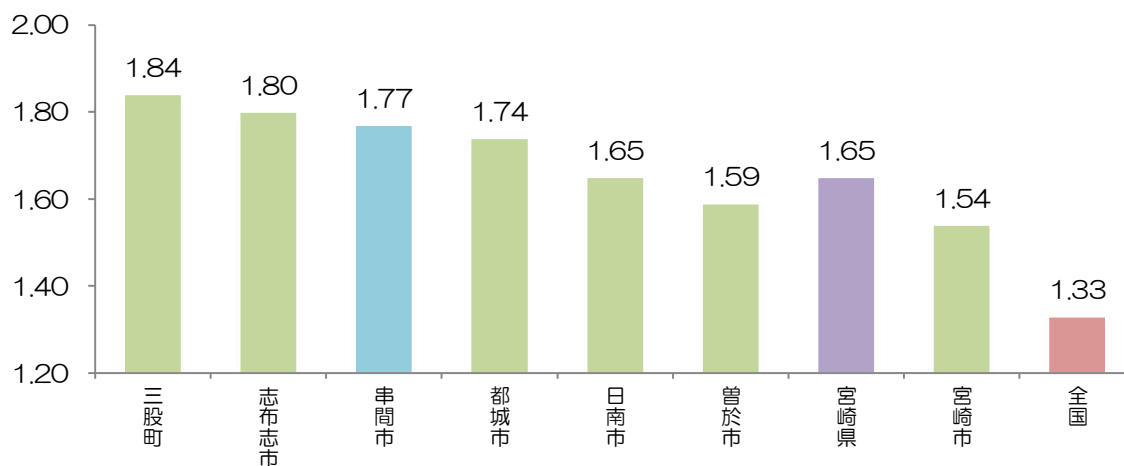


出典：「人口動態調査」(厚生労働省)

② 合計特殊出生率の状況

本市の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に生むこどもの数に相当する数値)を周辺自治体等と比較すると、三股町及び志布志市の値を下回っているものの、その他の自治体・宮崎県・国の値を上回っています。

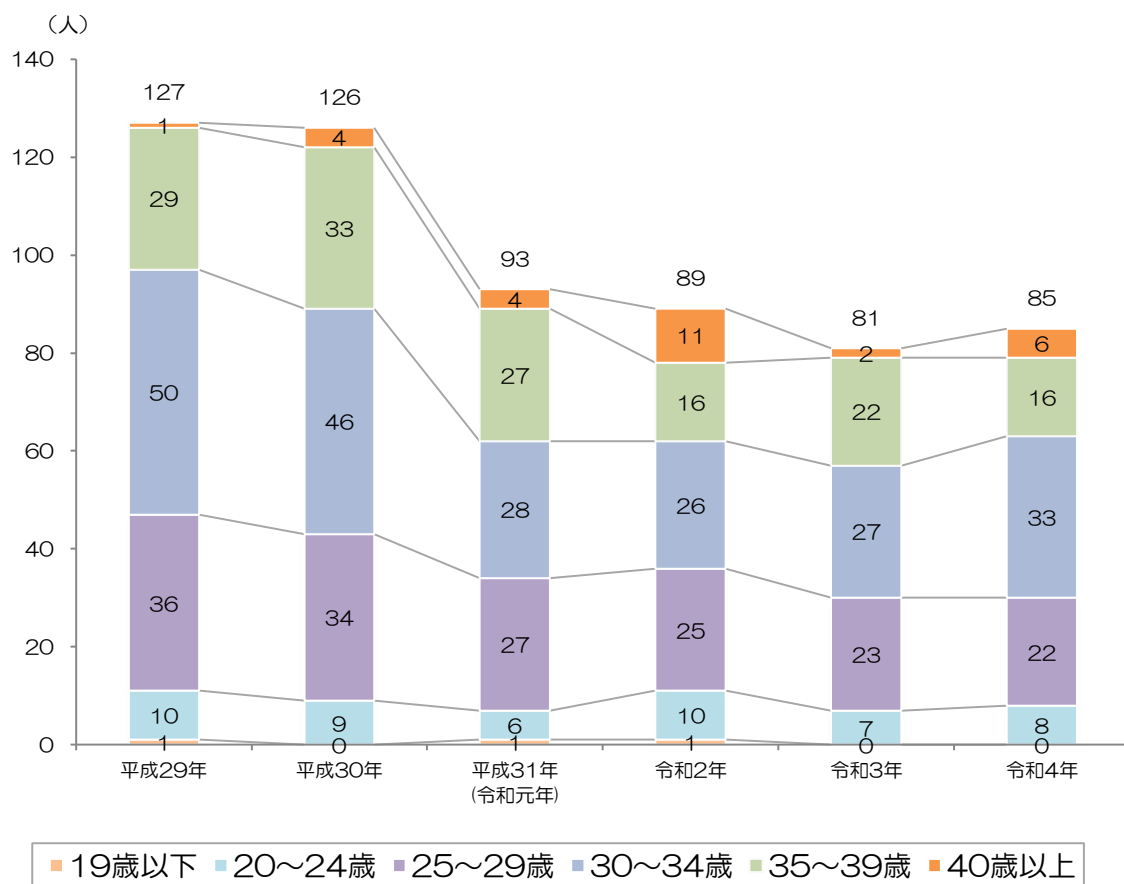
◆ 周辺自治体等との合計特殊出生率比較(平成30年～令和4年)



出典：「人口動態統計特殊報告」(厚生労働省)

③ 母親の年齢別出生数の推移

本市の出生数を母親の年齢別にみると、下図のとおりですが、直近5か年の出生数474人の内訳をみると、「30～34歳」が160人（33.8%）と最も多く、次いで、「25～29歳」の131人（27.6%）、「35～39歳」の114人（24.1%）の順となっています。



出典：「人口動態調査」（厚生労働省）

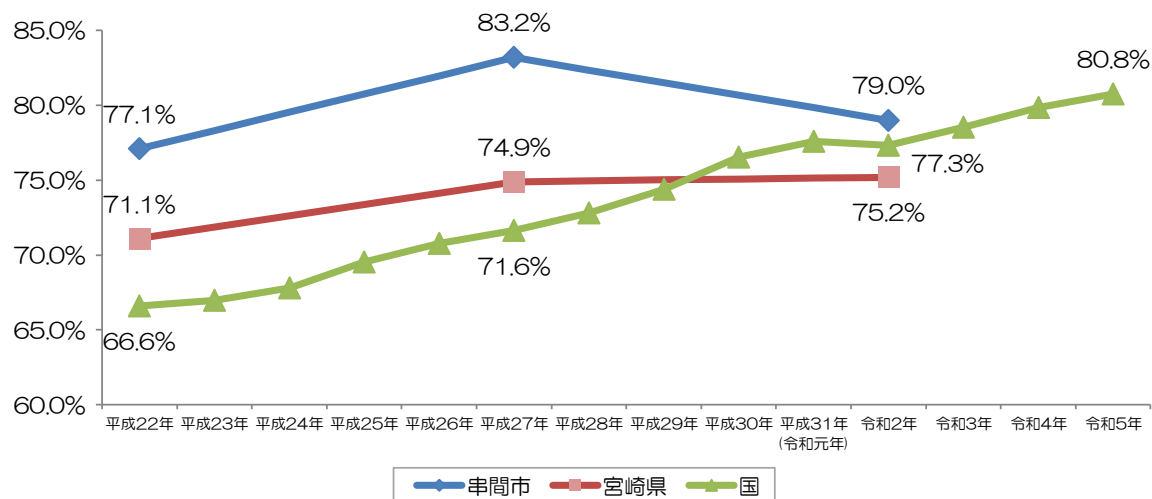
(5) 就労の状況

① 女性の就労状況

本市の令和2年時点における25～44歳女性の就業率は79.0%であり、平成27年値を下回ったものの、全国や宮崎県の値を上回っています。

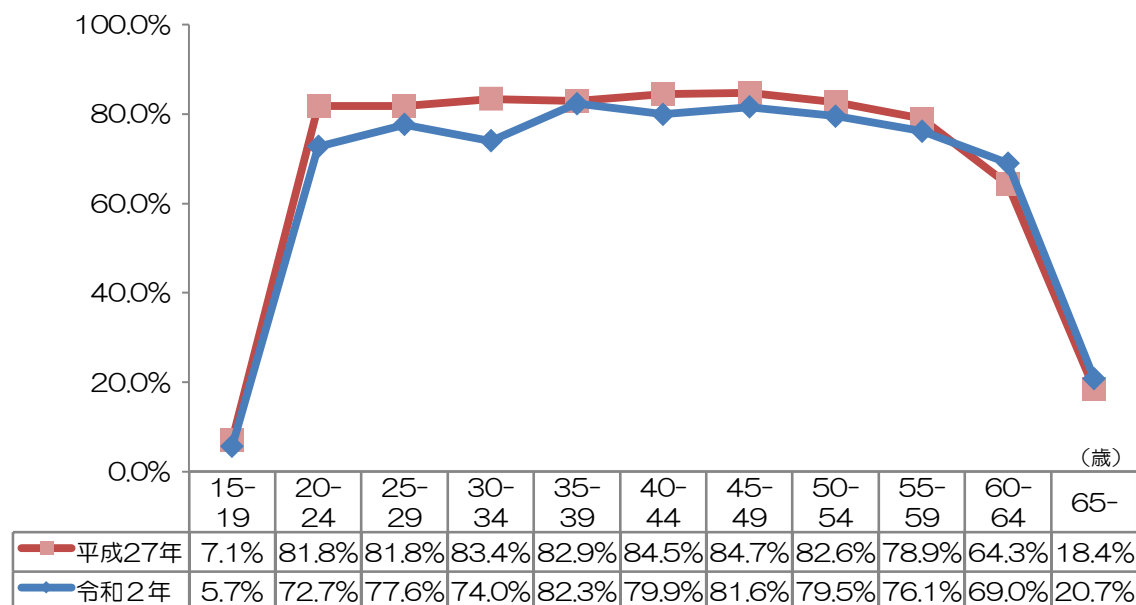
女性の年代別就業率をみると、59歳以下の各年代において、平成27年と比べた令和2年の就業率が低下しています。

◆ 25～44歳女性の就業率の推移



出典：全国の数値は「労働力調査（基本集計）」（総務省）、それ以外の数値は「国勢調査」（総務省）

◆ 女性の年代別就業率の推移



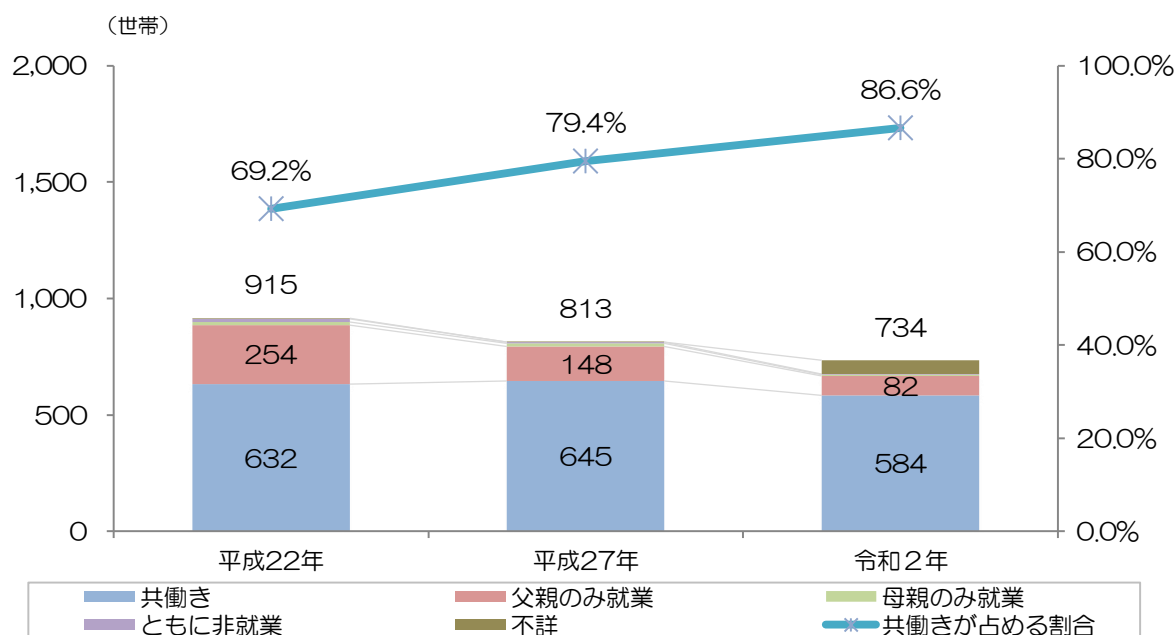
※出典：総務省「国勢調査」

② 共働き世帯の状況

本市の「夫婦と12歳以下の子ども」で構成される世帯数は、減少傾向にあるものの、共働き世帯が占める割合は上昇傾向にあり、令和2年時点において86.6%と9割近くに達しています。

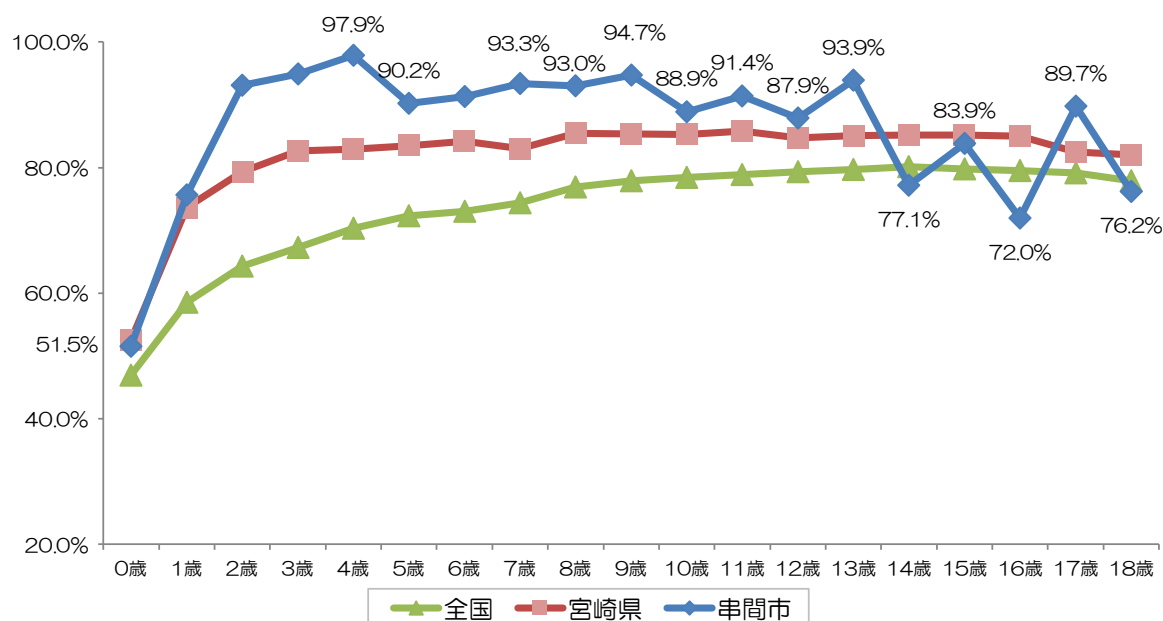
一方、末子の年齢別の共働き世帯の割合を国・県と比較すると、多くの年齢で国・県を上回っているものの、4歳～5歳、13～14歳において割合の低下が生じている状況が見られます。

◆ 【就業状況別】夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数の推移



出典：「国勢調査」(総務省)

◆ 末子の年齢別共働き世帯の割合 (令和2年)



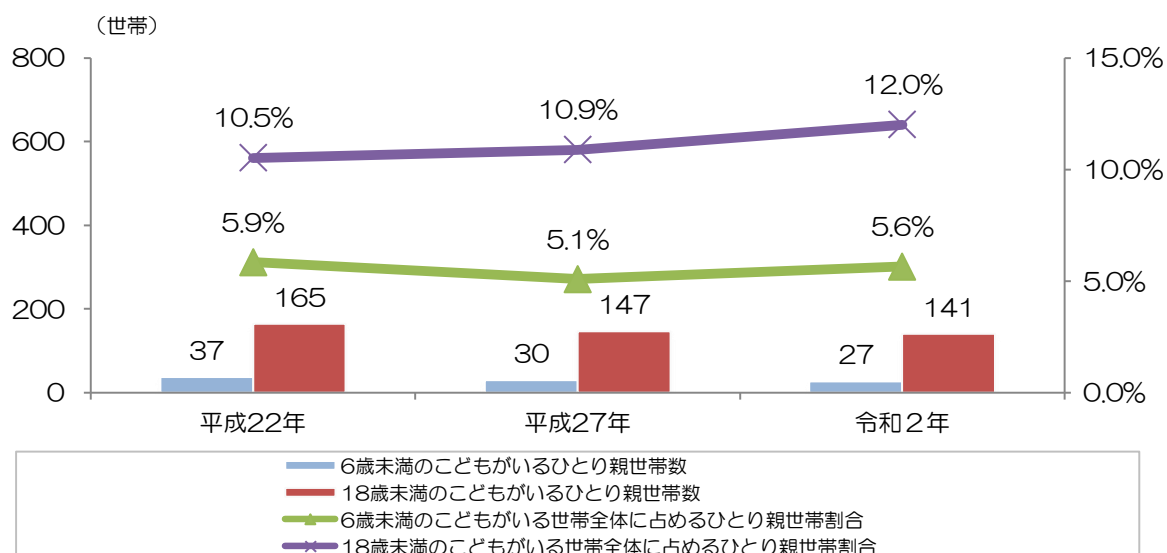
※出典：総務省「国勢調査」

(6) 支援を必要とする可能性の高い子どもや若者を取り巻く状況

① ひとり親世帯数の推移

本市の6歳未満の子どもがいるひとり親世帯数、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、ともに減少傾向にあり、令和2年の6歳未満の子どもがいるひとり親世帯は27世帯、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は141世帯となっています。

世帯数は減少傾向にある一方、18歳未満の子どもがいる世帯全体に占めるひとり親世帯の割合は上昇傾向で推移しています。

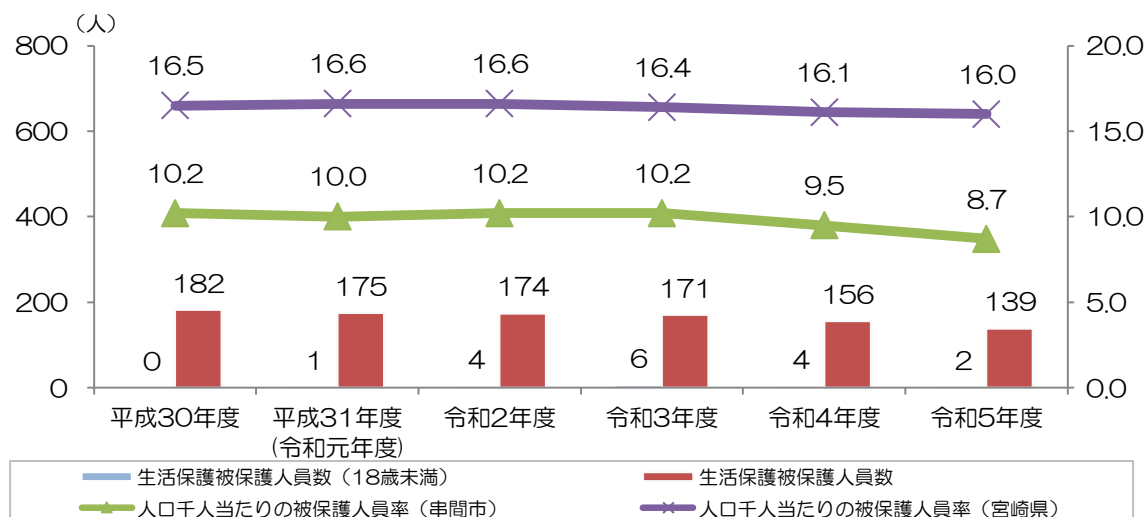


※出典：総務省「国勢調査」

② 生活保護受給者数の推移

本市の被保護人員数は減少傾向で推移しており、令和5年度では139人、うち18歳未満は2人となっています。

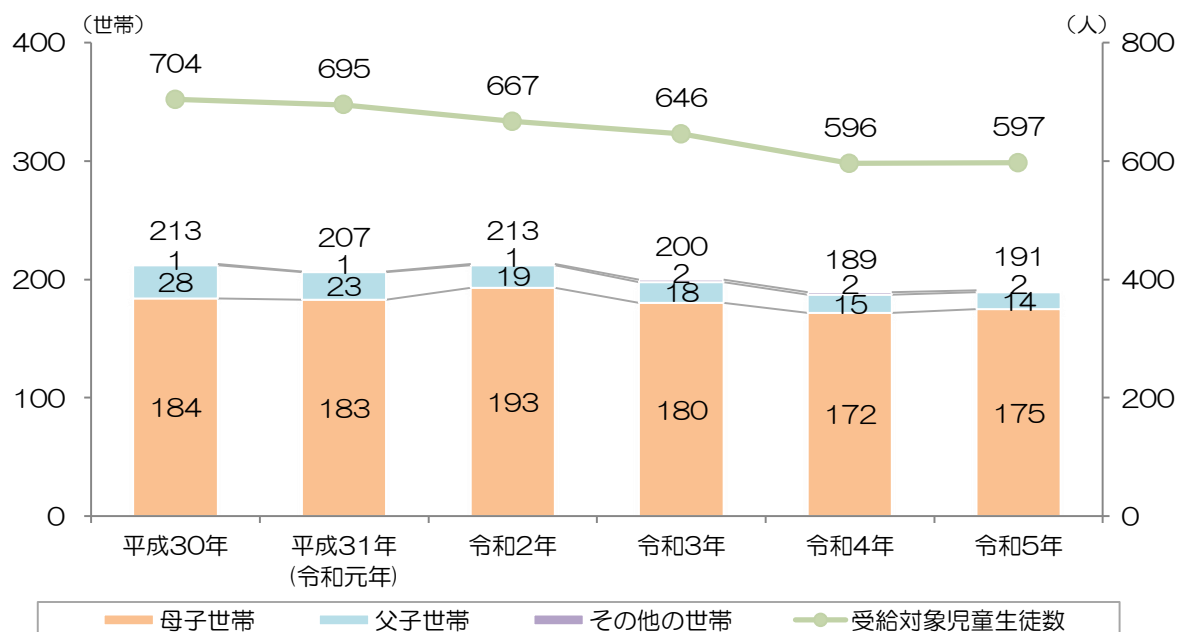
人口あたりの被保護人員率は、県と比べて低くなっており、令和3年以降は低下が続いています。



※出典：串間市資料（各年4月1日時点）

③ 児童扶養手当受給者数の推移

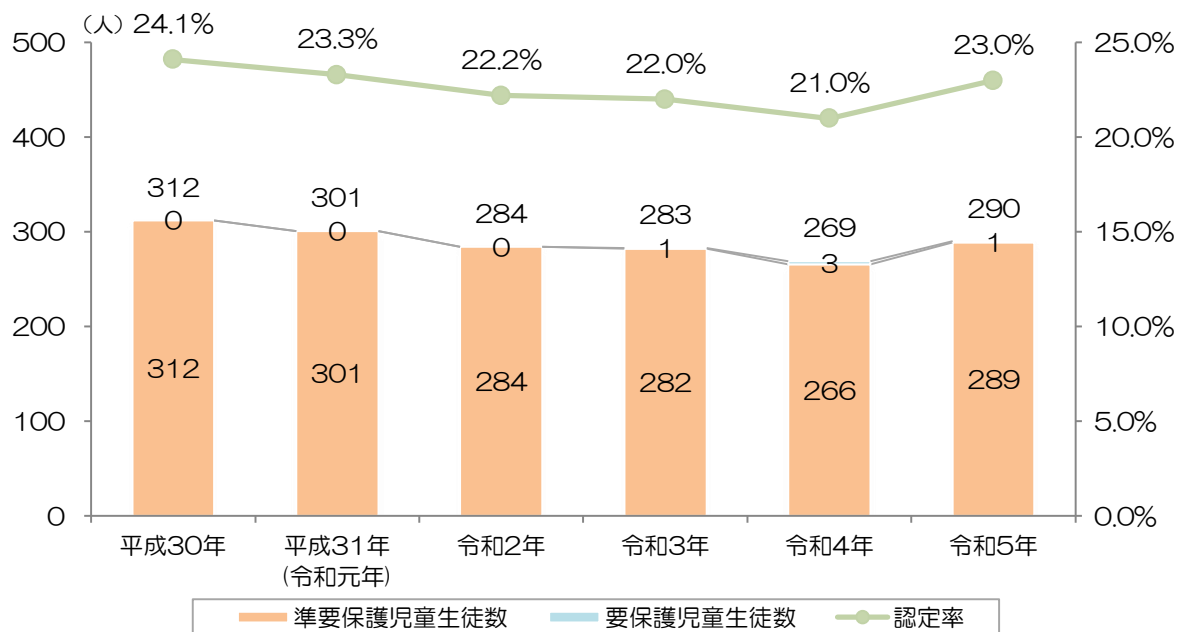
本市の児童扶養手当の受給対象児童数は減少傾向にあり、令和5年の対象児童生徒数は191人となっています。



※出典：串間市資料（各年4月1日時点）

④ 就学援助認定者数の推移

本市の就学援助認定者数は、200人台後半～300人台前半で推移しており、全児童生徒に対する認定率は20%台前半で推移しています。



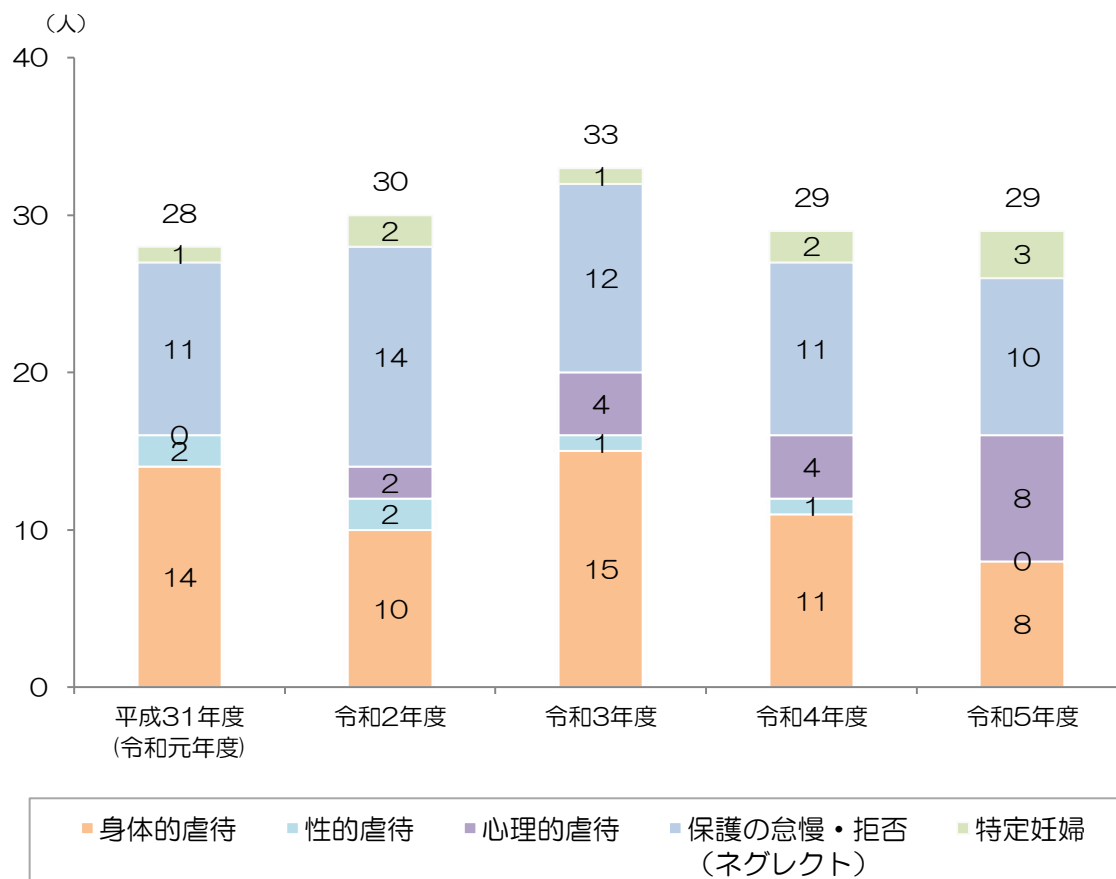
※出典：串間市資料（各年5月1日時点）

⑤ 児童虐待相談件数の推移

本市の児童虐待相談件数は、20 件台後半～30 件台前半で推移しています。

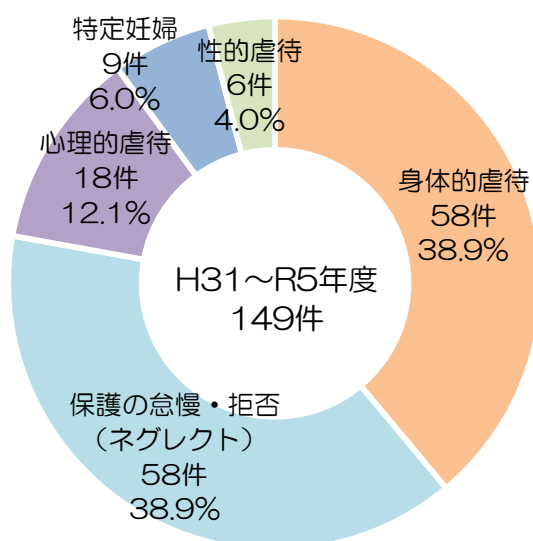
直近 5 か年の相談件数 149 件の内訳をみると、「身体的虐待」「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」がそれぞれ 58 件（38.9%）と最も多く、次いで、「心理的虐待」の 18 件（12.1%）の順となっています。

・児童虐待相談件数の推移



※出典：串間市資料

・児童虐待相談の内訳（平成 31 年度（令和元年度）～令和 5 年度）



※出典：串間市資料

2 アンケート結果からみた現状

(1) 調査概要

① 調査目的

こども・若者、子育て当事者、関係団体等の意見を聴取し、本計画の策定や、今後における本市の施策展開に係る基礎資料とすることを目的に各種アンケート調査を実施しました。

② 調査区分と調査対象

調査区分	調査対象
小学生調査	市内の小学校に通学する小学４年生～６年生全員
中学生調査	市内の中学校に通学する中学生全員
高校生調査	市内の高校に通学する高校生全員（市外居住者除く）
保護者調査	高校生以下のこどもを持つ市民全員
若者調査	18～39歳の市民から抽出した1,300人
関係団体調査	串間市内のこどもの保育や教育、その他支援等に携わる団体・事業所、若い世代の市民がより多く利用すると想定される商業店舗から市が選定した店舗
すこやかひろば利用者調査	すこやかひろば利用者

③ 調査方法及び調査期間

調査区分	調査方法	調査期間
小学生調査	学校を通じて回答依頼文を配布し、インターネットによる回答を依頼	令和６年７月
中学生調査		
高校生調査		
保護者調査	保育所・幼稚園・認定こども園・学校を通じて回答依頼文を配布し、インターネットによる回答を依頼（上記の対象とならない保護者に対しては、調査票を郵送し、回答済み調査票の返送もしくはインターネットによる回答を依頼）	令和６年７月
若者調査	調査票を郵送し、回答済み調査票の返送もしくはインターネットによる回答を依頼	令和６年７月
関係団体調査	調査票を郵送し、回答済み調査票の返送もしくはインターネットによる回答を依頼	令和６年７月～８月
すこやかひろば利用者調査	すこやかひろばに調査票を設置し、回答済み調査票の提出もしくはインターネットによる回答を依頼	令和６年８月

④ 有効回答数及び有効回答率

調査区分	配付数	有効回答数	有効回答率
小学生調査	433 件	347 件	80.1%
中学生調査	410 件	330 件	80.5%
高校生調査	192 件	165 件	85.9%
保護者調査	1,783 件	836 件	46.9%
若者調査	1,300 件	376 件	28.9%
関係団体調査	50 件	28 件	56.0%
すこやかひろば利用者調査	—	14 件	—

⑤ 調査結果の表示について

- ・ 比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。このため合計が 100.0%とならない場合や、図表に表記された値と文中に表記された値に差異が生じている場合があります。
- ・ 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての回答対象者数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が 100%を超えることがあります。

(2) 調査結果概要

① こども・若者、保護者の生活の現状

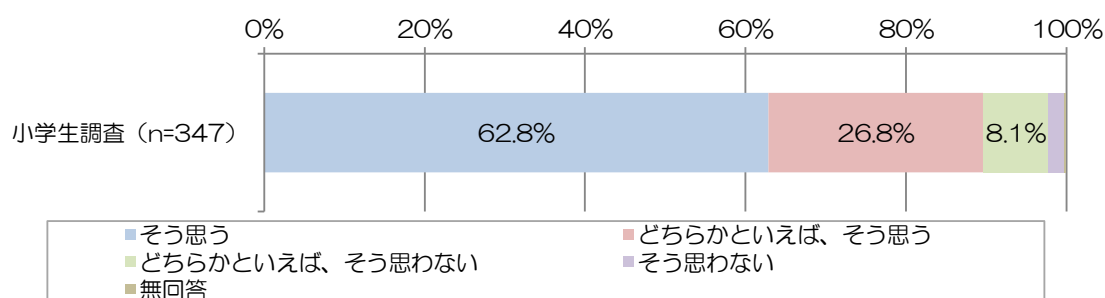
ア) 幸福度及び生活満足度

小学生調査において、「幸せだと思うか」について尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」のいずれかに回答した割合は89.6%と、9割近くに達しています。

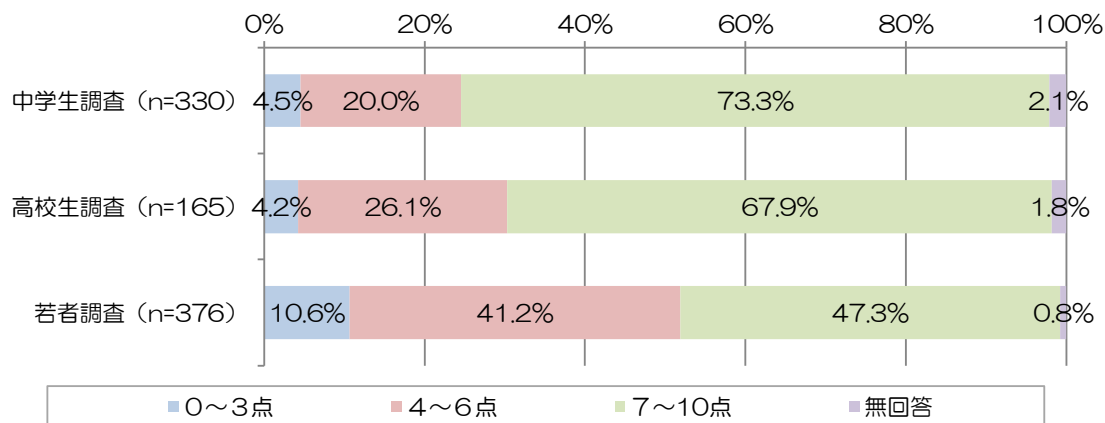
中学生調査等において、「生活満足度（10点満点）」について尋ねたところ、7点以上に回答した割合は、中学生：73.3%、高校生：67.9%、若者：47.3%となっており、年齢が高くなるほど低くなっています。

また、保護者調査において7点以上に回答した割合は46.5%となっています。

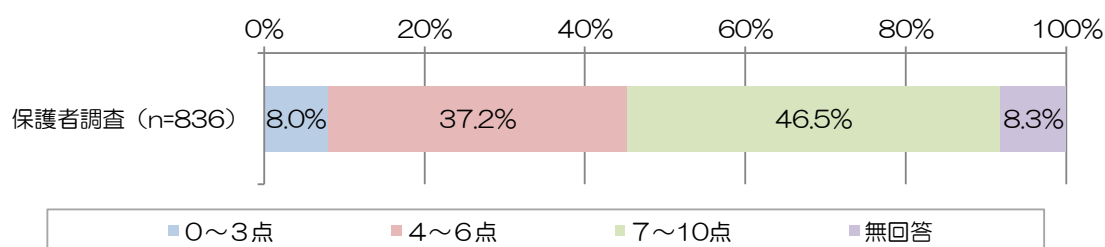
・幸せだと思うか



・生活満足度



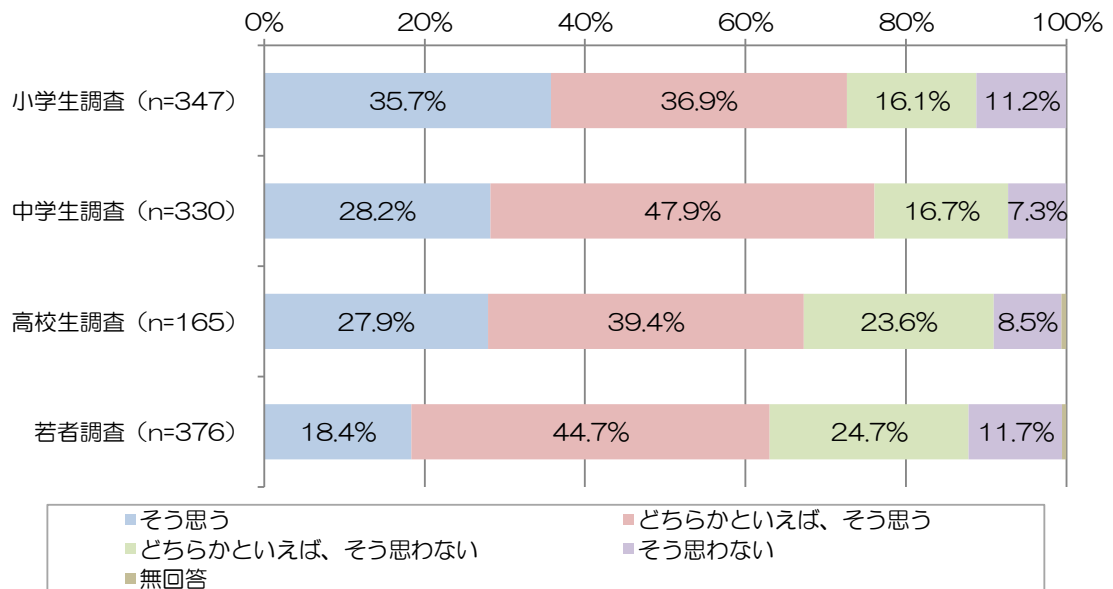
・生活満足度



イ) 自己肯定感

「自分のことが好きであるか」について尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」のいずれかに回答した割合は、小学生：72.6%、中学生：76.1%、高校生：67.3%、若者：63.0%となっています。

・自分のことが好きであるか

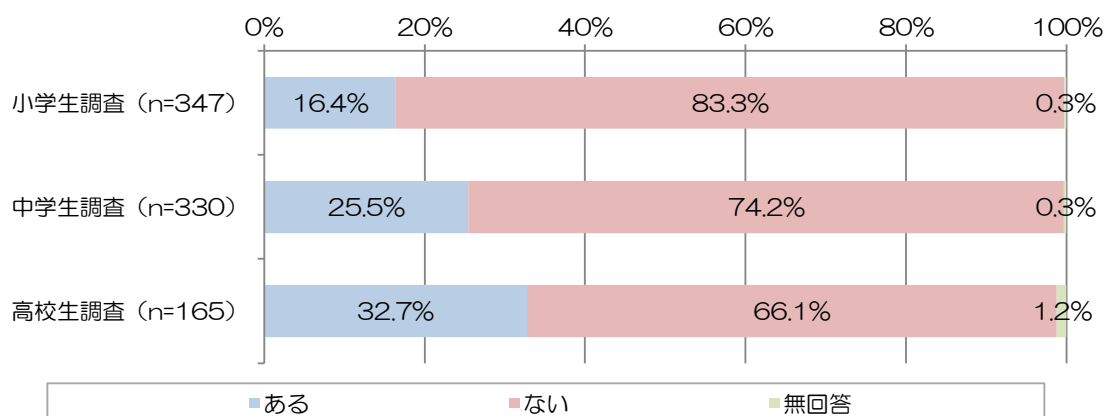


ウ) 嫌なことや悩み

「嫌なことや悩みなどの有無」について、「ある」と回答した割合は、小学生：16.4%、中学生：25.5%、高校生：32.7%となっており、年齢が高くなるほど高くなっています。

具体的な「嫌なことや悩みなど」については、小学生調査では「友達のこと」、中学生調査では「学校や勉強のこと」、高校生調査では「将来のこと」の回答割合がそれぞれ最も高くなっています。

・嫌なことや悩みなどの有無



・嫌なことや悩みなどの内容（上位3項目）

順位	小学生調査結果	中学生調査結果	高校生調査結果
1 位	友達のこと 54.4%	学校や勉強のこと 51.2%	将来のこと 57.4%
2 位	学校や勉強のこと 29.8%	友達のこと 47.6%	勉強のこと 53.7%
3 位	自分のこと 22.8%	進学・進路のこと 41.7%	自分の身体や健康のこと 22.2%

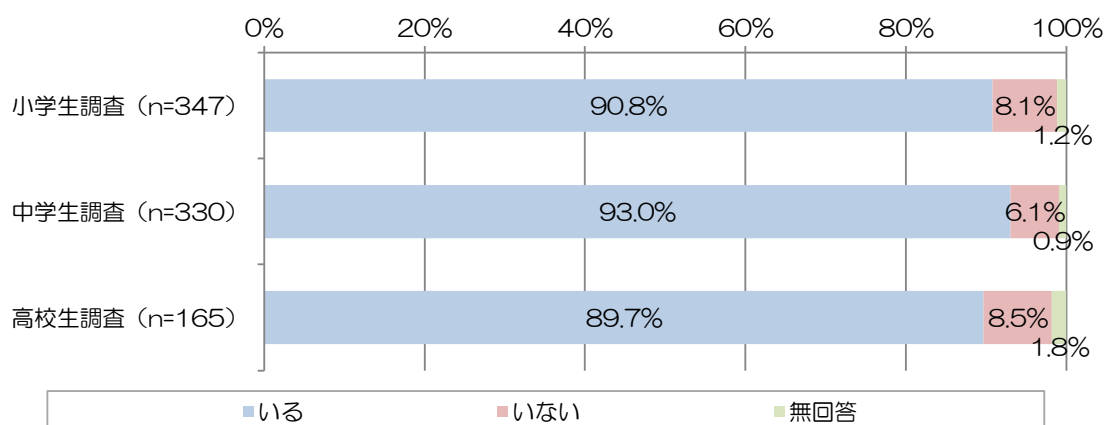
※回答対象は「嫌なことや悩みなどがあると回答したこども」であり、複数回答可
「小学生調査・中学生調査」と「高校生調査」では選択肢の内容が異なる

エ) 困ったときの相談相手、助けてくれる人

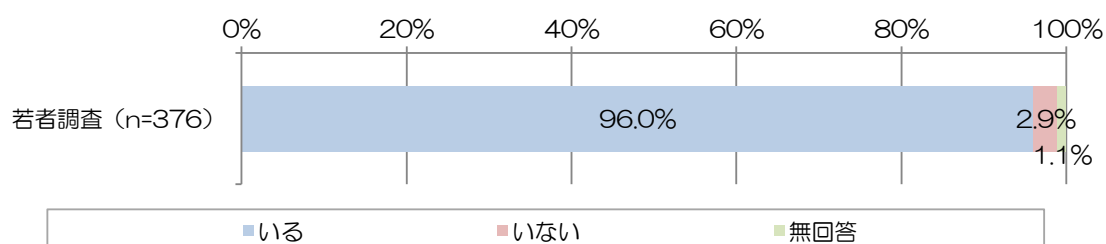
「悩みや心配ごとがあるときの相談相手の有無」について、「いる」と回答した割合は、小学生：90.8%、中学生：93.0%、高校生：89.7%と、各世代で9割近くに達していますが、「いない」と回答した割合も一定数に達しています。

若者調査において、「困ったときに助けてくれる人の有無」について尋ねたところ、「いる」と回答した割合は96.0%となっています。

・悩みや心配ごとがあるときの相談相手の有無



・困ったときに助けてくれる人の有無



② 子育ての状況

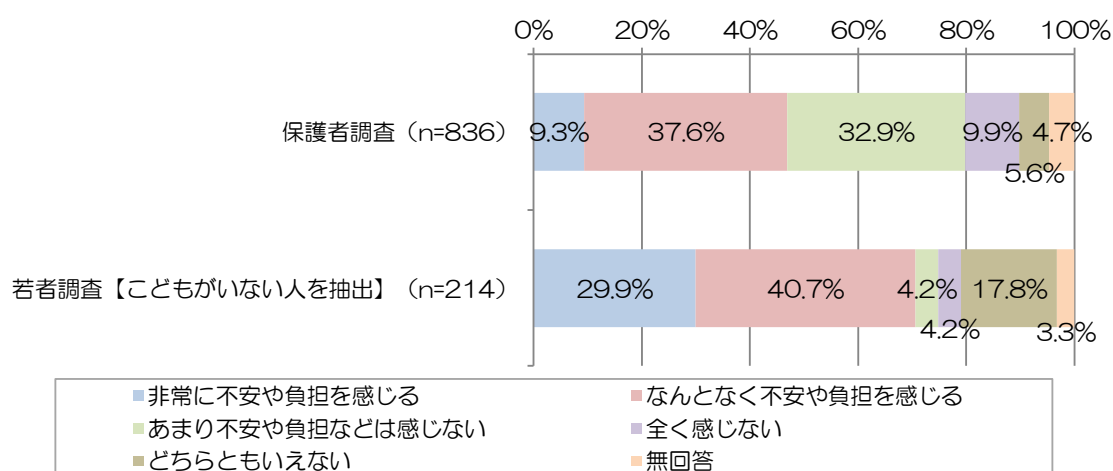
ア) 子育てに対する不安感・負担感

「子育てに関して不安や負担を感じるか」について尋ねたところ、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」のいずれかに回答した割合は、保護者調査において 46.9%となっています。

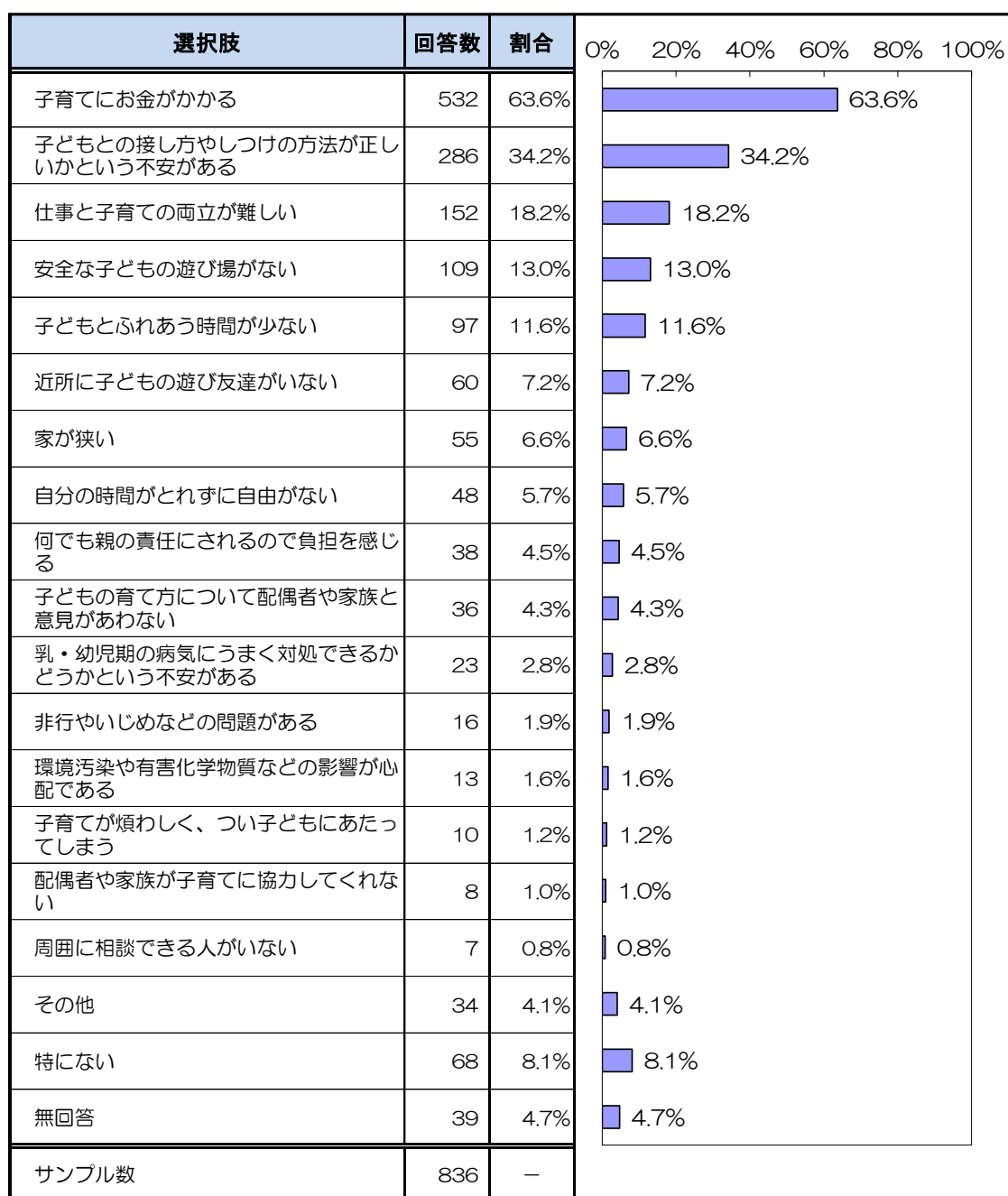
一方、若者調査結果から「現在、こどもがいない人」の回答を抽出すると、同割合が7割に達するなど、保護者調査と回答内容の差が生じています。

保護者調査において、「子育てに関して不安や負担に感じること」について尋ねたところ、「子育てにお金がかかる」が63.6%と最も高く、次いで、「子どもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」の34.2%の順となっており、子育てに対する不安感・負担感を軽減させるため、子育て支援の充実を図っていくとともに、次代を担う若者に対する啓発にも取り組んでいくことが必要であると考えられます。

・ 子育てに関して不安や負担を感じるか



・子育てに関して不安や負担に感じること（保護者調査）



※複数回答可

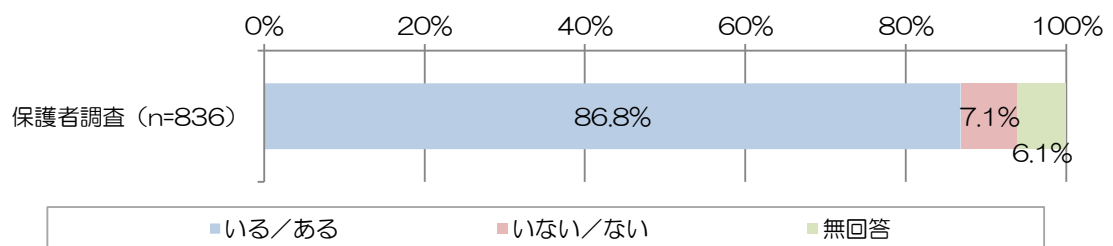
イ) 子育てに関する相談相手や頼れる人

保護者調査において、「子育てに関する相談相手の有無」について尋ねたところ、「いる／ある」と回答した割合は、86.8%となっています。

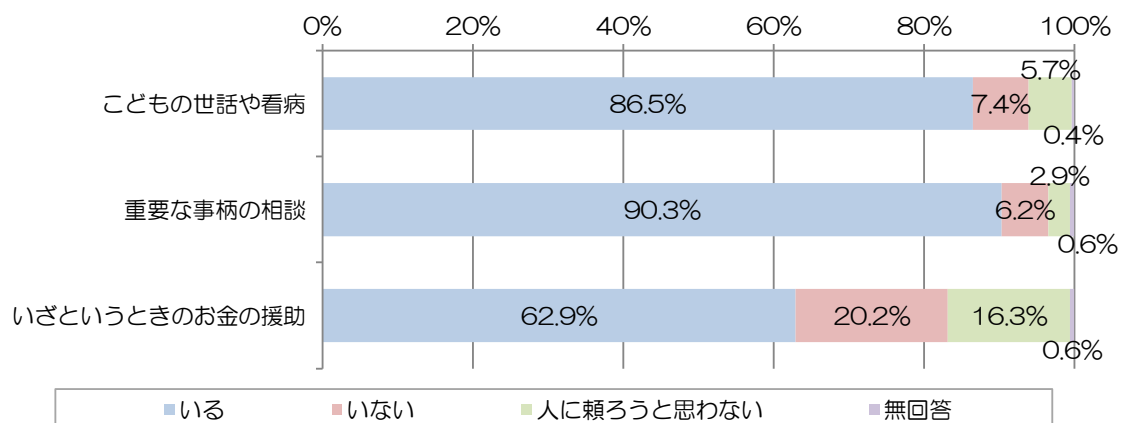
また、「子育てに関して頼れる人の有無」について尋ねたところ、「いる」と回答した割合は、こどもの世話や看病：86.5%、重要な事柄の相談：90.3%、いざというときのお金の援助：62.9%となっています。

「いざというときのお金の援助」について、「いない」と回答した割合が20.2%となっていることから、いざというときの支援の提供体制の確保及び周知が必要であると考えられます。

・子育てに関する相談相手の有無



・子育てに関して頼れる人の有無（保護者調査）



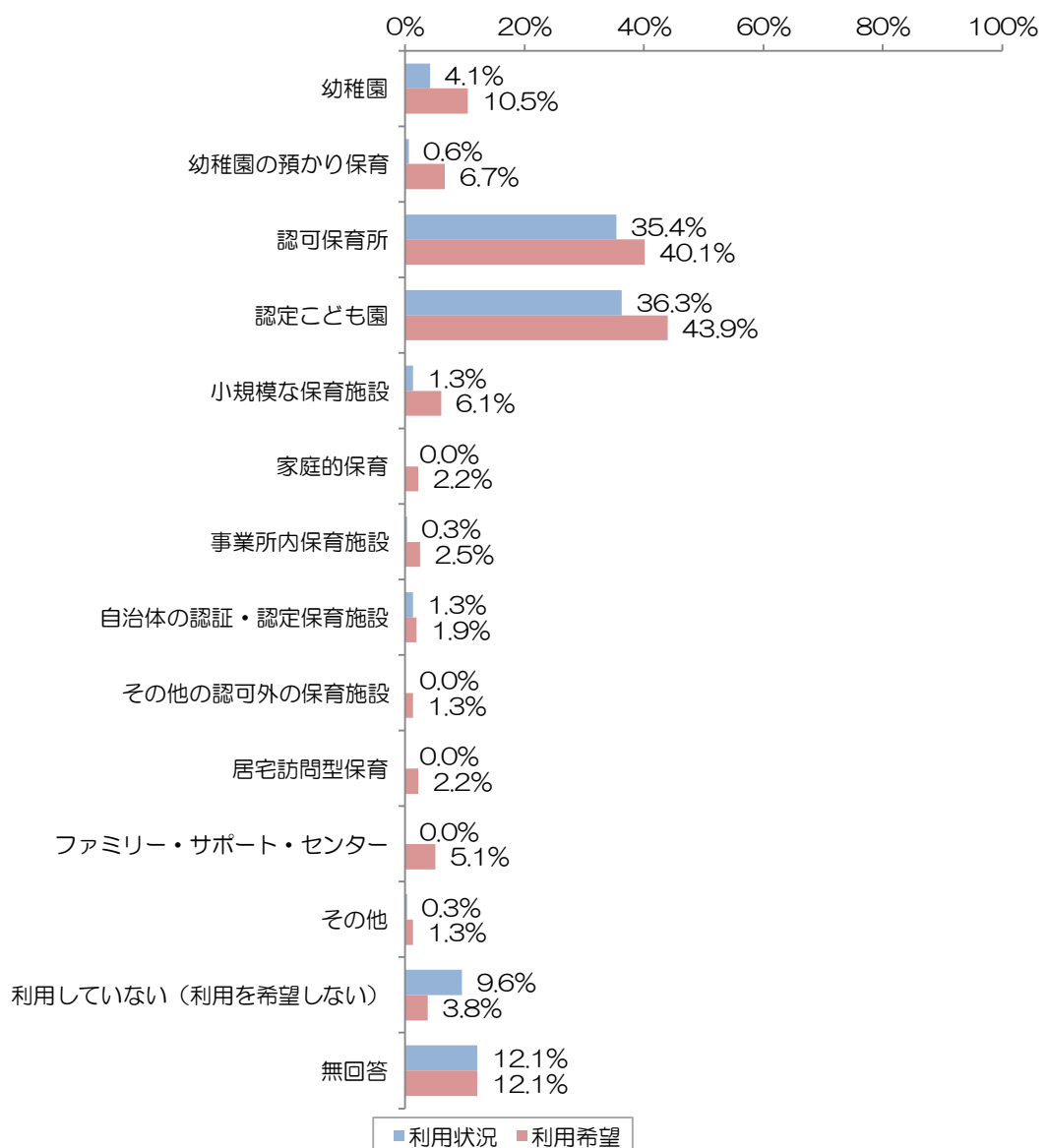
ウ) 定期的な教育・保育事業の利用状況及び利用希望

0～5歳児の保護者に対して、「定期的な教育・保育事業の利用状況」について尋ねたところ、約8割の保護者が「事業を利用している」と回答しており、具体的には「認定こども園」「認可保育所」「幼稚園」の順に利用割合が高くなっています。

一方、「利用希望」については、「事業を利用している」と回答した割合と比較して、「事業を利用したい」と回答した割合が増えていますが、利用したい事業の上位3項目は「利用状況」と同一となっています。

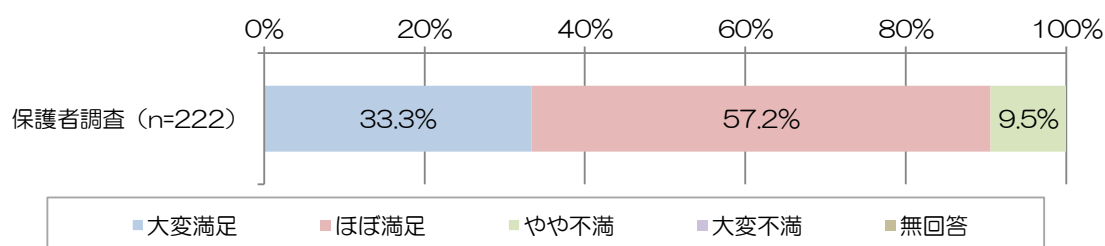
また、「事業を利用している」と回答した保護者の「事業に対する総合的な満足度」について、「大変満足」「ほぼ満足」のいずれかに回答した割合は、90.5%と高くなっています。

・ 定期的な教育・保育事業の利用状況及び利用希望（保護者調査）



※回答対象は「5歳以下の子どもがいる保護者」であり、複数回答可

・定期的な教育・保育事業利用者の総合的な利用満足度



※回答対象は「定期的な教育・保育事業を利用していると回答した保護者」

エ) 小学生の放課後の過ごし方に関する希望

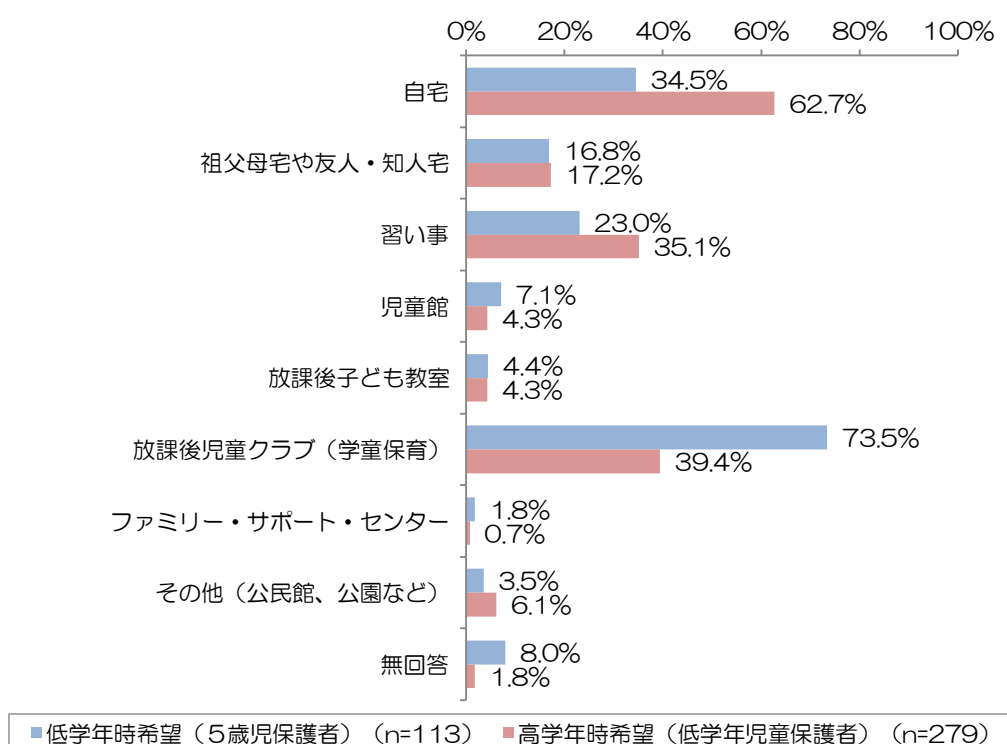
「小学生の放課後の過ごし方」について、5歳児保護者に「小学校低学年時の希望」、小学1～3年生保護者に「小学校高学年時の希望」を尋ねたところ、「小学校低学年時の希望」については、「放課後児童クラブ（学童保育）」が73.5%と最も高く、次いで、「自宅」の34.5%の順となっています。

一方、「小学校高学年時の希望」については、「自宅」が62.7%と最も高く、次いで、「放課後児童クラブ（学童保育）」の39.4%、「習い事」の35.1%の順となっています。

低学年時と比べて、高学年時の「放課後児童クラブ（学童保育）」への回答割合は低下しているものの、4割近くに達しており、こどもの学年が上がっても一定のニーズがあると考えられます。

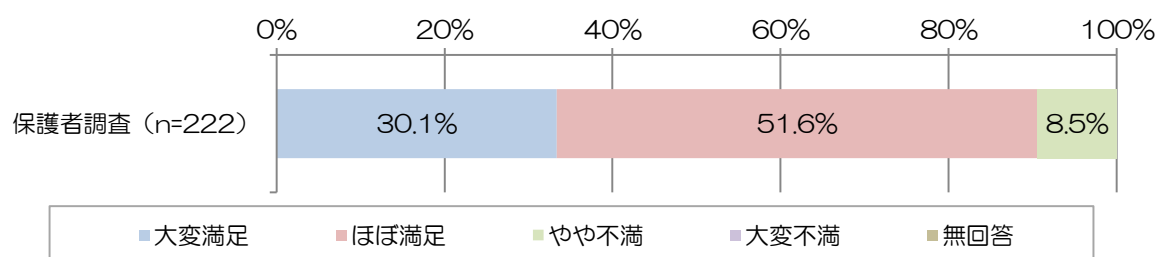
「事業を利用している」と回答した保護者の「事業に対する総合的な満足度」について、「大変満足」「ほぼ満足」のいずれかに回答した割合は、81.7%と高くなっています。

・定期的な教育・保育事業の利用状況及び利用希望（保護者調査）



※複数回答可

・放課後児童クラブ利用者の総合的な利用満足度



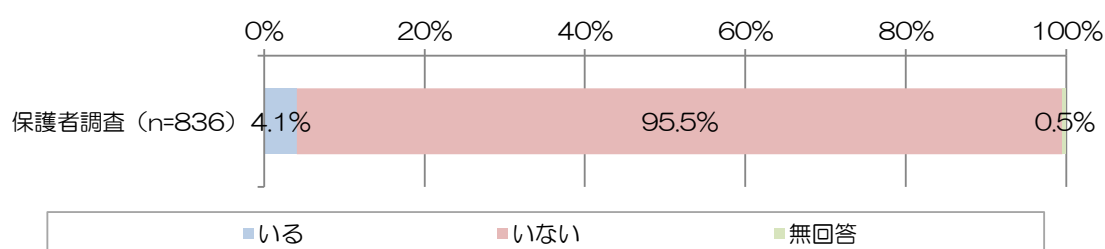
※回答対象は「放課後児童クラブを利用していると回答した保護者」

③ 支援を必要とする可能性の高い子どもや若者、保護者の状況

ア) ダブルケア

保護者調査において、「世帯における介護又は介助の必要な人の有無」について尋ねたところ、「いる」と回答した割合は、4.1%となっています。

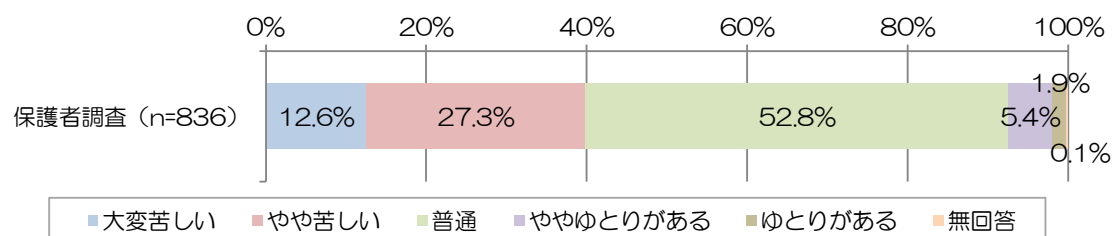
・世帯における介護又は介助の必要な人の有無



イ) 家庭の経済状況

保護者調査において、「家庭の経済状況」について尋ねたところ、「大変苦しい」「やや苦しい」のいずれかに回答した割合は、39.8%と4割近くに達しています。

・家庭の経済状況



ウ) 貧困率

保護者調査における「世帯収入」「世帯人数」から、「こどもの貧困率（相対的貧困率）※」を算出した結果、全体の16.3%に対し、ひとり親世帯では32.7%と高く、ひとり親世帯の経済状況は、ふたり親家庭と比べて厳しい状態にあると考えられます。

また、「こどもの絶対的貧困率※」についても、全体の21.3%に対し、ひとり親世帯が38.6%と大きく上回る結果となっています。

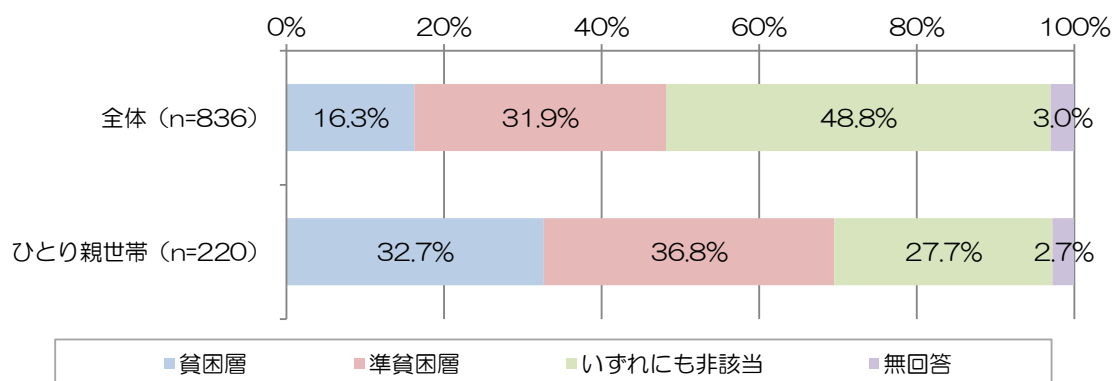
※相対的貧困率…ある集団において、相対的に所得水準が低いと考えられる層が占める割合。

本計画では、世帯収入を世帯人数の平方根で除し算出された値を「等価世帯収入」とし、等価世帯収入の中央値に対し、等価世帯収入が2分の1未満である層を「貧困層」、2分の1以上中央値未満である層を「準貧困層」と分類し、「貧困層」に該当する割合をこどもの貧困率（相対的貧困率）とした。

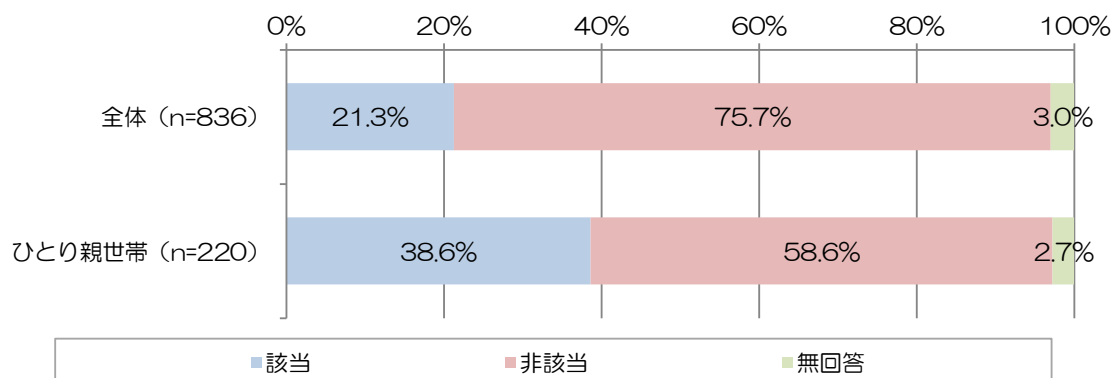
※絶対的貧困率…必要最低限の生活水準が満たされていない人の割合。

本計画では、生活保護世帯の最低生活費を下回っている層を「絶対的貧困」に該当するとした。

・こどもの貧困率【相対的貧困率】（保護者調査）



・こどもの絶対的貧困率（保護者調査）

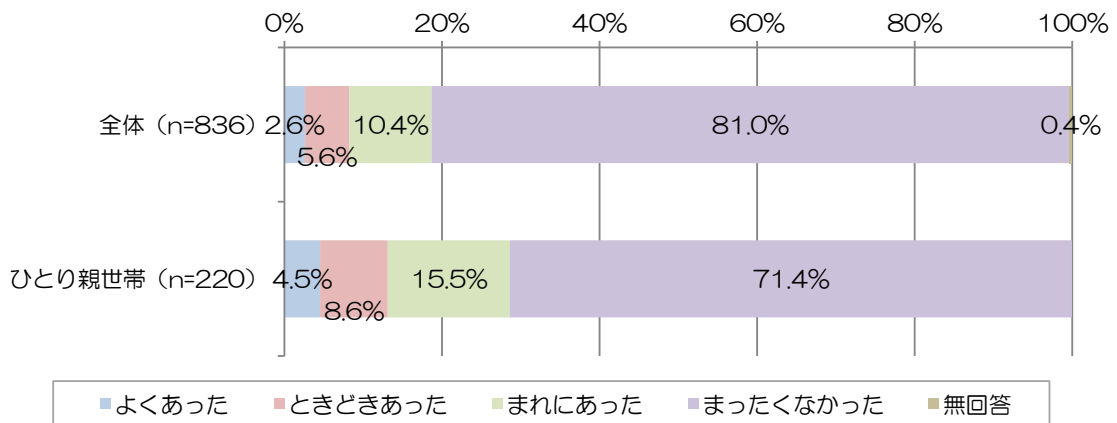


工) 生活費の未払い経験等

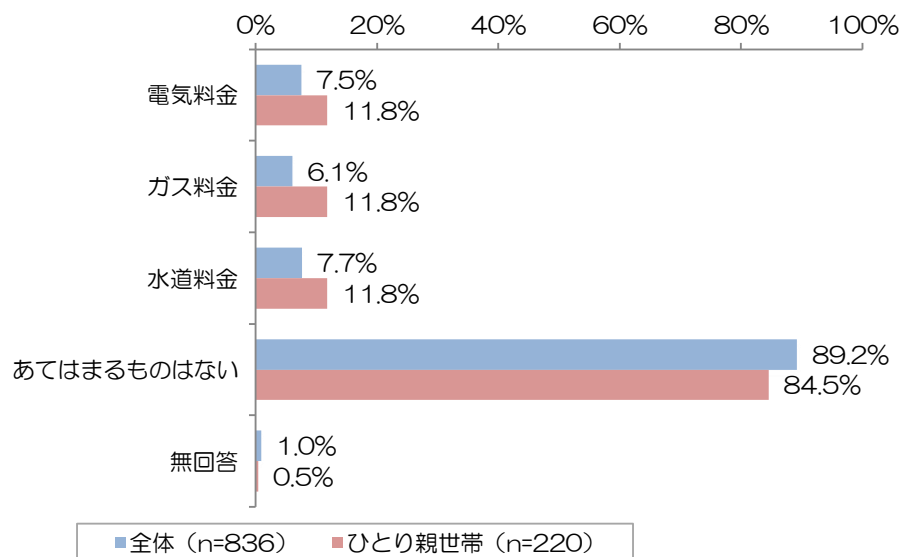
保護者調査において、「必要な食料が買えなかった経験の有無」について尋ねたところ、「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合は、全体：8.3%、ひとり親世帯：13.2%となっています。

「光熱費の未払い経験の有無」については、「ない」と回答した割合が全体・ひとり親世帯ともに8割を超えていますが、全体的にひとり親世帯の未払い経験を有する割合が高くなっています。

・必要な食料が買えなかった経験の有無（保護者調査）



・光熱費の未払い経験の有無（保護者調査）



※複数回答可

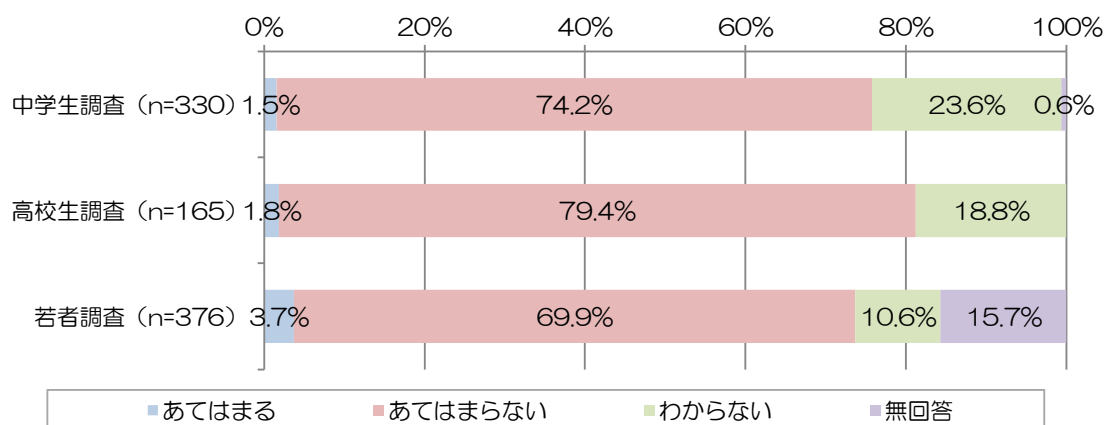
オ) ヤングケア

中学生～高校生調査において、「ヤングケアラーへの該当の有無」について尋ねたところ、「あてはまる」と回答した割合は、中学生：1.5%、高校生：1.8%、若者：3.7%となっています。

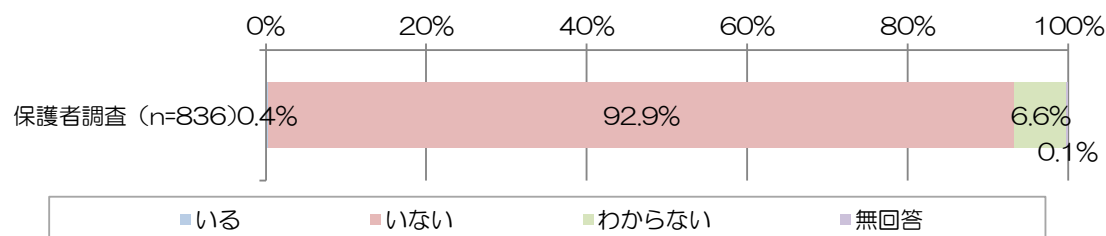
また、保護者調査において、「家庭内におけるヤングケアラーに該当するこどもの有無」について尋ねたところ、「いる」と回答した割合は0.4%となっています。

全体に占める割合が大きくはないものの、ヤングケアラーが一定の人数いると考えられることから、ヤングケアラーの把握と適切な支援の提供に努めていく必要があると考えられます。

・ヤングケアラーへの該当の有無



・家庭内におけるヤングケアラーに該当するこどもの有無

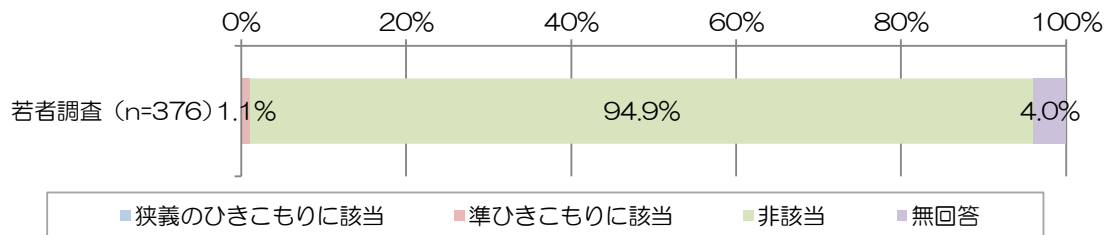


力) ひきこもり

「こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府・令和4年度）」を参考に、若者調査結果について、「ひきこもりへの該当の有無」の判定を行いました。

「ひきこもりへの該当の有無」の判定においては、「狭義のひきこもり」もしくは「準ひきこもり」に該当する人を「広義のひきこもりに該当する」としていますが、本調査結果では「狭義のひきこもりに該当する」人はなく、「準ひきこもりに該当する」割合が1.1%となっています。

・ひきこもりへの該当の有無（市民調査）



※ひきこもりの判定について

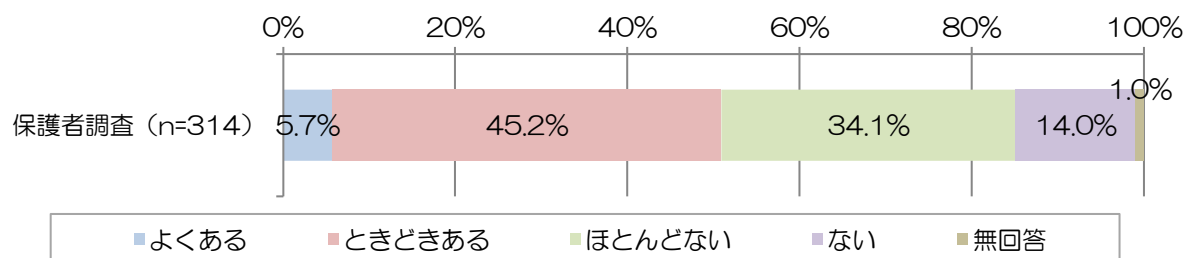
- ① 外出の機会について、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」のいずれかに回答し、かつ、「現在の状態となって、6ヶ月以上経つ」と回答した人を「ひきこもり可能性者」とする。
- ② 「ひきこもり可能性者」から、「現在の状態となった理由が「病気」である」「現在の状態となった理由が「妊娠や出産、育児、介護、看護」によるものであり、最近6ヶ月間に家族以外の人と会話をした」「職業が「会社役員や自営業・自由業、家族従業者・内職」に該当する」「現在就労しているもしくは自宅での時間を仕事に使っている」等に該当する人を除外する。
- ③ ②で除外されなかった「ひきこもり可能性者」を「広義のひきこもりに該当」とし、そのうち、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」と回答した人を「準ひきこもりに該当」、それ以外の人を「狭義のひきこもりに該当」と判定する。

キ) 虐待

0～5歳児の保護者に対して、「親として子どもに対してよくない行動をしていると思うことがあるか」について尋ねたところ、「よくある」が5.7%、「ときどきある」が45.2%となっています。

保護者が子育てにかかる負担を抱え込むようなことがないよう、子育て支援体制の充実や支援策の周知を図っていくとともに、社会全体で子どもを見守り、育てる環境づくりが必要であると考えられます。

・親として子どもに対してよくない行動をしていると思うことがあるか



ク) 関係団体が感じている支援を必要とすると考えられる子どもや若者、保護者の状況

関係団体調査において、「支援を必要とすると考えられる子どもや保護者、若者等について、感じている近年の傾向、特徴、変化」について尋ねたところ、「精神的に大人になりきれないまま親となってしまったために問題を抱える保護者が増加している」「相談できる人がいないために社会的に孤立している人がいる」といった回答が得られました。

・ 関係団体が感じている支援を必要とすると考えられる子どもや若者、保護者の状況
(関係団体調査)

- ・ 朝食を食べていない子どもが増えている
- ・ 落ち着きがない、我慢ができない、生活が不規則といった子どもが増えている
- ・ 経済的に苦労している子育て世帯が増えている印象があるが、やむを得ない理由で貧困状態となっている世帯がある一方で、勤労意欲がない、浪費といった保護者の金銭管理ができていないために貧困状態となっている世帯もある
- ・ 自分優先ばかりで周りのことを考えない人が増えており、特に社会的孤立状態にある人にその傾向を強く感じる
- ・ 精神的に子どものまま、親となってしまった人が一定数おり、子どもより自分の都合を優先させるなど、子育てに対する責任感を感じていない保護者が増えている
- ・ 相談できる人がいないために不安を一人で抱えている人がいる
- ・ 障がい児を持つ保護者で孤立感を抱えている人が多くなっている
- ・ 教育現場で教師と児童・生徒がうまく信頼関係を築けず、そのことが保護者との関係にも悪影響を与え、不登校に陥ったり、児童・生徒の支援が十分に行えなかったりするケースがある
- ・ 外見だけで生活状況の判断はできないが、夏休み期間中に商業店舗に1時間以上滞在する子どもがおり、居場所がどこにもないのだろうか心配になる
- ・ 支援や指導を繰り返し行っても、なかなか改善がみられないなど、長期的に支援等を行う必要がある人がいる

※回答結果を取りまとめた結果を掲載

④ 将来に対する意識・意向

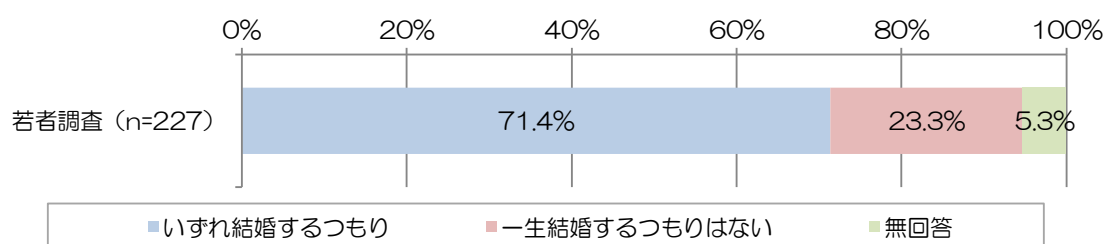
ア) 現在結婚していない人の将来的な結婚の意向と希望こども数

若者調査において、現在結婚していない人に「将来的な結婚の意向」について尋ねたところ、「いずれ結婚するつもり」が71.4%、「一生結婚するつもりはない」が23.3%となっています。

20歳代では「いずれ結婚するつもり」と回答した割合が8割近くに達していますが、「一生結婚するつもりはない」と回答した割合も1割を超えています。

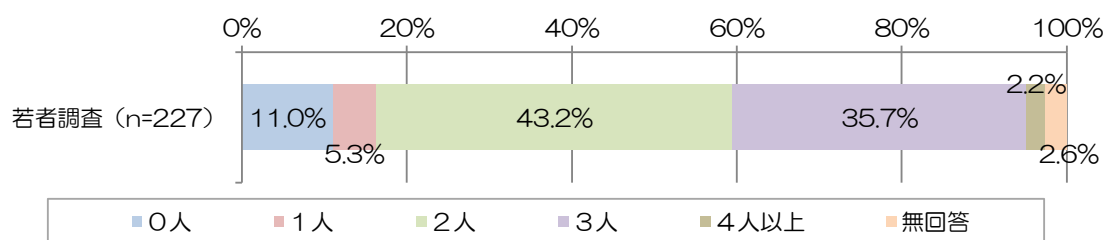
また、現在結婚していない人に「希望するこどもの数」について尋ねたところ、「2人」への回答が最も多く、平均値は2.14人となっていますが、「0人」と回答した割合も1割を超えています。

・現在結婚していない人の将来的な結婚意向



	単純集計	性別		年齢		
	全体	男性	女性	19歳以下	20～29歳	30～39歳
サンプル数	227	99	123	23	115	88
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
いずれ結婚するつもり	162	71	88	16	91	54
	71.4%	71.7%	71.5%	69.6%	79.1%	61.4%
一生結婚するつもりはない	53	22	29	6	16	31
	23.3%	22.2%	23.6%	26.1%	13.9%	35.2%
無回答	12	6	6	1	8	3
	5.3%	6.1%	4.9%	4.3%	7.0%	3.4%

・現在結婚していない人の希望こども数

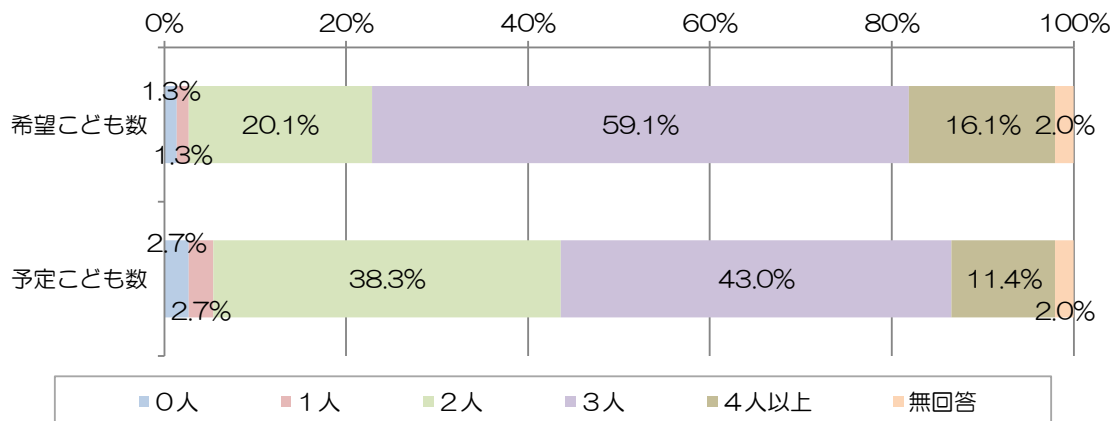


イ) 現在結婚している人の希望子ども数と予定子ども数

若者調査において、現在結婚している人に「希望子ども数」「予定子ども数」について尋ねたところ、現在結婚している若者の9割以上が子どもを持つことを希望・予定しています。

一方、「希望子ども数」「予定子ども数」を比較すると、希望子ども数：2.97人、予定子ども数：2.68人と、「希望」と「予定」に差が生じており、予定子ども数を「3人」と回答した割合は、希望子ども数と比べて15ポイント以上低くなっています。

・現在結婚している人の希望子ども数と予定子ども数

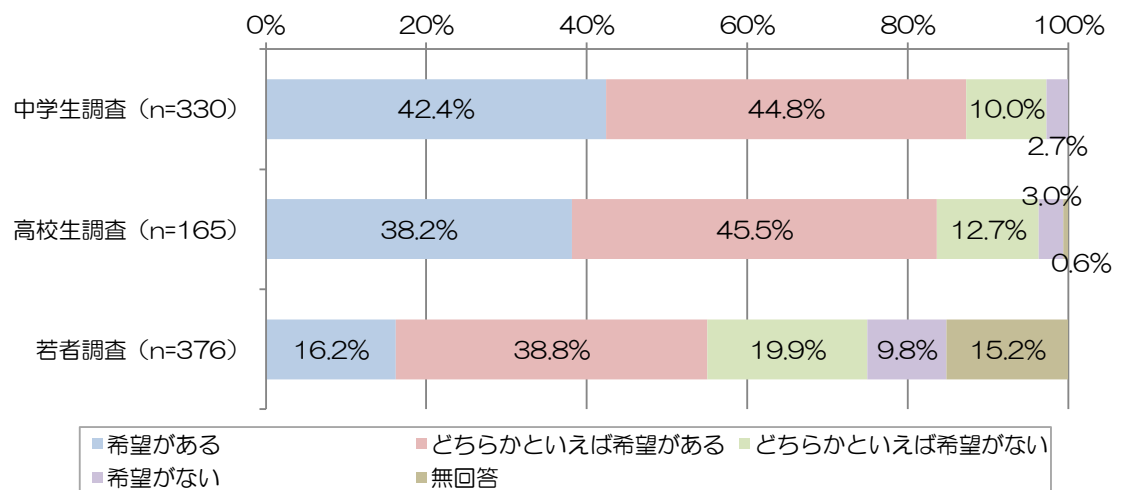


ウ) 将来への展望

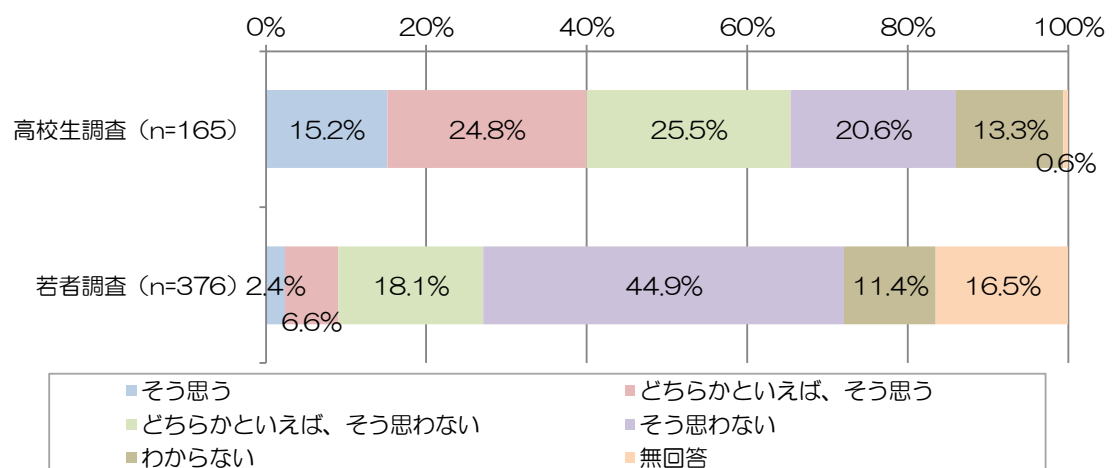
「自分の将来に対し、明るい希望を持っているか」について尋ねたところ、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」のいずれかに回答した割合は、中学生：87.3%、高校生：83.6%、若者：55.0%となっており、年齢が高くなるほど低くなっています。

また、「串間市の将来は明るいと思うか」について尋ねたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」のいずれかに回答した割合は、高校生：40.0%、若者：9.0%にとどまっており、「そう思わない」「どちらかといえば、そう思わない」のいずれかに回答した割合を下回っています。

・自分の将来に対し明るい希望を持っているか



・串間市の将来は明るいと思うか



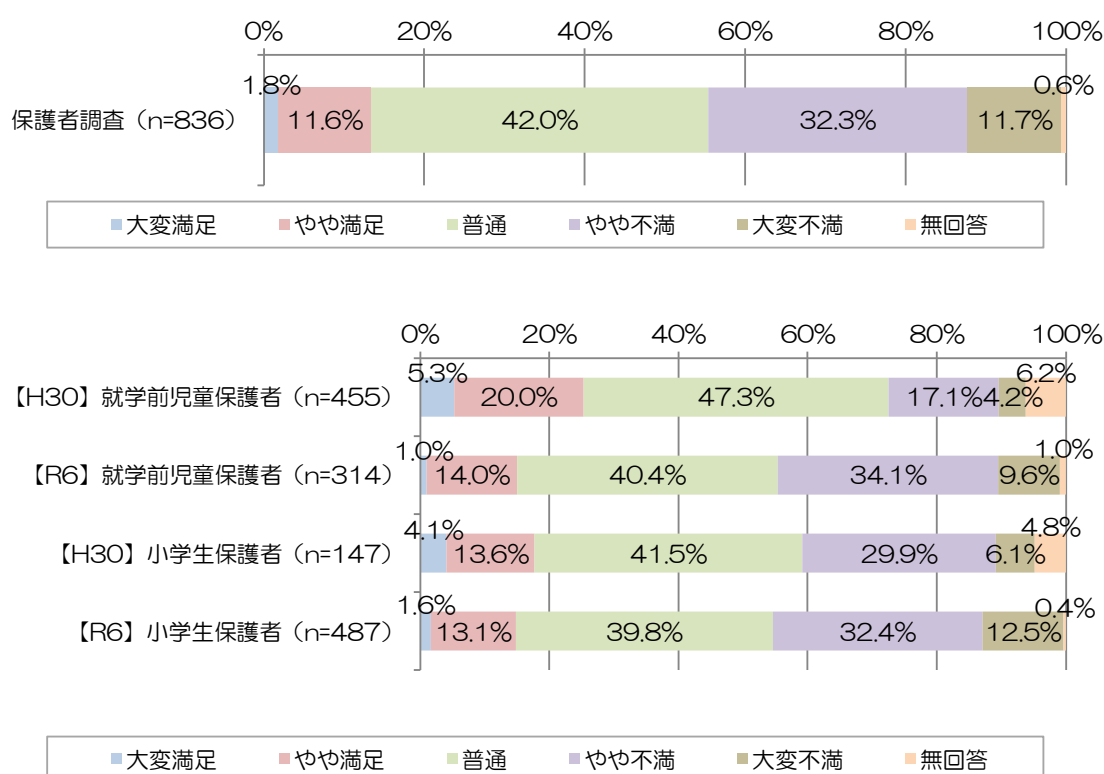
⑤ 串間市の取組について

ア) 串間市の子育て環境や支援への満足度

保護者調査において、「串間市の子育て環境や支援への満足度」について尋ねたところ、「大変満足」「やや満足」のいずれかに回答した割合は 13.4%にとどまっており、「やや不満」「大変不満」のいずれかに回答した割合の 44.0%を大きく下回っています。

また、平成 30 年度に実施した「串間市第 2 期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」結果と比較すると、就学前児童保護者・小学生保護者の満足度がともに低下しており、保護者のニーズを踏まえた子育て環境・支援の改善が求められていると考えられます。

・串間市の子育て環境や支援への満足度

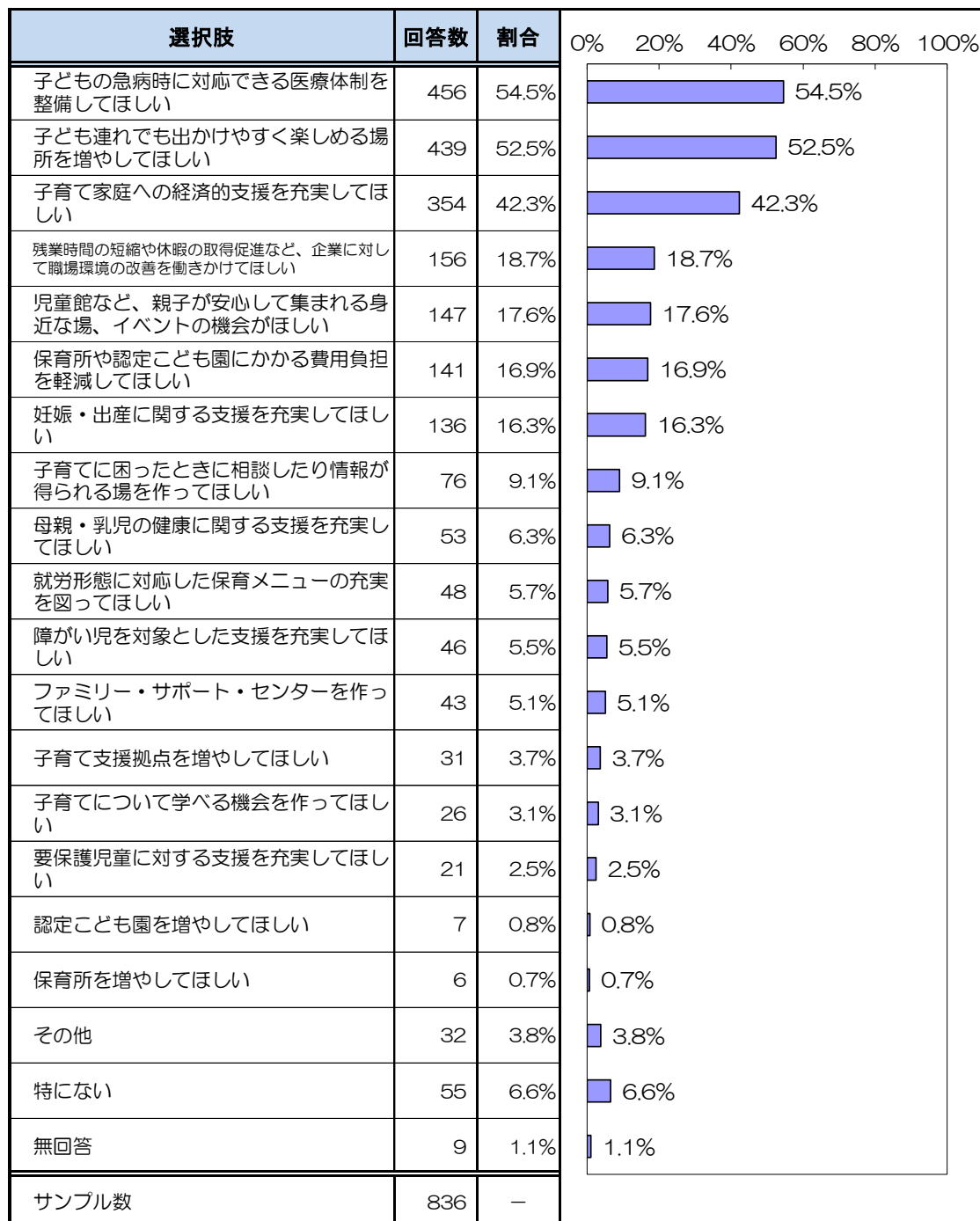


※「R 6」は本調査、「H30」は「串間市第 2 期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」（平成 30 年 12 月実施）を示す

イ) 串間市に求められている子育て支援策

保護者調査において、「串間市に特に必要と考える子育て支援策」について尋ねたところ、「子どもの急病時に対応できる医療体制を整備してほしい」が 54.5%と最も高く、次いで、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の 52.5%、「子育て家庭への経済的支援を充実してほしい」の 42.3%の順となっています。

・串間市に特に必要と考える子育て支援策（保護者調査）



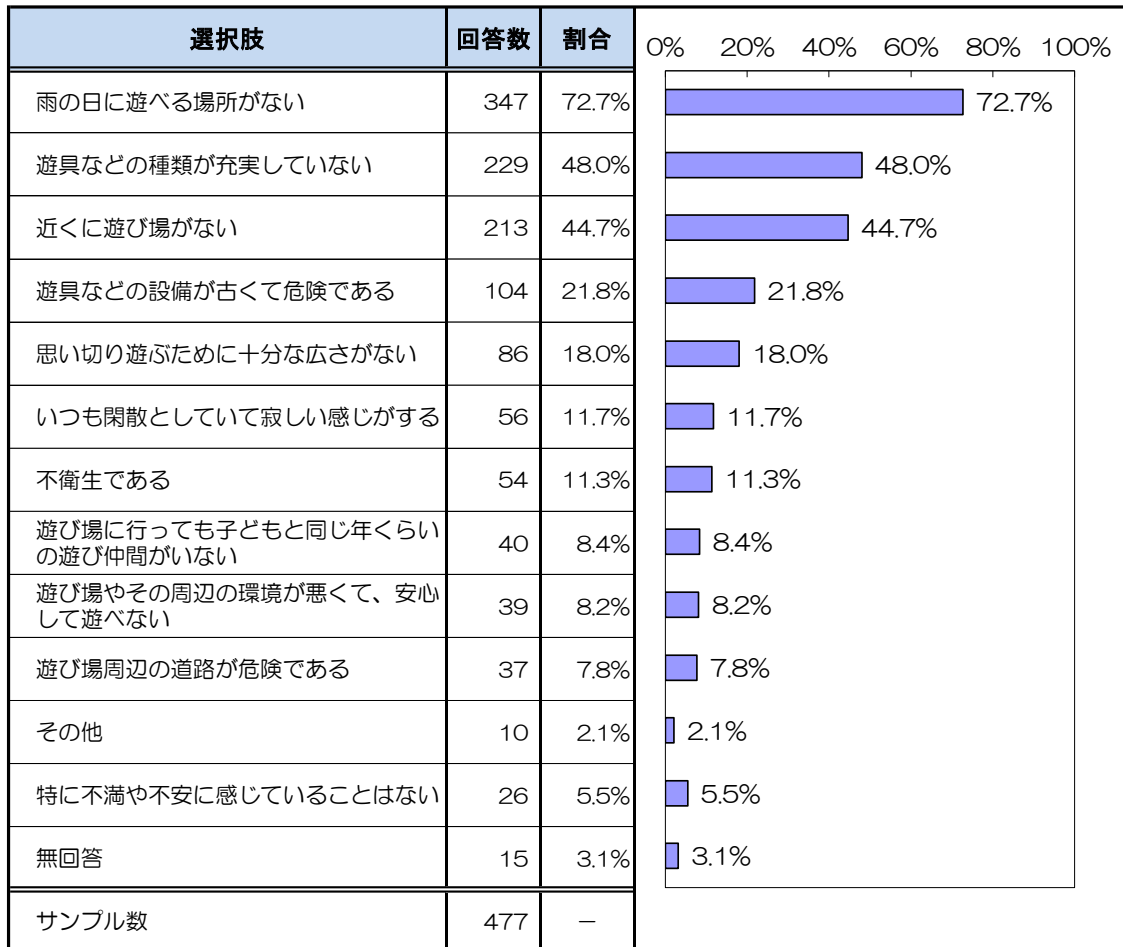
※複数回答可

ウ) こどもの遊び場に対する不満や不安

小学3年生以下のこどもがいる保護者に対して、「家の近くのこどもの遊び場に関する不満や不安」について尋ねたところ、「特に不満や不安に感じていることはない」と回答した割合はわずか 5.5%にとどまっており、9割を超える保護者がこどもの遊び場に対する不満等を抱えていると回答しています。

具体的な不満や不安については、「雨の日に遊べる場所がない」が72.7%と最も高く、次いで、「遊具などの種類が充実していない」の48.0%、「近くに遊び場がない」の44.7%の順となっています。

・ こどもの遊び場に対する不満や不安（保護者調査）

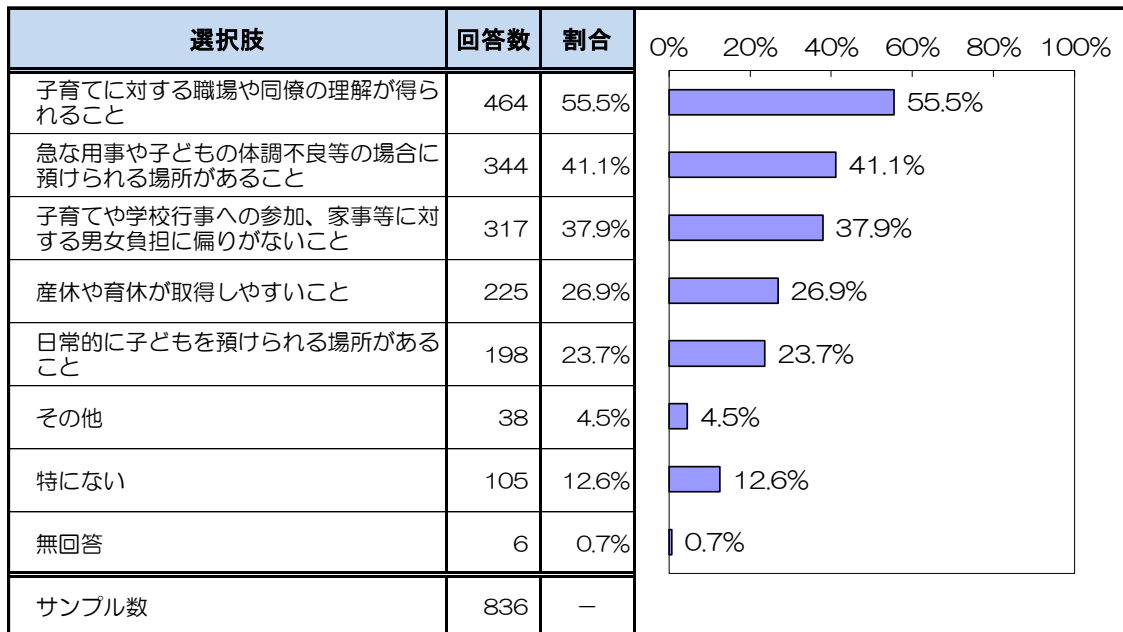


※回答対象は「小学3年生以下のこどもがいる保護者」であり、複数回答可

工) 子育てと仕事を両立するうえで、改善が必要なこと

保護者調査において、「子育てと仕事を両立するうえで、特に改善が必要だと思うこと」について尋ねたところ、「子育てに対する職場や同僚の理解が得られること」が55.5%と最も高く、次いで、「急な用事や子どもの体調不良等の場合に預けられる場所があること」の41.1%、「子育てや学校行事への参加、家事等に対する男女負担に偏りがいいこと」の37.9%の順となっています。

・子育てと仕事を両立するうえで、特に改善が必要だと思うこと（保護者調査）



※複数回答可

3 近年のこども分野に係る現状の評価

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

① 教育・保育の提供体制について

利用希望者の就労状況等に応じて適切な措置を行い、待機児童を生じさせることなく、事業を提供することができました。

対象	評価
1号認定 (3～5歳・教育ニーズ)	保護者のニーズを踏まえた提供体制を確保できた。
2号認定 (3～5歳・保育ニーズ)	保護者のニーズを踏まえた提供体制を確保できた。
3号認定 (0～2歳・保育ニーズ)	保護者のニーズを踏まえた提供体制を確保できた。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制について

現在実施していない事業があるものの、実施している事業においては、ニーズをおおむね満たす提供体制を確保することができました。

事業名	評価
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	市内2か所の地域子育て支援センターにおいて、親子のふれあいの場の提供や、子育ての悩み等に関し相談支援体制を整えたことで、保護者に寄り添ったサポートができた。
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	利用実績が少なかったため、平成30年度に事業を廃止しており、計画期間中においても事業を実施しなかった。
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	市内の認定こども園2園において実施。在園児に対して教育時間終了後、保護者の就労等を理由とする一時的な保育を実施することができた。
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)	市内全ての教育・保育施設で一時預かり事業を実施し、急病や育児疲れの解消などで一時的に乳幼児を受け入れることにより、子育て世帯の支援を図ることができた。
時間外保育事業(延長保育)	市内全ての教育・保育施設が、保護者の就労形態の多様化に対応すべく、人材確保等を図ることで提供体制を確保することができた。
病児保育事業	市が委託する串間市病児保育センターにおいて、看護師1名、保育士1名で定員3名までの受け入れ体制を整え、病中や病気の回復期にあつて保育所等に通うことができない小学6年生までのこどもを一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援することができた。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブの運営に必要な、放課後児童支援員の人員配置に努めたことで、利用者ニーズに応えることができた。

事業名	評価
妊婦健康診査	全ての妊婦に 14 回分（多胎の場合は 19 回）の健診助成が受けられる体制を確保したことで、経済的負担の軽減や妊婦の健康状態を把握し、健康管理に努めることができた。
乳児家庭全戸訪問事業	母子保健コーディネーターが中心となり乳児家庭の全戸に対し訪問支援を実施。里帰り出産等で市外に居住の際は里帰り先へ訪問依頼を行った。家庭訪問時に子育てに関する情報提供や育児相談を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ることができた。
養育支援訪問事業	子育てに不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱える家庭に家庭訪問による支援を行うことで、安心して子育てできる体制を整えることができた。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	施設事業者の確保ができなかったことから実施しなかった。
利用者支援事業	平成 31 年 4 月から、母子保健型による事業を実施しており計画期間中も継続実施。相談や情報提供、関係機関との連携により支援を必要とする方に寄り添うことができた。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	対象世帯がなかったことなどから実施しなかった。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	他事業において支援を行っていることから実施しなかった。

③ 施策の推進状況について

計画に定めた施策・事業について、関係各課において評価を行った結果は以下のとおりです。

※評価基準		
A：順調に推進	B：おおむね順調に推進	C：あまり推進できず
D：推進できず	E：評価不能	

・取組方針1 子育てに対する経済的支援

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 各種手当等の支給	B	おおむね必要な手当の支給はなされており、適正な支給に向けて取り組んでいる。
児童手当	A	制度周知は十分に図られており、住所移動（転出・転入・転居）及び出生児についても市民協働課からの案内がなされている。
児童扶養手当	B	制度周知はされている反面、受給者に関しては実態調査による資格喪失も増えている。
障害児福祉手当	B	所得制限があり対象者に制限がある。
特別児童扶養手当	B	所得制限があり対象者に制限がある。
(2) 医療費の助成	B	必要な医療を躊躇なく受けることができている反面、負担がないことで慢性的な受診が継続されている。
子ども医療費助成	A	新型コロナウイルス感染症の5類以降に伴い医療費の自己負担が増えた中で、受診が頻繁な年代を持つ子育て世帯の負担軽減を図ることができた。
重度心身障がい児医療費助成	B	精神障がい対象外である。
母子及び父子家庭等医療費助成	B	令和5年度においては、対象206世帯に対し助成を実施した。
(3) 保育料等の負担軽減	B	保育料等の負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進した。
第3子以降保育料無償化	B	第3子以降の無償化により、子育て世帯の経済的負担軽減が図られている。
保育料無償化子育て安心くしま事業	B	副食費の無償化については令和5年度より廃止した。

・取組方針２ 障がい等特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

施策・事業名	評価	現状・課題等
(１) 家庭に対する支援	B	社会資源に加え、福祉人材不足が顕著である。
児童発達支援	B	職員の募集を行っても応募がなく、福祉人材不足が顕著である。
放課後等デイサービス	B	職員の募集を行っても応募がなく、福祉人材不足が顕著である。
保育所等訪問支援事業	A	計画どおり実施できているが、福祉人材確保が不安定。不足が生じると十分な対応ができなくなる。
障害者支援施設等短期入所	B	障害者支援施設等短期入所を行う事業者が少ない。
日中一時支援	B	日中一時支援を行う事業者が少ない。
補装具交付及び修理	B	専門事業者が少ない。
障がい児通所施設の開設	B	福祉人材不足が顕著である。また、県の総量規制により開設に制限がある。
(２) 障がい児保育の受け入れ支援体制の整備	B	受入体制を整えることで、令和５年度においては、６施設で８人の受け入れを行った。
障がい児保育	B	人材不足が顕著である。

・取組方針３ 虐待防止・虐待対応のための取組の推進

施策・事業名	評価	現状・課題等
(１) 虐待防止・虐待対応のための取組の推進	B	協議会を計画（代表者会１回、実務者会３回）どおり開催できているが、体制等に課題がある。
オレンジリボン運動	B	計画どおり実施できているが、社会全体へ周知が進んでいるか不明である。
要保護家庭訪問	B	対応方針について迷うことがあり児童相談所との連携が不十分である。福祉人材確保が不安定。中長期的視点での人材育成が必要。
要保護児童対策地域協議会によるネットワーク体制の充実	B	子育て連絡会議やケース会議により、市内の関係機関との連携を図っている。更に有機的な連携となるよう充実を図っていく必要がある。

・取組方針4 多様な保育サービスの提供

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 多様な保育サービスの提供	B	教育・保育施設と連携し計画的に実施できているが、今後も社会の状況に合わせた保育サービスの提供が求められる。
教育・保育の質の向上	B	県等を通じた保育士向けの研修等の情報提供を行っている。
一時預かり保育	B	令和5年度においては、2施設で受け入れを行った。
延長保育	B	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育時間前後において保育士を配置している。
病児保育	B	計画どおり実施できているが、制度について周知が進んでいるか不明である。
障がい児保育	B	健常児と同じ施設で保育を受けることにより、こども同士の相互理解を深める機会となっている。令和5年度においては、6施設で8人の受け入れを行った。
地域子育て支援センター	A	市内2か所の地域子育て支援センターにおいて、育児相談や保護者間の交流の場の提供等計画どおり実施できている。

・取組方針5 乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 乳幼児期の質の高い幼児教育・保育の充実	B	施設の意向を確認しながら、認定こども園への移行への協議を図っている。
認定こども園の普及促進	B	施設の意向を確認しながら、認定こども園への移行への協議を図っている。

・取組方針6 妊娠・出産・育児に関する相談体制の充実

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 安心できる出産	A	母子保健コーディネーターを中心に相談や指導、情報提供を行っている。
妊婦一般健康診査	A	健診結果に基づき必要に応じ保健指導等を実施。計画どおりに実施できている。
母子健康手帳交付時指導	A	母子保健コーディネーターが面談し母子健康手帳を交付。必要な情報提供、相談や指導を実施できている。
産婦健診	A	健診結果に基づき必要に応じ保健指導、相談を実施。計画どおりに実施できている。
産後ケア事業	B	産後ケア事業の委託先が限られている。
(2) 乳児の健やかな成長	A	乳児全戸訪問や乳児健診について、計画どおり実施できている。
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	A	母子保健推進員の廃止により、「こんにちは赤ちゃん訪問」としての実施は終了。令和4年度からは母子保健コーディネーターが中心となり赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問による情報提供や育児相談を行っている。
乳児健診	A	健診結果に基づき必要に応じ保健指導・育児相談等を実施。計画どおり実施できている。
離乳食教室	B	離乳食教室を開催し、栄養士によるアドバイスなどを行っている。
(3) 幼児の健やかな成長	A	乳幼児健康診査において保健指導、相談を実施。計画どおり実施できている。
乳児一般健康診査	A	健康診査において個別面談で問診を行い保健指導、相談を実施。計画どおり実施できている。
1歳6か月児健診	A	健康診査において個別面談で問診を行い保健指導、相談を実施。計画どおり実施しているが、未受診者がいる。
2歳児歯科健診	A	健康診査において個別面談で問診を行い保健指導、相談を実施。計画どおり実施しているが、未受診者がいる。
3歳児健診	A	健康診査において個別面談で問診を行い保健指導、相談を実施。計画どおり実施しているが、未受診者がいる。

施策・事業名	評価	現状・課題等
(4) 発達支援	A	発達支援の事業において相談を実施。計画どおり実施できている。
はぐくみサポート教室	A	はぐくみサポート教室において相談を実施。計画どおり実施できている。
子ども発達相談室	A	子ども発達相談室において指導、相談を実施。計画どおり実施できている。
5歳児健診	A	計画どおり実施できているが、国が示す方法と異なるため、実施方法についての検討が必要となっている。
(5) 子育ての不安解消	A	計画どおり実施できている。
養育支援訪問	A	当事者からの相談は少なく、関係機関からの相談により支援に至るケースが多い。関係機関との連携で実施できている。
家庭児童相談室	A	計画どおり実施できているが、相談員はあらゆるスキルが求められるため、相談員の確保に苦慮している。

・取組方針7 ひとり親家庭等の自立支援

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) ひとり親家庭等の自立支援	B	ひとり親家庭の経済的な自立を図るため給付金の支給を行っている。
自立支援教育訓練給付	B	ひとり親世帯の恒常的な収入確保にむけた資格取得を推進するため、必要に応じて事業を活用している。
高等職業訓練促進給付	B	ひとり親世帯の資格取得における経済的負担軽減のための補助を行っており、給付件数は増加傾向にある。
母子自立支援員による生活支援	B	相談員を配置し、自立に必要な情報提供等を行っている。

・取組方針8 安心・安全な子どもの居場所づくり

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 地域での子育て支援	C	評価は難しいが、見守り支え合う地域社会づくりに努めた。
民生委員・児童委員活動	B	支援を必要とする人の相談や訪問、専門機関への調整など、様々な活動ができた。
母子保健推進員活動	E	令和4年度に事業を廃止した。
(2) 安心して過ごせる場所の整備と交流イベント等の情報提供	B	場所の整備については計画どおり実施できているが、情報提供については課題も生じている。
放課後児童クラブ	B	令和5年度に新たに1クラブ増となり、事業整備が進んでいる。
地域子育て支援拠点	A	計画どおり実施できているが、今後は対象者の減少に伴う体制の見直しが必要となってくる。
子育て世帯が交流できる施設やイベント等の情報提供	B	情報提供がアプリ登録者に限られている。

・取組方針9 子ども・子育てに関する情報の共有化

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 子ども・子育て情報の提供	B	計画どおり実施できている。
「子育て支援ガイド」について	B	定期的に更新しており、最新の情報を冊子や市公式サイトにおいて提供できている。今後は、より見やすく使いやすいデザインへ変更予定である。

(2) 子どもの未来応援計画の評価

① 「子どもの貧困に関する指標・目標」の達成状況について

「串間市子どもの未来応援計画」においては、基本理念である「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して」を達成することを目指し、成果指標を設定しました。

15 項目中、目標を達成した項目が 10 項目 (66.7%)、目標を達成できなかった項目が 5 項目 (33.3%) となっています。

No	指標	単位	策定時 (H29) 直近値	策定時 (R6) 直近値	目標値 (R6)	達成 状況
1	子どもの居場所となる地域の交流拠点数	箇所	—	1	6	未達成
2	延長保育実施箇所数	箇所	12	12	12	達成
3	一時預かり実施箇所数	箇所	12	12	12	達成
4	病児保育実施箇所数	箇所	2	2	2	達成
5	就学援助制度に関する周知 (入学時)	%	100	100	100	達成
6	就学援助制度に関する周知 (進級時)	%	100	100	100	達成
7	奨学資金制度活用世帯数	世帯	2	0	4	未達成
8	放課後児童クラブ実施箇所数	箇所	9	9	9	達成
9	フリースペースの整備	箇所	1	1	増加	未達成
10	乳児家庭全戸訪問の訪問割合	%	100	100	100	達成
11	生活保護受給者等における就労・自立に向けた相談件数	件/年間	21	52	47	達成
12	自立支援教育訓練給付・高等職業訓練促進給付金受給者数	人	1	5	4	達成
13	広報紙等による市民への周知	回	—	0	2	未達成
14	生活困窮世帯に対して、食料の提供等の支援を行う団体数	団体	2	1	増加	未達成
15	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	%	100	100	100	達成

② 施策の推進状況について

計画に定めた施策・事業について、関係各課において評価を行った結果は以下のとおりです。

※評価基準

A：順調に推進

B：おおむね順調に推進

C：あまり推進できず

D：推進できず

E：評価不能

・基本方針1 教育の支援

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 学校教育の充実		
学校教育による学力保障	B	基礎学力を保障するための学校の取組を支援している。
教職員に対する啓発	B	学校からの求めに応じ対応している。また、子育てに関する相談窓口としての福祉事務所の案内を学校に対し行っている。
キャリア教育に関する学習	B	各学校の取組にばらつきがないよう、取り組む必要がある。
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	B	「がんばろう一年生大会」などを利用して就学前のこどもが小学校生活への期待を高める事業を行っている。教育支援委員会等情報共有の場はあるが円滑な連携を進めるため体制の充実を図る必要がある。
(2) 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携		
専門職の力を活用した相談体制の充実	B	多様化した問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し相談体制の強化を図った。
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	B	学校からの求めに応じ、福祉部門と教育部門で連携による対応を行った。
(3) 地域の人材を活用した学びの場づくり		
多世代交流の推進	B	年間行事の中で、祖父母世代等とも交流を図り、こどもの学びを支援している。ただし近隣住民との触れ合う機会については今後諸問題も含め検討の必要があると考えられる。
(4) 就学前教育・保育の充実		
就学前教育・保育の質の向上	B	県等を通じた保育士向けの研修等の情報提供を行っている。
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	B	教育・保育施設と連携し計画的に実施できているが、今後も社会の状況に合わせた保育サービスの提供が求められる。

施策・事業名	評価	現状・課題等
(5) 就学支援の充実		
就学援助の周知の拡充	B	広報紙や公式サイトのほか、日常的に支援に関わっている関係機関等においても周知を行った。
高校生・大学生を対象とした就学の支援	B	家庭の事情により進学をあきらめる児童がないよう、奨学金の情報を機会ごとに保護者等へ提供した。奨学金の活用には様々な制限等もあることから、早い段階での周知が必要である。

・基本方針2 生活・就労の支援

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 子どもたちの居場所づくり		
放課後児童クラブの内容充実	B	小学校低学年だけではなく、高学年の受け入れ体制を整えたことで、児童の健全な育成を図ることができた。放課後児童クラブのない校区があるため、その校区において需要があった場合には対策を講じる必要がある。
多世代交流の推進（再掲）	B	年間行事の中で、祖父母世代等とも交流を図り、こどもの学びを支援している。ただし近隣住民との触れ合う機会については今後諸問題も含め検討の必要があると考えられる。
子どもが安心して過ごす場所や機会の提供	B	地域や学校の協力の下、現在2団体において、こどもたちが伝統芸能の継承を行っている。活動を通して、地域の方々とつながるとともに、文化継承の大切さを学ぶことができている。今後、児童数の減少が懸念される中、存続に向けて継続した支援に取り組む必要がある。また、各地区青少年育成協議会の計画に基づき、海岸清掃や環境美化活動を行っている。活動を通して、地域の方々とつながりを深めるとともに、環境美化活動等を通して郷土愛を育むことができている。今後も継続した取組を展開できるように、地域と学校の連携を密にしていく。その他、地域における公益的な取組について、地域と協議を進めている。地域住民等によってコミュニティ食堂等の立ち上げが具体化しつつある。
親子で過ごせる居場所づくり	C	地域における公益的な取組として、地域と協議を進めている。地域住民等によってコミュニティ食堂等の立ち上げが具体化しつつある状況にある。

施策・事業名	評価	現状・課題等
(2) 子どもの健康・生活への支援		
子どもの発育・発達の支援	B	就学前の発育・発達については、はぐくみサポート教室や健康診査等の事業や教育・保育施設との連携を通し支援を実施している。就学後への切れ目ない支援の構築が必要。
成長・発達段階に応じた食育の推進	B	教育・保育施設での年中行事における食に関する体験活動を通じて食に関する取組を行っている。
(3) 子どもへの就労支援の充実		
キャリア教育に関する学習(再掲)	B	各学校の取組にばらつきがないよう、取り組む必要がある。
職場体験の推進	B	職場体験を通して将来について考える機会となっている。今後は、職場体験の受け入れ先を増やすことで将来の選択肢を広げられるよう働きかけていく。
子どもの就労支援	B	こどものより良い就業支援のため、年に数回、中高生を対象にした企業説明会を実施した。また広報等で職業訓練校や地域若者サポートステーションに関する情報提供に努めた。都市部への就職希望者が多く、本市での就職者が少ないことが課題である。
(4) 保護者の就労支援		
保護者の就労支援	B	課内に事業所就職相談窓口を設置し、市内事業所に関する情報提供を行った。また串間日南管内の事業所の求人情報を窓口及び市公式サイトに定期的に掲載し、情報提供を行った。ハローワークと連携し、常に最新の求人情報を発信しているが、求職者が希望する職種に該当せず、マッチングができないことがある。
ひとり親家庭等の自立支援	B	ひとり親世帯の恒常的な収入確保にむけた資格取得を推進するため、必要に応じて事業を活用している。
(5) 保護者の健康確保		
保護者の健康面に対する専門的な対応	C	各種がん検診の受診率の向上を図るため、検診環境の見直しや周知啓発を強化する必要がある。また、重症化予防のための課題を明確化し、適切な訪問指導を行う必要がある。
(6) 保護者の教育力の向上		
保護者の教育力向上に対する支援	B	家庭教育学級については、計画どおりに実施しているが、参加者がPTAの役員や担当に限られている部分もあるため、もっと多くの保護者に参加してもらえるよう呼びかける必要がある。また、保護者の悩みに対する相談に対して、家庭児童相談室において対応している。

施策・事業名	評価	現状・課題等
(7) 暮らしへの支援		
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	B	相談者に対し、関係機関へのつなぎや訪問支援は実施しているが、家事支援等の具体的な支援サービスが少ないことが課題である。
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組	B	ポスターやパンフレット等の掲示・配布及び研修を実施し、周知広報・啓発を行った。
住まい確保のための支援	B	対象者に応じた居住を確保できるよう、関係課と連携することで、生活を営むに足りる空間を提供することができた。

・基本方針3 経済的支援

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 生活を下支えする経済的な支援		
子育て世帯への経済的な支援	B	第3子以降の保育料の無償化により子育て世帯の経済的な負担軽減に取り組んでいる。
ひとり親家庭への経済的な支援	B	ひとり親家庭に対して、各種手当等の支給、医療費助成のほか、恒常的な収入確保のための資格取得に関する助成金の支給等の支援を行っている。
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	B	保育料の負担について、第三子以降の無償化のほか、2号認定の3歳児の誕生日以降についても実施している。

・基本方針4 連携体制等の構築

施策・事業名	評価	現状・課題等
(1) 相談体制の整備・充実		
総合的な児童虐待防止の推進	A	計画どおり実施できている。
妊娠期からの切れ目ない支援	A	母子健康手帳交付時面談や関係機関間との連携により、妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援が実施できている。
相談・対応体制の充実	B	相談業務にあたる職員のスキルアップに必要な各種研修受講に努めている。必要な専門職員の配置に努めている。

施策・事業名	評価	現状・課題等
(2) 関係機関による連携強化・ネットワークの整備		
地域ネットワーク体制の整備	B	年4回、要保護児童対策地域協議会を実施。各関係機関と情報共有し、地域ネットワーク体制の整備に努めている。
福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化	A	教育支援委員会や要保護児童対策地域協議会など、福祉部門と教育委員会・学校が協議する場がある。必要に応じ連携を図れる体制にある。
(3) 早期発見と必要な支援へのつなぎ		
母子保健施策における早期発見	A	母子健康手帳交付時の面談や乳幼児健診等、あらゆる母子保健施策の機会を通じ早期発見に努めている。
乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	A	教育・保育施設等と連携し早期発見に努めている。
家庭児童相談室での早期発見	A	当事者からの相談等により早期発見に努めている。
地域との連携による早期発見	B	評価は難しいが、広報紙等へ子育てに関する情報を掲載し、子育て世帯以外への情報発信により、地域による子育て世帯を支える機運醸成に努めている。民生児童委員への窓口の紹介を行い早期発見に努めている。
(4) 子どもたちを応援する地域づくり		
地域資源の掘り起こしと育成	C	地域連携組織と情報共有を行いながら、こどもたちを巻き込んだ地域づくりの事業構築・取組の支援を行っていく必要がある。
地域・民間の力を発揮する仕組みづくり	C	物資共有が不安定であるため継続的な支援が行えていない。また、生活困窮世帯全体への周知は行えていないため、真に必要な世帯へ支援が届いていない可能性がある。
身近な地域での声かけ	B	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動を推進した。
市民への啓発	B	広報紙等へ子育てに関する情報を掲載し、子育て世帯以外への情報発信により、地域による子育て世帯を支える機運醸成に努めている。
多世代交流の推進（再掲）	B	年間行事の中で、祖父母世代等とも交流を図り、こどもの学びを支援している。ただし近隣住民との触れ合う機会については今後諸問題も含め検討の必要があると考えられる。

(3) アンケート調査結果に基づく評価

「串間市第2期子ども・子育て支援事業計画」及び「串間市子どもの未来応援計画」の策定時においては、各種アンケート調査を実施しました。

本計画策定の基礎資料等とするため実施した市民アンケート調査結果との比較により、近年の串間市の特に子どもを取り巻く状況の変化について、有意差検定を用いた評価を行いました。

有意差検定においては、統計学的に「95%以上の確率で差がある」といえる場合について、「有意差あり」と判定しました。

評価を行った18項目のうち、改善した項目が3項目（16.7%）、悪化した項目が7項目（38.9%）、変化なしが8項目（44.4%）となっています。

① 子ども・若者、保護者の生活の現状

項目	対象	過去値	現状値	変化
かかりつけ医のいるこどもの割合	就学前児童 保護者	96.5%	89.5%	悪化
健康状態が良いこどもの割合	就学前児童	88.8%	81.8%	悪化
子どもと十分な時間を過ごしている保護者の割合	小学生 保護者	85.6%	85.7%	変化なし

② 子育ての状況

項目	対象	過去値	現状値	変化
子育てに不安や負担を感じている保護者の割合	就学前児童 保護者	40.6%	43.9%	変化なし
	小学生 保護者	35.4%	50.1%	悪化
子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所がある（ある）保護者の割合	就学前児童 保護者	93.8%	86.3%	悪化
	小学生 保護者	93.2%	88.9%	悪化
過去1年間に、こどもの病気やケガにより、平日の定期的な教育・保育の事業が利用できない場合において、こどもだけで留守番をさせたことがある保護者の割合	就学前児童 保護者	0.6%	0.5%	変化なし
過去1年間に、保護者の用事により、こどもを泊りがけで家族以外に預けなければならなかった場合において、こどもだけで留守番をさせたことがある保護者の割合	就学前児童 保護者	1.0%	6.0%	変化なし
母親の育児休業の取得率	就学前児童 保護者	48.4%	63.7%	改善
父親の育児休業の取得率	就学前児童 保護者	0.9%	6.4%	改善

③ 支援を必要とする可能性の高いこどもや若者、保護者の状況

項目	対象	過去値	現状値	変化
家庭の経済状態が苦しいと感じている保護者の割合	就学前児童 保護者	37.0%	31.2%	改善
	小学生 保護者	38.8%	39.6%	変化なし
こどもの貧困率（相対的貧困率）	就学前児童 保護者	17.6%	17.2%	変化なし
介護または介助の必要な家族がいる子育て世帯の割合	就学前児童 保護者	2.7%	1.6%	変化なし
親としてこどもに対してよくない行動をしていると思うことがある保護者の割合	就学前児童 保護者	52.7%	51.0%	変化なし

④ 串間市の取組について

項目	対象	過去値	現状値	変化
串間市の子育て環境・支援に満足している保護者の割合	小学生 保護者	25.3%	15.0%	悪化
家の近くのこどもの遊び場について、不満や不安を感じていない保護者の割合	就学前児童 保護者	10.1%	5.4%	悪化

4 中学生・高校生の意見

インタビュー調査において、中学生・高校生にそれぞれテーマを提示し、テーマごとの取組に関する提案を聴取しました。

(1) 中学生からの提案事項

① 【テーマ】中学生が今、支援してほしいこと

取組	具体的内容	期待される効果
資格取得に対する支援	・ 英検や漢検、数検等の中学生でも受検可能な資格の検定料を補助する	・ 進路選択の幅が広がる ・ 高校受験やその後の就職活動に有利になる
	・ 学校において資格取得に向けた対策の学習時間を設ける	
福島高校の学科創設	・ 商業や美容、調理等の専門的な学科を創設する	・ 市外からの入学者が増え、福島高校を存続させることができる
	・ (実現できない場合) 部活動の強化を図り、部活動を理由とする入学者を増やす	

② 【テーマ】結婚・出産支援

取組	具体的内容	期待される効果
結婚に係る費用に対する支援	・ 手作り結婚式の実施	・ 結婚式に係る費用の軽減につながる ・ 自然をバックにした手作り結婚式を実施し、その様子をInstagram等のSNSにアップすることで、串間市に興味を持つ市外在住者が増える
出産前後の支援	・ 妊婦健診に対応する曜日を増やす	・ 妊娠・出産しやすい環境づくりにつながる
	・ 妊娠中における緊急時に、すぐに病院に行ける体制を整備する	・ 出産までの期間を安心して過ごすことができる
	・ 出産前後に家事支援や育児相談への対応等のサポートを実施する	・ 産後には体力的な不安が生じるが、サポートがあることにより、安心して出産・子育てができる

③ 【テーマ】子育て

取組	具体的内容	期待される効果
子育てに係る費用に対する支援	・ お金ではなく、おむつやベビーカー、チャイルドシート、ベビーベット、布団、洋服、おもちゃ、ミルク等の子育てに必要なものを提供する（リユース事業等の実施も含む）	・ 子育てに係る費用軽減につながる ・ リユース事業等の実施により、従来廃棄されていたものの有効活用につながる
	・ 中学・高校の制服購入費を補助する	・ 高額であるために、（購入時に買い替えを想定せずに成長を想定した大きめのサイズを購入するため）サイズの合わないものを着用したり、劣化しているにもかかわらず、買い替えを行わないといった現在の状況を減らすことができる
	・ 部活動の遠征費や道具等に係る費用を補助する	・ 部活動を選択する際に費用も考えて、部活動を選択しないといけない状況にあるが、費用の軽減を図ることで、好きな部活動を選ぶことができる
こどもが楽しめる場所の整備	・ アスレチック施設を整備する	・ 体力が向上する
	・ スケボーパークを整備する	・ 遊び場が増加する（廃校施設等を活用することで廃校施設等の有効活用にもつながる）
	・ プリクラが撮れる場所や映画館、買い物ができる施設を整備する（実現できない場合には送迎等による移動支援を実施する）	・ 市外までの移動時間が短縮でき、時間の有効活用につながる

(2) 高校生からの提案事項

① 【テーマ】 こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場所の確保

取組	具体的内容	期待される効果
自由に活用できる場所の確保	・ 学習スペース等の落ち着ける場所と交流スペースを別空間で確保する（道の駅くしまの交流館は、少し狭く、利用者が混在している。落ち着ける場所については、個室スペースあるいは防音対応、交流の場については、友人等とくつろげる空間、雑談ができる場所として確保する）	・ 落ち着いて趣味を楽しんだり、勉強できたりすることにより、過ごしやすくなる
遊び場の確保	・ イベントにキッチンカーを誘致する	・ 集客につながるとともに、定期的なイベント開催により、出店者の売上にもつながる
	・ 公園施設にドッグランを設置する	・ にぎわいと楽しさのある公園になる
	・ 公園で遊ぶこどもが減少していることから、公園の活用方法を再検討する	・ にぎわいと楽しさのある公園になる ・ 外で遊べる機会を創出できる

② 【テーマ】 将来や勉強等に関する悩みや困りごとへの対応

取組	具体的内容	期待される効果
学習できる場所・機会の確保	・ 道の駅くしまの交流館を学習しやすいスペースに改善する	・ 気軽に立ち寄れる道の駅に学習しやすいスペースがあれば、効率的に勉強ができる
	・ 道の駅くしまの交流館の利用時間に区切りを設け、利用目的ごとの制限を設ける	・ スペースや Wi-fi 環境が整っているという利点がある一方で、こどもが遊んでいるため学習に集中できない部分もあるため、目的に沿った利用がしやすい環境を整えることで、静かな環境で勉強ができる
	・ コミュニティバス「よかバス」の便数を増やす（こども向け運行時間の設定）	・ 親の送迎なしでは朝課外・夕課外を受けることができない状況が改善される
就業について考える機会の確保	・ 福島高校における企業ガイダンスの回数を増やす	・ 様々な職業についての話を聴くことができ、就業について考える機会につながる

③ 【テーマ】 こども・若者等から行政に対する意見の伝達

取組	具体的内容	期待される効果
こども・若者等の意見聴取	・ 各種イベントにおいて目安箱を設置する	・ 多くの人から意見を聴取することができる
	・ 回覧板を活用したアンケートの実施する	
	・ アンケート調査実施における高校生（生徒会）の参画	・ 行政からのアンケートは本音で回答しにくく、行政に忖度してしまう部分があると感じるが、高校生が参画することで、アンケートに対する抵抗感の軽減や本音の回答につながる ・ 調査項目に高校生の意見を反映できる

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

未来を担う子どもや若者を地域で応援し

「こどもまんなか社会」を実現する くしま

国は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現を推進しており、各自治体がこども計画を策定し、計画を推進していくことで、「こどもまんなか社会」の実現につながるとしています。

これまで、本市では、「串間市子ども・子育て支援事業計画」においては「地域で子育てを応援し子どもの笑顔がいきいきと輝くまち 串間」を、「串間市子どもの未来応援計画」においては「すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して」をそれぞれ基本理念と定め、施策の推進を図ってきました。

これまでの本市の考え方を踏まえつつ、「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性を示す、本計画の基本理念として、「未来を担う子どもや若者を地域で応援し『こどもまんなか社会』を実現する くしま」を定めます。

2 基本的視点

基本理念に基づき、次の4つを基本的視点に掲げ、様々な施策を推進します。

基本的視点1 子ども・若者の最善の利益の実現

子どもや若者は、社会の主体として、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。

また、子どもや若者は、その年齢や心身の状態、家庭環境等によって必要とされる支援も変わってきます。

「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子どもや若者の視点に立ち、全ての子ども・若者が健やかに成長できるよう取り組みます。

基本的視点2 子育ての基本は家庭

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、父母をはじめとした保護者が責任を持って子育てできるよう、親としての成長を支援することです。

保護者の子育てに対する負担や不安を和らげ、子育てやこどもの成長に喜びを感じることができるよう支援していきます。

基本的視点3 地域社会全体で子育て支援

こどもや若者は、これからの串間市の未来を担う大切な宝です。

子育ては、父母をはじめとした保護者によって、責任を持って行われるべきものですが、保護者のみならず、地域の人々が子育て支援や見守りへ参加するなど、地域社会全体で保護者の子育てを支え、こどもたちの健やかな成長を促していくことが重要です。

地域及び社会全体に対し、子育て支援の重要性に対する意識の醸成を図っていきます。

基本的視点4 こども・若者、子育て当事者の意見の反映

こども施策の推進にあたっては、こどもや若者、保護者や子育て支援サービスを提供する事業者といった子育て当事者の意見を踏まえて推進していくことが重要です。

あらゆる機会を活用して、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴取し、意見を踏まえた施策の推進を図っていきます。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の3つの基本目標を設定し、施策の推進を図ります。

基本目標1 すべてのこども・若者を大切にし、こども・若者が健やかに成長できるまちづくり

生まれてくるこどもが健やかに育つことは親の願いであり、こどもの当然の権利でもあります。

一人ひとりのこどもが自分らしく生きていくためには、障がいや疾病、虐待、家族の状況等の事情によって、こどもの健やかな成長が阻害されることなく、全てのこどもが健やかに成長することができる環境が整っていることが重要です。

また、社会的支援の必要性が高いこどもや若者に対して、一人ひとりの状況に応じた必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、社会全体で切れ目なく支えていくことも重要です。

そして、こどもや若者の健やかな成長を支える環境づくりにおいては、こどもや若者、子育て当事者の意見を踏まえながら進めていくとともに、こどもや若者がより早期の段階から地域を構成する一員として地域社会に参画し、社会への影響力を発揮することができる環境を整えていくことも重要です。

全てのこどもや若者の成長を切れ目ない支援によって支え、一人ひとりのこども・若者の健やかな成長が等しく保障されたまちづくりを目指すとともに、こどもや若者、子育て当事者の意見が反映されたまちづくりを目指します。

- (1) こどもや若者等の社会参画や意思表示の推進
- (2) 安心・安全に生活できる環境づくり
- (3) ひとり親家庭や若者無業者等の自立支援
- (4) 障がいのあるこどもや若者、家庭への支援の充実
- (5) 虐待防止・虐待対応のための取組の推進

基本目標２ 成長段階に応じたこども・若者の健やかな成長を支えるまちづくり

こども施策を推進するにあたっては、「こどもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」といったこどものライフステージ（成長段階）に応じた専門的な支援を、ライフステージごとに生じ得る生活上の課題等を踏まえながら推進していくことが重要です。

ライフステージごとの専門的な支援を本市の現状や課題等を踏まえながら推進していくことで、一人ひとりのこども・若者が健やかに成長することができるまちづくりを目指します。

- （１）妊娠・出産・育児を支える体制の確保
- （２）多様な保育サービスの提供
- （３）質の高い幼児教育・保育の充実
- （４）学校教育の充実
- （５）学童期の放課後対策の充実
- （６）青少年の健全育成

基本目標３ 安心してこどもを産み育てることのできるまちづくり

安心してこどもを産み育てることができるためには、必要なときに相談できる場があったり、地域全体に子育てを応援する意識が醸成されていたりするなどの環境が整っていることも重要です。

また、社会全体において、子育てに係る費用に負担感を感じている保護者が増えている中、保護者を経済面においても支援していくことも重要です。

安心してこどもを産み育てることができるまちづくりが整備されていくことは、保護者に対する支援につながるとともに、保護者だけでなく、現在こどもを持たない若年層に対して、こどもを持ちたいと思える意識の醸成にもつながると考えられ、少子高齢化に直面する本市にとって大変重要なことであると考えられます。

子育て中の保護者を支える視点に加え、少子化対策の視点を踏まえながら、子育て支援策を推進し、安心してこどもを産み育てることのできるまちづくりを目指します。

- （１）こどもや子育て、若者を支える環境づくり
- （２）結婚・子育てに対する経済的支援の提供

4 施策体系

	基本施策	施策別項目	施策の主な対象				
			こどものライフステージ				子育て当事者
			誕生前	乳幼児期	学童期	青年期	
基本目標1 がす健やか に成長できる 子ども・若者 を大切に し、こども・若者	(1)こどもや若者等の社会参画や意思表明の推進	①こどもや若者の社会参画の促進			●	●	●
		②こどもや若者、保護者の意見の聴取と反映			●	●	●
	(2)安心・安全に生活できる環境づくり	①こどもの安全の確保	●	●	●	●	●
		②安心して過ごせる場所・機会の提供		●	●	●	●
	(3)ひとり親家庭や若者無業者等の自立支援	①生活や就労に対する支援の推進	●	●	●	●	●
		②経済的支援の推進	●	●	●	●	●
	(4)障がいのあるこどもや若者、家庭への支援の充実	①障害福祉サービス等の提供	●	●	●	●	●
		②障がい児保育の受け入れ支援体制の整備		●			●
	(5)虐待防止・虐待対応のための取組の推進	①虐待防止・虐待対応のための取組の推進	●	●	●	●	●
基本目標2 ま成長段階に 応じたこども・若者の 健やかな成長を支える	(1)妊娠・出産・育児を支える体制の確保	①安心して出産できる環境づくり	●	●			●
		②乳児の健やかな成長への支援		●			●
		③幼児の健やかな成長への支援		●			●
		④発達に関する支援		●			●
	(2)多様な保育サービスの提供	①多様な保育サービスの提供		●			●
	(3)質の高い幼児教育・保育の充実	①質の高い幼児教育・保育の充実		●			●
	(4)学校教育の充実	①こどもの育ちを保障する学校づくり			●		●
		②こどもの健やかな成長を支える体制づくり			●		●
	(5)学童期の放課後対策の充実	①放課後の居場所の確保			●		●
	(6)青少年の健全育成	①青少年育成のための環境整備				●	
基本目標3 で産安 きみ心 る育して まてて ちるこ づくと ものを	(1)こどもや子育て、若者を支える環境づくり	①こどもや子育て、若者を支援する体制の構築	●	●	●	●	●
		②こどもや子育て、若者を応援する地域づくり	●	●	●	●	●
	(2)結婚・子育てに対する経済的支援の提供	①各種手当等の支給や医療費の助成	●	●	●	●	●
		②保育料の負担軽減	●	●	●	●	●

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 すべてのこども・若者を大切に、こども・若者が健やかに成長できるまちづくり

(1) こどもや若者等の社会参画や意思表示の推進

① こどもや若者の社会参画の促進

関係機関等と連携し、各種団体・組織が取り組む青少年健全育成、人材育成及び教育に関する活動に対する支援を行います。

施策・事業名	取組方針	担当部署
福島高校「地域創生学」との連携	社会を生き抜くための課題解決能力を育成する場としてだけでなく、地域活性化につながる取組として支援します。	庁内各課
青少年のまちづくりへの参画促進	市青少年育成市民会議主催「青少年の声を聞く会」の実施や、青少年育成協議会が実施している環境美化活動のボランティア活動等、青少年が主体的・自主的にまちづくりに関わり、地域とのつながりを感じたり、自然や郷土を愛する心の醸成に繋がる活動の推進に努めます。	生涯学習課
伝統芸能の継承活動の推進	地域や学校等の協力の下、伝統芸能の継承活動を推進し、文化の継承だけでなく、地域とのつながりなどを実感する場とします。	生涯学習課
青少年の主体的・自主的活動につながる支援	各種青少年団体やグループ活動への支援を積極的に推進し、青少年の主体的・自主的な活動への参加意欲の促進に努めます。また、ボランティア活動や世代間交流活動、地域間の交流活動等、多面的・多角的な体験活動の機会の創出を推進します。	生涯学習課
地域資源の掘り起こしと育成	関係機関と連携・協力し、地域連携組織が取り組む青少年健全育成、人材育成及び教育に関する活動に対する支援を行います。	市民協働課 福祉事務所

② こどもや若者、保護者の意見の聴取と反映

学校や教育・保育施設等と連携するとともに、協議体等の様々な機会を活用しながら、こどもや若者、保護者の意見を聴取する機会の設定に努め、聴取した意見を庁内で共有しながら、こども施策等への反映を図ります。

施策・事業名	取組方針	担当部署
市民参画の仕組みづくり	各種行政計画の策定における委員等の一般公募の推進など、意思決定の場への市民参画を推進します。	庁内各課
こども・若者の社会参画	アンケート調査等により、こどもたちやその保護者などの意見を幅広く聴取します。	福祉事務所

(2) 安心・安全に生活できる環境づくり

① こどもの安全の確保

子育て中の保護者がこどもと安心して外出できるよう、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。

また、こどもが犯罪や交通事故、災害等に巻き込まれることのないよう、関係機関等と連携しながら、防犯・交通安全・防災対策の推進を図ります。

施策・事業名	取組方針	担当部署
バリアフリー化の推進	公共施設や道路の整備において、バリアフリーの視点に立った整備を推進します。	都市建設課
見守り・パトロール活動の推進	交通指導員による登下校時の見守りや、青色回転灯パトロールカーでの下校時の見守り等を行います。	市民協働課
学校等と連携した防犯・交通安全活動の推進	関係機関と連携しながら、通学路や危険箇所の点検を定期的に実施するとともに、声かけ事案等発生時の適切な対応、見守り活動等を推進します。	学校政策課
防犯灯設置に対する助成	地域において設置する防犯灯設置に係る費用を助成します。	市民協働課
避難行動要支援者の把握と避難支援体制の構築	災害時等の避難において支援を要するこどもや子育て世帯、障がいのある人等の避難行動要支援者の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を推進します。	危機管理課
避難所の整備	こどもや子育て中の保護者が使いやすいよう、避難施設の整備を推進します。	危機管理課

② 安心して過ごせる場所・機会の提供

身近な地域で安心して遊び過ごせる場を提供し、こどもや親子が交流・体験できる機会の充実を図ります。

施策・事業名	取組方針	担当部署
地域子育て支援拠点	親子が安心して遊べる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児不安に対する相談にも対応します。	福祉事務所
親子で過ごせる居場所づくり	地域における公益的な取組としてのこども食堂やフリースペースといった地域における親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の整備を支援します。	福祉事務所
公園・広場の整備	こどもから高齢者までが利用しやすい公園・広場の整備を図るとともに、適正な維持管理、利用者の安全確保等に努めます。	福祉事務所 都市建設課
こどもの遊び場や子育て世帯を対象としたイベント等の情報提供	市内の公園や親子で参加できる交流イベント・サークル活動、自然体験イベント等の情報を発信します。	福祉事務所 生涯学習課 商工観光スポーツランド推進課
公共施設又は子育て関連施設等の整備	必要に応じて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を実施します。	福祉事務所

(3) ひとり親家庭や若者無業者等の自立支援

① 生活や就労に対する支援の推進

生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況に置かれている状態にあるひとり親家庭や若者無業者等の経済的自立を支えるとともに、地域で孤立した状態に陥らぬよう、関係機関と連携した相談支援体制の構築、住まいの確保や学び直しに対する経済的支援の提供等を行います。

施策・事業名	取組方針	担当部署
母子自立支援員による生活支援	ひとり親家庭が抱える経済面・精神面等の諸問題について、関係機関と連携を取りながら支援に取り組みます。	福祉事務所
自立支援教育訓練給付	ひとり親家庭の親を対象に、就職に有利な教育訓練講座等を受講し修了した場合に、受講料の一部を支給します。	福祉事務所
高等職業訓練促進給付	ひとり親家庭の親を対象に、看護師、介護福祉士等の資格を取得するために、1年以上学校等に通う場合に生活の負担軽減を図る目的で一定期間給付金を支給します。	福祉事務所
身近な地域での声かけ	地域の関係機関と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立予防を図ります。	福祉事務所
住まい確保のための支援	生活困窮世帯に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給します。また、公営住宅法等に基づき、健康的で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で貸与するなどの住居を確保するための支援を行います。	福祉事務所 都市建設課
無業者に対する就労支援	相談窓口を設置し、市内事業所に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県と連携し、求人に関する情報提供等を行います。	商工観光スポーツランド推進課

② 経済的支援の推進

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。

また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

施策・事業名	取組方針	担当部署
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	生活困窮世帯等に対して、関係機関と連携し教育資金等の貸付による支援を行います。	福祉事務所 学校政策課
ひとり親家庭への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭の医療費の助成等を行います。また、貸付金に関する相談や情報提供を行うとともに、臨時的・緊急的な場合は、必要に応じて、生活資金の貸付を行います。	福祉事務所
地域・民間の力を発揮する仕組みづくり	民間団体等と連携・協力し、生活困窮世帯等に対して食料や衣類等の生活用品等を無料で提供または貸出を行う仕組みづくりを支援します。	福祉事務所
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報紙や市公式サイトを活用等の市民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	学校政策課
高校生・大学生を対象とした就学の支援	奨学金の出願の資格を有する生徒に対し、「串間市奨学資金」等を活用して奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。	学校政策課

(4) 障がいのあるこどもや若者、家庭への支援の充実

① 障害福祉サービス等の提供

障がい児等の特別な支援が必要なこども・若者とその家族が、身近な地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を構築するとともに、「串間市障がい者計画」や「串間市障がい福祉計画・串間市障がい児福祉計画」も踏まえた障害福祉サービス等の提供といった支援の充実を図ります。

施策・事業名	取組方針	担当部署
児童発達支援	各事業所と連携して実施し、こどもや保護者のニーズに対応できるように努めます。	福祉事務所
放課後等デイサービス	各事業所と連携して実施し、こどもや保護者のニーズに対応できるように努めます。	福祉事務所
障害者支援施設等短期入所	各事業所と連携して実施し、こどもや保護者のニーズに対応できるように努めます。	福祉事務所
医療的ケア児等短期入所	家族の負担軽減のための短期入所の充実や、緊急時の受入体制の確保を図ります。	福祉事務所
日中一時支援	障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行います。	福祉事務所
補装具交付及び修理	身体障害者手帳を所持している児童又は難病を患っている児童の能力を最大限まで回復・向上させるため補装具の交付や修理の支給決定を行います。	福祉事務所
障がい児通所施設の開設	障がいのあるこどもに関する相談後のフォロー体制等の整備を推進する一環として、こどもの年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供する障がい児通所施設等の事業所の開拓等を図ります。	福祉事務所
障害児福祉手当	知的、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の児童に対し、手当を支給することで、負担の軽減を図ります。	福祉事務所
特別児童扶養手当	知的、精神又は身体に障がいがあるため、日常生活が著しく困難な状態にある 20 歳未満の児童を監護・養育している人に対し、手当を支給することで、障がい児の福祉の増進を図ります。	福祉事務所
重度心身障がい児医療費助成	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、身体障害者手帳 3 級と療育手帳 B－1 の所持者に対し、医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所

施策・事業名	取組方針	担当部署
特別支援教育の推進	小中高一貫での「通級指導教室」連絡協議会等を中心として、児童・生徒の12年間の継続した指導環境を構築します。また、児童・生徒、保護者の思いを大切にした就学支援・相談に努め、関係機関等と連携しながら、一人ひとりの自己実現を図るための学習環境整備を推進します。	学校政策課

② 障がい児保育の受け入れ支援体制の整備

特別な支援が必要なこどもの地域生活を支援し、集団保育を通して発達促進を行うため、教育・保育施設での受入支援体制の整備を推進します。

施策・事業名	取組方針	担当部署
障がい児保育	各事業所と連携して実施し、支援が必要な児童の受け入れを行っている保育所等に対して市から補助を行います。	福祉事務所
保育所等訪問支援事業	各事業所と連携して実施し、こどもや保護者のニーズに対応できるように努めます。	福祉事務所

(5) 虐待防止・虐待対応のための取組の推進

① 虐待防止・虐待対応のための取組の推進

要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実させ、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

施策・事業名	取組方針	担当部署
こども家庭センター	こどもの虐待対策の総合相談窓口として、学校や関係行政機関、地域企業、NPO、自治会その他関係者と連携を強化します。	福祉事務所
要保護児童対策地域協議会によるネットワーク体制の充実	要保護児童・要支援児童への対応として関係機関との連携を図ります。	福祉事務所
要保護家庭訪問	様々なケースに対応し、必要に応じて家庭訪問を行います。	福祉事務所
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	11月にオレンジリボン運動や広報紙による虐待防止推進の啓発を行います。	福祉事務所

基本目標2 成長段階に応じたこども・若者の健やかな成長を支えるまちづくり

(1) 妊娠・出産・育児を支える体制の確保

① 安心して出産できる環境づくり

安心して出産を迎えられるように、産前・産後に係る相談支援体制の構築、母子の健康支援に取り組めます。

施策・事業名	取組方針	担当部署
母子健康手帳交付時指導	母子保健コーディネーター母子健康手帳交付時に面談し、安心して出産に臨むことができるように支援します。また、栄養士による栄養指導等も実施します。	福祉事務所
妊婦一般健康診査	妊婦健康診査14回（多胎＋5回）分について公費助成を行い経済的負担の軽減を図ります。また、健診結果により妊婦の健康状態を把握し支援します。	福祉事務所
産婦健診	産後の体の回復状況の確認と悩みや不安などを相談する機会として、産後2回の健康診査の公費助成を行います。また、健診結果等により産婦の健康状態を把握し支援します。	福祉事務所
妊産婦健診通院支援事業	妊産婦健診に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る本事業について、県補助金やニーズの動向等を注視し、事業の継続について検討します。	福祉事務所
保健指導	安心して出産を迎えられるように、妊娠期の過ごし方など妊娠・出産に関する相談や指導、役立つ情報の提供を行います。	福祉事務所
産後ケア事業	産婦に対して、母体・乳児のケア、心身のケア、育児のサポート等を行う産後ケア事業の利用を勧め、希望者への支援につなぎます。	福祉事務所
妊婦等支援給付事業	妊婦のための支援金給付を行い経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
不妊治療費助成	不妊治療に係る費用を一部助成することで経済的負担の軽減を図り、妊娠を望む夫婦を支援します。	福祉事務所

② 乳児の健やかな成長への支援

乳児の健やかな成長と保護者の子育てを応援するため、乳児のいる家庭への全戸訪問等による情報提供や育児相談、乳児健診や離乳食教室の実施等による健康支援に取り組みます。

施策・事業名	取組方針	担当部署
乳児家庭全戸訪問	乳児の健やかな成長と保護者の子育てを応援するために、乳児のいる家庭を全て訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談を実施します。	福祉事務所
乳児健診	3～5か月児を対象に集団健診を実施し、発達・発育の確認とともに、精密検査が必要な場合は検査費の助成を行います。予防接種等の説明、育児相談を行い、集団健診と同日に離乳食教室を開催します。	福祉事務所
乳児一般健康診査	医療機関による個別健診として2回分の受診券を発行します。精密検査が必要な場合は検査費の助成を行います。	福祉事務所
離乳食教室	乳児健診と同日に開催し、乳児の健康的な成長と発達を促進し、保護者が安心して育児に取り組むための学びの場とします。	福祉事務所

③ 幼児の健やかな成長への支援

こどもの発育・発達を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図るとともに、こどもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図ることで親子の状況に応じた育児相談や発達支援に努めます。

施策・事業名	取組方針	担当部署
1歳6か月児健診	1歳6か月児から2歳未満児を対象に身体測定、発達状況・生活習慣等を確認します。また、フッ化物塗布やブラッシング指導も継続して行います。	福祉事務所
2歳児歯科健診	2歳6か月児から3歳未満児を対象に歯科健診及びフッ化物塗布（希望者）を行います。	福祉事務所
3歳児健診	3歳6か月児から4歳未満児を対象に身体測定、視聴覚検査、尿検査等を行い、発達状況を確認するとともに、言語聴覚士や心理士による個別相談も対応します。	福祉事務所

④ 発達に関する支援

全てのこどもが健やかに生まれ育つよう、乳幼児健康診査等の機会を通じて、発達・発育に課題を抱えているこどもの把握に努めるとともに、発達・発育に課題を抱えているこどもに対する支援を行います。

施策・事業名	取組方針	担当部署
はぐくみサポート教室 (発達相談)	親子遊びや友だちとの遊びを通して、保護者が子育てを学ぶトレーニングの場、こどもの発達を促す場、こどもの発達について相談する場として実施します。	福祉事務所
子ども発達相談室	ことばの発音、発語が気になる未就学児に対して、言語聴覚士がことばの訓練を行います。	福祉事務所
5歳児健診	年中児を対象に健診を実施し、子どもの発達や生活習慣、育児の方法等の保護者の不安や悩みについて相談する機会としても実施します。	福祉事務所

(2) 多様な保育サービスの提供

① 多様な保育サービスの提供

子育てを取り巻く状況が大きく変化していく中、子育て世帯の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障がい児保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。

施策・事業名	取組方針	担当部署
一時預かり保育	保護者の急な疾病や就労支援等のため、一時的な保育を実施します。	福祉事務所
延長保育	保護者の就労等を理由に、保育所開所時間を越えて保育を実施します。	福祉事務所
病児保育	病気等の際に自宅での保育が困難なこどもを専門の施設で預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、子どもの健全育成に寄与します。	福祉事務所
障がい児保育	教育・保育施設において、適切な援助を行いながら保育を実施します。	福祉事務所

(3) 質の高い幼児教育・保育の充実

① 質の高い幼児教育・保育の充実

子育て世帯の多様化するニーズに対応するため、質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保に努めます。

また、保護者の就労状況にかかわらず、質の高い幼児教育・保育を提供するため、事業者の意向も踏まえながら、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及に努めます。

施策・事業名	取組方針	担当部署
教育・保育の質の向上	教育・保育施設と連携しながら、幼児教育・保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることで、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。	福祉事務所
認定こども園の普及促進	施設の意向等を確認しながら、調整を図ります。	福祉事務所
公共施設又は子育て関連施設等の整備【再掲】	必要に応じて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を実施します。	福祉事務所
幼保小連携・接続	幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校の教育の関係者が連携してカリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進します。	福祉事務所 学校政策課

(4) 学校教育の充実

① こどもの育ちを保障する学校づくり

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、こどもの育ちを保障する取組を推進します。

施策・事業名	取組方針	担当部署
幼保小連携・接続【再掲】	幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校の教育の関係者が連携してカリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進します。	福祉事務所 学校政策課
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な移行への支援	小学校入学後にこどもが戸惑うことがないよう、幼児教育・保育の場における生活習慣の定着促進や、「もうすぐ一年生がんばろう大会」の開催による施設の垣根を超えた交流の場の提供等を推進します。	福祉事務所
小中高一貫教育の充実	「地域貢献のための人材育成」と「学力向上」を目的として、12年間を見通した系統的・発展的な学習活動を展開する教育体制づくりを推進します。	学校政策課
キャリア教育の推進	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組めます。中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	学校政策課
I C T教育の環境整備と充実	「G I G Aスクール構想」による児童・生徒一人一台端末配付の学習環境を整備するとともに、I C T教育の充実を図るための教職員研修を実施し、児童・生徒の学力向上につなげます。	学校政策課
学校教育施設・設備の点検・整備・充実	各学校の耐震に係る点検・整備を継続的に実施していくとともに、長寿化計画に則り、適切な学校施設整備を推進します。また、学校施設においては国等のガイドラインを参考に熱中症対策を推進するとともに、体育館を含めた空調設備の整備に努め、快適な学習環境づくりを推進します。	学校政策課
学力向上に資する教職員の授業力・資質向上	県教育委員会の教職員研修を活用するとともに、定期授業参観や教育研究所等での指導助言等を通して、教職員の授業力向上に努めます。また、各種研修を通して、粘り強く指導支援していくことのできる教職員の育成に努めます。	学校政策課

施策・事業名	取組方針	担当部署
特別支援教育の推進【再掲】	小中高一貫での「通級指導教室」連絡協議会等を中心として、児童・生徒の12年間の継続した指導環境を構築します。また、児童・生徒、保護者の思いを大切にした就学支援・相談に努め、関係機関等との連携しながら、一人ひとりの自己実現を図るための学習環境整備を推進します。	学校政策課

② こどもの健やかな成長を支える体制づくり

こどもたちが健やかに成長できるよう、体育科指導の質の向上や健康的な生活習慣の定着、心のケアの推進等により、身体面・精神面における成長を支援します。

施策・事業名	取組方針	担当部署
児童・生徒の健康増進の推進	県教育委員会への研修派遣や指導方法の教職員間の共有等により体育科指導の質の向上を図ることで、児童・生徒の体力向上に努めます。また、食の教育を推進するとともに、家庭と連携しながら、基本的な生活習慣の定着やむし歯治療率等の向上を推進します。	福祉事務所 学校政策課
児童・生徒の心のケアの推進	いじめや不登校等の課題に対して、学校との連携を密に図っていくとともに、教育相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポーター等の即時派遣、市青少年育成市民会議や各地区協議会、関係機関との情報共有による、児童・生徒や家庭に寄り添った支援を推進します。	福祉事務所 学校政策課

(5) 学童期の放課後対策の充実

① 放課後の居場所の確保

放課後のこどもの居場所を確保するため、保護者のニーズや地域の実情を踏まえ、放課後児童クラブの整備等を推進します。

施策・事業名	取組方針	担当部署
放課後児童クラブ	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。また、放課後児童クラブのない校区があるため、その校区において需要があった場合には対策を講じていきます。	福祉事務所
放課後等デイサービス【再掲】	各事業所と連携して実施し、こどもや保護者のニーズに対応できるように努めます。	福祉事務所

(6) 青少年の健全育成

① 青少年育成のための環境整備

こどもが学童期・思春期・青年期と成長していき、大人に近づきつつある中、健やかに成長していけるよう、成長の土台となる環境や必要に応じた支援体制の整備を推進します。

施策・事業名	取組方針	担当部署
青少年育成のための環境整備	市青少年育成市民会議や各地区協議会、関係機関と連携を密に図り、有害図書や広告の排除への取組を実施するとともに、保護者や児童生徒に、インターネット、スマートフォン等の適切な活用を啓発する等、地域が一体となって望ましい育成環境の整備に努めます。	生涯学習課
青少年の就労支援	全てのこどもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供、企業説明会の実施に努めます。また、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、職業訓練校や地域若者サポートステーションに関する情報提供を行います。	商工観光スポーツランド推進課
青少年の問題行動に対する対応	警察署等やスクールサポーター、関係機関等との連携を図り、青少年の問題行動の早期発見と対応・解決に努めます。	学校政策課

基本目標3 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

(1) 子どもや子育て、若者を支える環境づくり

① 子どもや子育て、若者を支援する体制の構築

子どもや若者、子育て当事者に対し、ライフステージや分野等に応じて専門的な対応ができる相談支援体制を構築するとともに、関係機関等が連携を図りながら、包括的に支援を提供できる体制の構築を図ります。

施策・事業名	取組方針	担当部署
妊娠期からの切れ目ない支援の提供	こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する支援を切れ目なく行います。	福祉事務所
地域子育て支援拠点【再掲】	親子が安心して遊べる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児不安に対する相談にも対応します。	福祉事務所
家庭児童相談室	子育てに関する悩みなどの相談に対応できるよう努めます。	福祉事務所
養育支援訪問	育児不安や貧困、疾病等により養育環境等に不安を抱える家庭に対し、子育てについての不安や悩みを解消できるよう、訪問等による支援を行います。	福祉事務所
相談支援体制の質的・量的充実	相談を適切な支援に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置等による各機関の体制充実と連携強化を図ります。	福祉事務所
重層的支援体制整備の構築	相談支援・参加支援・地域づくり支援を組み合わせた地域における重層的な支援体制を構築します。	福祉事務所
地域ネットワーク体制の整備	既存の多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、市内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備します。	福祉事務所
学校における相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用し、各学校における相談体制の充実を図ります。	学校政策課
福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化	地域子育て支援センターの充実やスクールソーシャルワーカー等の活用を図り、学校と福祉関係部門等の連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。	福祉事務所 学校政策課

施策・事業名	取組方針	担当部署
支援を必要とするこどもや若者、家庭について、事業展開において早期発見・支援につなげる体制の構築	教育・保育施設や学校、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター等の関係機関、各種事業の展開において、こどもの様子や保護者との関わりから家庭やこどもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。	福祉事務所 学校政策課
支援を必要とするこどもや若者、家庭について、地域において早期発見・支援につなげる体制の構築	自治会長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設等の地域による支え合いの形を整備します。また、社会福祉協議会と協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭やこどもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	福祉事務所
保護者の健康面に対する支援	健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導等を実施していくとともに、各種イベントの活用や関係事業団体との連携を図りながら、周知を図ります。	医療介護課
市民が安心して暮らすことのできる救急医療体制の確保	初期夜間急病センターや休日在宅医当番など、救急医療体制の整備を図ります。	医療介護課
保護者の育児能力・教育力向上に対する支援	家庭におけるこどもの育児・教育の在り方について、計画的、継続的かつ集団的に学習する機会として、子育て講座や家庭教育学級を開設するなど、家庭の育児・教育について学ぶ場を提供するとともに、関係情報・資料の提供、保護者の悩みに対する相談事業における助言・指導等を行います。	福祉事務所 生涯学習課
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組等を通じて、こどもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう、食育や栄養指導の充実を図ります。	福祉事務所 学校政策課

② こどもや子育て、若者を応援する地域づくり

こども・若者は串間市の未来を担う宝であるとの認識の下、子育て等に関する情報の周知や、市民や事業者といった本市を構成する様々な主体に対する子育てへの理解促進を図るための啓発、地域活動の推進等を通じて、こどもや子育て、若者を地域全体で応援する環境づくりに努めます。

施策・事業名	取組方針	担当部署
子育てに関する情報の周知	串間市子育て支援ガイドや広報紙、市公式サイト等を活用して、子育てに関する様々な情報の発信に努めます。	福祉事務所
市民等に対する啓発	情報発信やセミナーの開催等を通じて、みんなで子育て家庭やこどもたちを応援する気運を高めます。	総務課
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組	国などが発行するポスターやパンフレット等の掲示・配布及び研修等を行い、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発に努めます。	市民協働課
多世代交流の推進	学校や家庭、地域等と連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。	生涯学習課
親子で過ごせる居場所づくり【再掲】	地域における公益的な取組としてのこども食堂やフリースペースといった地域における親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の整備を支援します。	福祉事務所

(2) 結婚・子育てに対する経済的支援の提供

① 各種手当等の支給や医療費の助成

各種手当等の支給により、子育て世帯の生活安定を図るほか、こども医療費の助成により、経済的負担の軽減だけでなく、早期受診による重篤化防止を図ることで、こどもの健康維持に努めます。

施策・事業名	取組方針	担当部署
串間市結婚新生活支援事業	要件を満たした新婚世帯に対し、住居に係る費用の補助を行うことにより、新生活を支援します。	総合政策課
児童手当	高校生世代までの対象者に対し、支給を行ない子育て世帯の生活の安定を図ります。	福祉事務所
障害児福祉手当【再掲】	知的、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に対し、手当を支給することで、負担の軽減を図ります。	福祉事務所
特別児童扶養手当【再掲】	知的、精神又は身体に障がいがあるため、日常生活が著しく困難な状態にある20歳未満の児童を監護・養育している人に対し、手当を支給することで、障がい児の福祉の増進を図ります。	福祉事務所
重度心身障がい児医療費助成【再掲】	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、身体障害者手帳3級と療育手帳B-1の所持者に対し、医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
母子保健における助成	不妊治療費、妊産婦健康診査、産後ケア等に係る費用の一部助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
こども医療費の無償化	家庭の経済状況にかかわらず医療機関を受診できることにより、早期回復や発生予防につながるよう引き続き実施します。	福祉事務所

② 保育料の負担軽減

保育料の負担を軽減することにより、安心してこどもを産み育てる環境づくりを推進します。

施策・事業名	取組方針	担当部署
第3子以降保育料無償化	18歳未満の第3子以降の児童について、保育料を無償化することで、経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所
保育料無償化子育て安心くしま事業	保護者の経済的負担軽減を図るため、国の制度の狭間にある2号認定のこどもの保育料を無償とします。	福祉事務所

第5章 量の見込みと確保方策 (子ども・子育て支援事業計画)

第5章 量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）

1 教育・保育提供区域等

（1）設定についての考え方

「市町村子ども・子育て支援事業計画」については、子ども・子育て支援法において、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」「現在の教育・保育の利用状況」「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」を定め、「量の見込み」及び「確保方策」を設定することとされています。

（2）本市における教育・保育提供区域等の考え方

本市においては、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」において、以下のような理由から、教育・保育提供区域（教育・保育に関する提供区域）及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を「1区域（市内全域）」と設定してきました。

- ・市内の認可保育所に通う児童は、保護者自身の居住地や職場への通勤経路等を考慮して、利用可能な保育所を選択している。そのため、認可保育所の所在する近隣の地域からだけでなく、市内の広範囲から認可保育所に通園している。
- ・利用者は、教育・保育提供区域にとらわれることなく、市内全体から、最も適切な認可保育所を選択できるため、市内全域から保育所を選ぶという傾向は変わらないものと考えられる。
- ・今後の整備面からみると、市内全域を1区域とすることで、現状の認可保育所の配置状況等も十分に検討しつつ、必要とする人が利用しやすいよう、市全体での需給バランスを考慮した計画策定が可能となる。

これまで、「1区域（市内全域）」と設定することで、利用者のニーズに応じて、柔軟な需給バランスを確保することができたことから、本計画においても、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を「1区域（市内全域）」と設定します。

2 こども数の推計結果と「量の見込み」算定の考え方

「本市独自将来人口推計」による各年5月1日時点のこども数の推計結果は、以下のとおりです。

今後のこどもの人口の見通しに、これまでの各事業の利用状況等の本市の現状を勘案し、今後の5年間の「量の見込み」を設定しました。

年齢	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	70	79	75	72	68	65
1歳	81	71	80	76	73	69
2歳	87	82	71	80	77	73
0～2歳計	238	232	226	228	218	207
3歳	94	85	79	69	78	75
4歳	85	92	84	78	68	77
5歳	121	85	92	84	79	68
3～5歳計	300	262	255	231	225	220
0～5歳計	538	494	481	459	443	427
6歳	107	119	84	91	82	77
7歳	124	105	117	82	89	81
8歳	134	124	105	117	82	89
9歳	137	132	123	103	115	81
10歳	131	137	132	123	103	115
11歳	161	129	135	130	121	102
6～11歳計	794	746	696	646	592	545
12歳	164	159	127	133	129	119
13歳	127	163	158	126	132	127
14歳	152	125	160	156	125	130
15歳	112	144	118	152	147	118
16歳	127	111	142	117	150	146
17歳	139	126	110	141	116	149
12～17歳計	821	828	815	825	799	789
0～17歳計	2,153	2,068	1,992	1,930	1,834	1,761

※令和6年値は串間市「住民基本台帳人口（5月1日時点）」、推計値は平成31年～令和6年の各年5月1日時点の住民基本台帳人口を基にしたコーホート変化率法による人口推計より作成

転入出の発生頻度等の観点から、5月1日時点の人口を用いている

3 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

本市における教育・保育施設数は現在、保育所：8か所、認定こども園：4か所となっています。

現行体制により、各区分における「量の見込み」（需要量）を満たす提供体制を確保できる見込みとなっているため、現行体制の維持に努めます。

・【3～5歳】1号認定及び2号認定のうち、共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み (需要量)	1 号	人	50	50	48	48	49
	2 号 (教育ニーズ)	人	0	0	0	0	0
	合計	人	50	50	48	48	49
②確保方策 (提供量)	特定教育・保育 施設	人	55	55	55	55	55
過不足 (②－①)		人	5	5	7	7	6

・【3～5歳】2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み (需要量)	2 号 (保育ニーズ)	人	258	262	237	232	215
②確保方策 (提供量)	特定教育・保育 施設	人	291	291	291	291	291
過不足 (②－①)		人	33	29	54	59	76

・【0歳】3号認定

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み (需要量)		人	20	20	17	18	17
②確保方策 (提供量)	特定教育・保育 施設	人	20	20	20	20	20
過不足 (②－①)		人	0	0	3	2	3

・【1歳】3号認定

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	人	66	76	73	68	69
②確保方策（提供量） 特定教育・保育施設	人	90	90	90	90	90
過不足（②－①）	人	24	14	17	22	21

・【2歳】3号認定

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	人	82	66	76	73	68
②確保方策（提供量） 特定教育・保育施設	人	95	95	95	95	95
過不足（②－①）	人	13	29	19	22	27

（2）保育利用率の目標設定

「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、3歳未満のこどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」について、各年度の目標値を定めることが求められています。

本市においては、下表のとおり設定します。

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①推計児童数（3歳未満）	人	232	226	228	218	207
②確保方策（利用定員数）	人	205	205	205	205	205
③【目標】保育利用率（②／①）	%	88.4	90.7	89.9	84.0	99.0

（3）教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

保育所等の認定こども園への移行について、教育・保育施設行政連絡会等を利用して、年間を通じた意向調査を行います。

（4）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討・実施します。

(5) 教育・保育の質の向上

教育・保育施設と連携しながら、幼児教育・保育に携わる職員に対する研修の充実を図ります。

また、幼保小連携のための会議において、こどもの実態や教育内容等に関する情報共有を図るなど、幼児教育・保育から小学校へのスムーズな移行ができる環境を確保します。

(6) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、待機児童が発生しておらず、保護者の希望に応じて、教育・保育施設を利用できる状況にありますが、保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに、希望に応じて円滑に教育・保育施設を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

(7) 本市の課題に対応するための事業者への支援強化

本市においては、少子化の進行に伴い、教育・保育施設の利用者数が減少傾向で推移しています。

また、教育・保育の提供に携わる人材の確保が課題となっており、教育・保育施設を運営する事業者を取り巻く状況は厳しくなりつつあります。

保護者のニーズを踏まえた教育・保育の提供体制を引き続き確保していくため、国・県の支援制度に係る情報提供、教育・保育施設行政連絡会等における協議等による事業者との連携強化を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、実施する事業です。

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

少子化や就労形態の多様化に対応し、誰でもいつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期におけるこどもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場を提供するなど、子育て親子が気軽に自由に利用できる交流の場や育児・子育てに関する情報の提供、子育ての不安や悩みに関する相談等を実施する事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	人日	8,311	8,568	9,092	9,100	9,044
②確保方策（対応量）	か所	2	2	2	2	2
	人日	8,311	8,568	9,092	9,100	9,044
	—	市内2か所の子育て支援センターにおいて、ニーズに応じた子育て支援を行います。				

※人日…年間の延べ利用人数

(2) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

こどもの預かり等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

本市では現在実施していませんが、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(3) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

幼稚園または認定こども園の在園児を対象に、通常教育時間の前後や長期休業期間中等に保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み （需要量）	1 号	人日	11,713	11,867	11,620	11,769	11,918
	2 号 （教育ニーズ）	人日	0	0	0	0	0
	合計	人日	11,713	11,867	11,620	11,769	11,918
②確保方策（対応量）		か所	3	3	3	3	3
		人日	11,713	11,867	11,620	11,769	11,918
		—	認定こども園において、通常教育時間終了後の預かりなどについて、事業者と調整しながら、量の確保を図ります。				

※人日…年間の延べ利用人数

(4) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）		人日	347	320	289	261	236
②確保方策（対応量）		か所	12	12	12	12	12
		人日	347	320	289	261	236
		—	引き続き、市内全ての教育・保育施設で一時預かり事業を実施します。				

※人日…年間の延べ利用人数

(5) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	人	200	203	202	203	204
②確保方策（提供量）	か所	12	12	12	12	12
	人	210	210	210	210	210
	－	保護者からのニーズを踏まえ、事業者と調整しながら、提供量の確保に努めます。				

(6) 病児保育事業

保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に病気のこどもの一時的な保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	人日	156	161	165	166	167
②確保方策（提供量）	か所	1	1	1	1	1
	人日	885	885	885	885	885
	－	就労と子育ての両立を支援するため、市が委託する串間市病児保育センターにおいて、利用定員3名の受入体制を確保します。				

※人日…年間の延べ利用人数

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み （需要量）	1 年生	人	93	66	72	65	62
	2 年生	人	76	86	61	66	60
	3 年生	人	81	74	84	60	65
	4 年生	人	48	57	53	60	43
	5 年生	人	26	33	40	37	42
	6 年生	人	20	21	27	33	30
	合計	人	344	337	337	321	302
②確保方策（提供量）		か所	9	9	9	9	9
		人	350	350	350	350	350
		－	利用者ニーズを踏まえながら、提供体制の確保に努めます。				
過不足（②－①）		人	6	13	13	29	48

① 放課後児童対策に係る行動計画

国が「放課後児童対策に係る行動計画」の策定を求めていることを踏まえ、本項において、「放課後児童対策に係る行動計画」に係る内容を定めます。

なお、国は、「放課後子供教室」に係る事項を盛り込むべきとしていますが、本市においては、放課後子供教室以外の取組において、放課後や週末における体験・交流活動等が行われており、現時点において、放課後子供教室の実施可能性がないと考えるため、放課後子供教室に係る事項については記載しないこととします。

ア) 放課後児童クラブの学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブの新規開設等を検討する場合には、学校関係者と協議を行い、余裕教室等の状況を踏まえたうえで、学校施設の活用について検討します。

イ) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後児童クラブに係る課題や検討必要事項等が生じた場合には、必要に応じて、福祉事務所と教育委員会で協議を行い、連携を図りながら対応します。

ウ) 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応に関する方策

障がい・疾病・虐待・貧困等によって特別な支援や配慮が必要な児童の利用について、こども家庭センター等の関係機関との連携を図りながら、必要な支援や配慮を受けることができる体制の構築を図ります。

エ) 事業の質の向上に関する具体的な方策

放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない小学生児童を放課後に預かる場としてだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「学びの場」「生活の場」としての役割を担うものです。

こどもの健全な育成を図る場としての放課後児童クラブの役割の向上を図るため、支援員等に対する研修参加の促進や情報提供等を推進します。

(8) 妊婦健康診査

安全で安心な出産を迎えるため、妊婦の健康の保持及び増進を図ることを目的に、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	人	75	72	68	65	63
②確保方策（対応量）	人	75	72	68	65	63
	－	全ての妊婦が 14 回分（多胎の場合は 19 回分）の健診助成が受けられる体制を継続して確保します。				

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報を提供する事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	人	75	72	68	65	63
②確保方策（対応量）	人	75	72	68	65	63
	－	全ての家庭に対し、母子保健コーディネーターを中心に訪問支援を行う体制を継続して確保します。				

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	人回	144	156	155	153	150
②確保方策（対応量）	人回	144	156	155	153	150
	－	支援を必要とする家庭に支援を提供できるよう、子育てに不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱える家庭の把握に努めます。				

※人日…年間の延べ利用回数

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出張、冠婚葬祭等により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業です。

本市では現在実施していませんが、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(12) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療、福祉等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み (需要量)	基本型	か所	0	0	0	0	0
	特定型	か所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
②確保方策 (提供量)	基本型	か所	0	0	0	0	0
	特定型	か所	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
	全体	—	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目ない対応に努めます。				

※「基本型」は、主に市町村の窓口以外の親子が継続的に利用できる施設を活用し、「利用者支援」や「地域連携」を実施するほか、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら相談・助言の実施、「こども家庭センター」との連携等を行うもの。

「特定型」は、主に市町村の窓口を活用し、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行うもの。

「こども家庭センター型」は、「母子保健機能」と「児童福祉機能」を一体的に有する「こども家庭センター」において、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するもの。

① 地域子育て相談機関

保育所等の子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関です。

本市では現在開設していませんが、ニーズ等の把握に努め、必要に応じて開設を検討します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

家庭や養育環境を整え、虐待防止を図るため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

本市では現在実施していませんが、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(14) 児童育成支援拠点事業

虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るため、養育環境等に課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

本市では現在実施していませんが、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(15) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を図るため、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

本市では現在実施していませんが、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況等の把握を行うとともに、子育て等に関する情報提供、相談への対応等を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）		人回	225	216	204	195	189
②確保方策（対応量）	こども家庭センターによる実施	人回	225	216	204	195	189
	上記以外の業務委託による実施	人回	0	0	0	0	0
	合計	人回	225	216	204	195	189
	全体	—	全ての家庭に対し、訪問支援を行う体制を確保し、出産・子育てに不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱える家庭の把握に努めます。				

※人回…年間の延べ利用回数（妊婦等1組あたり3回の利用を想定し算定）

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所や幼稚園等を利用していない生後6か月児～2歳児を対象に、月10時間程度の範囲内で、就労要件を問わず、保育所等を利用できる事業であり、令和8年度からの本格実施が予定されています。

・量の見込みと確保方策

		単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	0歳児	人日		1	2	1	1
	1歳児	人日		1	1	1	1
	2歳児	人日		1	1	1	1
②確保方策（提供量）	0歳児	人日		4	4	4	4
	1歳児	人日		1	1	1	1
	2歳児	人日		1	1	1	1
	全体	—		こどもの安全を守るために、保育士の人員確保や保育環境の整備に努めます。			

※人日…1日あたりの利用人数（利用定員数）

(18) 産後ケア事業

出産からの退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①量の見込み（需要量）	人日	75	72	68	65	63
②確保方策（対応量）	人日	75	72	68	65	63
	—	希望する全ての産婦に対して産後ケア事業を実施します。				

※人日…年間の延べ利用人数

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯等、世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

本市では現在実施していませんが、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部補助を行う事業です。

本市では現在実施していませんが、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 市民、関係機関等との連携

こども施策の推進にあたっては、庁内各課で展開されている、こども等に係る様々な事業・取組が推進されていくとともに、連携して取り組むことで、より包括的な推進を図っていくことも重要です。

そのため、円滑な事務の実施を含め、庁内関係各課間の密接な連携を図ります。

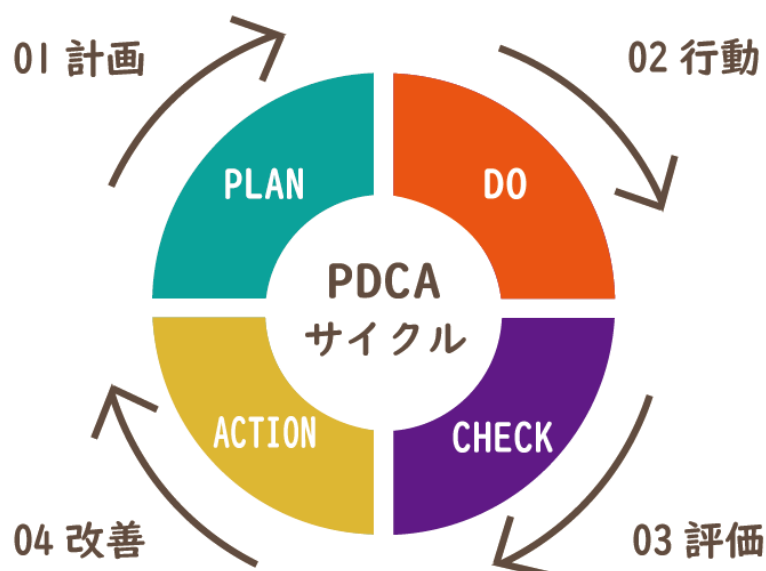
また、事業・取組の推進にあたっては、行政だけでなく、市民や地域、事業者といった本市を構成する様々な主体の理解・協力を得ながら、市全体として推進していくことが必要です。

そのため、こども施策に係る事業者や地域団体等の関係機関・関係団体との連携強化を図るとともに、市民や企業等の地域全体の意識の向上等を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の進行状況を管理するため、「串間市子ども・子育て支援推進委員会」において、教育・保育事業等の進捗状況を把握・整理し、PDCAサイクルを活用した、計画の点検・評価に努めます。

また、本計画においては、こども大綱を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標」及び「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」を設定し、本計画の進行管理において活用を図ります。



(1) こども大綱を踏まえた数値目標及び指標による進行管理

こども大綱においては、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標」及び「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」を設定しています。

本計画においても、こども大綱を踏まえた目標・指標の設定を行い、進行管理等に活用します。

① 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

項目※1	全国	串間市		
		対象※1	現状値	目標値 (R11)
「こどもまんなか社会の実現に向かってい る」と思う人の割合	15.7% (R5)	18～39 歳	16.0% (R6)	70%
		高校生	55.2% (R6)	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割 合	60.8% (R4)	中学生	73.3% (R6)	増加
		高校生	67.9% (R6)	増加
		【参考】 小学4～6年生	89.6% (R6)	増加
		【参考】18～39 歳	47.3% (R6)	増加
		【参考】高校生以下 のこどもの保護者	46.5% (R6)	増加
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者 の割合（自己肯定感の高さ）	60.0% (R4)	高校生	67.3% (R6)	70%
		18～39 歳	63.0% (R6)	70%
		【参考】 小学4～6年生	72.6% (R6)	80%
		【参考】中学生	76.1% (R6)	80%
社会的スキルを身につけているこどもの割 合	74.2% (R4)	中学生	87.6% (R6)	増加
		高校生	81.8% (R6)	増加
		【参考】 小学4～6年生	91.9% (R6)	増加
「自分には自分らしさというものがある」 と思うこども・若者の割合	84.1% (R4)	高校生	83.6% (R6)	90%
		18～39 歳	74.2% (R6)	90%
		【参考】中学生	89.4% (R6)	増加

※1 本市の現状値が把握不能である項目を含む、こども大綱に定められた全ての項目を掲載している
(以下、同様)

※2 国と対象が異なる場合がある (以下、同様)

項目	全国	串間市		
		対象	現状値	目標値 (R11)
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う こども・若者の割合	97.1% (R4)	18～39 歳	96.0% (R6)	現状 維持
		【参考】中学生	97.3% (R6)	現状 維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることが できている」と思うこども・若者の割合	51.5% (R4)	高校生	55.2% (R6)	70%
		18～39 歳	50.8% (R6)	70%
		【参考】 小学4～6年生	34.6% (R6)	70%
		【参考】中学生	14.5% (R6)	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いて もらえている」と思うこども・若者の割合	20.3% (R5)	高校生	53.9% (R6)	70%
		18～29 歳	22.3% (R6)	70%
「自分の将来について明るい希望がある」 と思うこども・若者の割合	66.4% (R4)	高校生	83.6% (R6)	増加
		18～39 歳	55.1% (R6)	80%
		【参考】中学生	87.3% (R6)	増加
「串間市の将来は明るい」と思うこども・ 若者の割合 ※こども大綱における項目は、「自国の将来は 明るい」と思うこども・若者の割合	31.0% (H30)	高校生	40.0% (R6)	55%
		18～29 歳	18.7% (R6)	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社 会の実現に向かっていく」と思う人の割合	27.8% (R5)	高校生	60.6% (R6)	70%
		18～39 歳	22.1% (R6)	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人が いる」と思う子育て当事者の割合	83.1% (R4)	高校生以下のこども の保護者	86.8% (R6)	90%

② こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

項目	全国	串間市	
		対象	現状値
「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	54.4% (R5)	高校生	75.2% (R6)
		18～39 歳	68.9% (R6)
「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活 動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	40.4% (R5)	高校生	44.8% (R6)
		18～39 歳	19.7% (R6)

項目	全国	串間市	
		対象	現状値
BMI 18.5 未満の 20～30 歳代の女性の割合	18.1% (R1)	20～30 歳代女性	
こどもの貧困率	11.5% (R3) 10.3% (R1)	高校生以下のこどものいる世帯	16.3% (R6)
生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率	93.8% (R4)	生活保護世帯に属するこども	100% (R5)
生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率	3.3% (R4)	生活保護世帯に属するこども	0% (R5)
生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.4% (R4)	生活保護世帯に属するこども	0% (R5)
電気、ガス、水道料金の未払い経験（こどもがある全世帯）	5.3% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【電気料金】	7.5% (R6)
	6.2% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【ガス料金】	6.1% (R6)
	5.3% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【水道料金】	7.7% (R6)
食料又は衣服が買えない経験（こどもがある全世帯）	16.9% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【食料が買えない経験】	8.3% (R6)
	20.9% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【衣服が買えない経験】	8.3% (R6)
「障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合	27.2% (R5)	高校生	64.2% (R6)
		18～39 歳	21.3% (R6)
里親等委託率	25.3% (R3 年度)	3 歳未満	0% (R5 年度)
	30.9% (R3 年度)	3 歳以上就学前	0% (R5 年度)
	21.7% (R3 年度)	学童期以降	0% (R5 年度)
児童養護施設のこどもの進学率	97.7% (R4)	中学校卒業後	
	38.6% (R4)	高校等卒業後	
児童相談所における児童虐待相談対応件数	207,660 件 (R3 年度)		54 件 (R5 年度)

項目	全国	串間市	
		対象	現状値
「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	1.8% (R2 年度)	中学生	1.5% (R6)
	2.3% (R2 年度)	高校生	1.8% (R6)
	4.6% (R2 年度)	定時制高校2年生相当	
	7.2% (R2 年度)	通信制高校生	
		【参考】高校生以下のこどものいる世帯	0.4% (R6)
	2.9% (R1 年度)	大学3年生	
		【参考】18～39 歳	3.7% (R6)
小・中・高生の自殺者数	514 人 (R4)	小学生～高校生	0 件 (R5)
30 歳未満の自殺者数	798 人 (R4)	19 歳以下	0 件 (R5)
	2,483 人 (R4)	20～29 歳	0 件 (R5)
S N S に起因する事犯の被害児童数	1,732 人 (R4)		1 人 (R5)
小・中・高校における暴力行為発生件数	61,455 件 (R4 年度)	小学校	0 件 (R5 年度)
	29,699 件 (R4 年度)	中学校	1 件 (R5 年度)
	4,272 件 (R4 年度)	高校	0 件 (R5 年度)
30 歳未満の不慮の事故での死亡者数	850 人 (R4)		
妊産婦死亡率（出産 10 万対）	4.2 (R4)		0% (R5)
妊娠・出産について満足している者の割合	84.3% (R3 年度)	3・4 か月児保護者	96.8% (R5 年度)
「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	54.4% (R5)	高校生	82.4% (R6)
		18～39 歳	64.4% (R6)
安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合	98.1% (R4)	小学4～6年生	99.1% (R6)
		中学生	99.1% (R6)
		高校生	98.8% (R6)
		18～39 歳	98.6% (R6)

項目	全国	串間市	
		対象	現状値
児童・生徒における肥満傾向児の割合	15.1% (R4 年度)	10 歳（小学 5 年生） 男子	12.8% (R5 年度)
	9.7% (R4 年度)	【参考】10 歳（小学 5 年生）女子	12.9% (R5 年度)
	12.3% (R4 年度)	【参考】13 歳（中学 2 年生）男子	14.0% (R5 年度)
	9.1% (R4 年度)	【参考】13 歳（中学 2 年生）女子	20.1% (R5 年度)
	11.1% (R4 年度)	【参考】16 歳（高校 2 年生）男子	11.1% (R5 年度)
	7.0% (R4 年度)	【参考】16 歳（高校 2 年生）女子	12.5% (R5 年度)
児童・生徒における痩身傾向児の割合	2.9% (R4 年度)	16 歳（高校 2 年生） 女子	0% (R5 年度)
	2.4% (R4 年度)	【参考】10 歳（小学 5 年生）男子	2.5% (R5 年度)
	2.5% (R4 年度)	【参考】10 歳（小学 5 年生）女子	0% (R5 年度)
	2.6% (R4 年度)	【参考】13 歳（中学 2 年生）男子	1.0% (R5 年度)
	3.3% (R4 年度)	【参考】13 歳（中学 2 年生）女子	0% (R5 年度)
	3.7% (R4 年度)	【参考】16 歳（高校 2 年生）男子	0% (R5 年度)
裸眼視力 1.0 未満の者	37.9% (R4 年度)	小学生	30.9% (R5 年度)
	61.2% (R4 年度)	中学生	52.8% (R5 年度)
	71.6% (R4 年度)	高校生	
「食育」に関心を持っている国民の割合	78.9% (R4 年度)	18～39 歳	75.3% (R6)
「こども・若者の心身の健康等についての情報提供 やこころのケアが十分だ」と思う人の割合	43.1% (R5)	高校生	78.8% (R6)
		18～39 歳	36.4% (R6)
「自分の将来についての人生設計（ライフプラン） について考えたことがある」人の割合	51.8% (R5)	高校生	71.5% (R6)
		18～39 歳	76.0% (R6)
いじめの重大事態の発生件数	923 件 (R4 年度)		0 件 (R5 年度)
パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷等のいじめ被害	23,920 件 (R4 年度)		0 件 (R5 年度)
小・中学校における不登校児童生徒数	299,048 人 (R4 年度)		41 人 (R5 年度)

項目	全国	串間市	
		対象	現状値
高校における不登校生徒数	60,575 人 (R4 年度)		12 人 (R5 年度)
高校中退率	1.4% (R4 年度)		5.9% (R5 年度)
大学進学率	56.6% (R4)		52% (R5)
若年層の平均賃金	185.0 千円 (R4)	～19 歳正社員・正職員	
	170.1 千円 (R4)	～19 歳正社員・正職員以外	
	221.0 千円 (R4)	20～24 歳正社員・正職員	
	196.2 千円 (R4)	20～24 歳正社員・正職員以外	
	255.9 千円 (R4)	25～29 歳正社員・正職員	
	212.3 千円 (R4)	25～29 歳正社員・正職員以外	
若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合	97.2% (R3:1～3 月平均)	15～34 歳	
50 歳時点の未婚率	28.3% (R2)	45～54 歳男性	29.9% (R2)
	17.8% (R2)	45～54 歳女性	16.6% (R2)
「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	81.4% (R3)	15～34 歳の未婚者男性	72.8% (R6)
	84.3% (R3)	15～34 歳の未婚者女性	79.2% (R6)
合計特殊出生率	1.26 (R4)		1.77 (H30～R4)
出生数	770,759 人 (R4)		85 人 (R4)
夫婦の平均理想子ども数	2.25 人 (R3)	18～39 歳の既婚者	2.97 人 (R6)
夫婦の平均予定子ども数	2.01 人 (R3)	18～39 歳の既婚者	2.68 人 (R6)
未婚者の平均希望子ども数	1.82 人 (R3)	「いずれ結婚するつもり」と回答した 18～34 歳の未婚者男性	2.43 人 (R6)
	1.79 人 (R3)	「いずれ結婚するつもり」と回答した 18～34 歳の未婚者女性	2.31 人 (R6)
理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	52.6% (R3)	「予定子ども数が理想子ども数を下回る」18～39 歳の既婚者	36.7% (R6)

項目	全国	串間市	
		対象	現状値
理想のこども数が3人以上の夫婦で理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	59.3% (R3)	「予定こども数が理想こども数を下回る」18～39歳の既婚者	37.8% (R6)
「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	30.9% (R5)	高校生	69.1% (R6)
		18～39歳	29.8% (R6)
「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされている」と思う人の割合	30.7% (R5)	高校生	75.2% (R6)
		18～39歳	30.1% (R6)
男性の育児休業取得率	17.1% (R4 年度)	5歳以下のこどもの保護者	10.3% (R6)
(育児休業後復職した者のうち) 男女の育児休業取得期間	48.3% (R3 年度)	2週間以上の育児休業を取得した5歳以下のこどもの父親	38.9% (R6)
	99.7% (R3 年度)	2週間以上の育児休業を取得した5歳以下のこどもの母親	98.8% (R6)
	35.1% (R3 年度)	1か月以上の育児休業を取得した5歳以下のこどもの父親	5.6% (R6)
	99.6% (R3 年度)	1か月以上の育児休業を取得した5歳以下のこどもの母親	98.2% (R6)
6歳未満のこどもをもつ男性の1日あたりの家事関連時間	1日あたり114分 (R3)	2時間以上の6歳未満のこどもの父親の割合	46.2% (R6)
週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	8.9% (R4 平均)	18～39歳	11.8% (R6)
「社会において、共働き・共育て(家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること)が推進されている」と思う人の割合	34.5% (R5)	高校生	73.3% (R6)
		18～39歳	44.7% (R6)
第1子出産前後の女性の就業継続率	69.5% (R3)	高校生以下のこどもの保護者	53.8% (R6)
ひとり親家庭のこどもの就園率(保育所・幼稚園等)	79.8% (R3)		100% (R5)
ひとり親家庭のこどもの進学率	94.7% (R3)	中学校卒業後	94% (R5)
	65.3% (R3)	高校等卒業後	60% (R5)

項目	全国	串間市	
		対象	現状値
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）	14.8% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【電気料金】	11.8% (R6)
	17.2% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【ガス料金】	11.8% (R6)
	13.8% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【水道料金】	11.8% (R6)
食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	34.9% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【食料が買えない経験】	13.2% (R6)
	39.7% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【衣服が買えない経験】	11.4% (R6)
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	8.9% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【重要な事柄の相談】	9.5% (R6)
	25.9% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【いざという時のお金の援助】	28.2% (R6)
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）	7.2% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【重要な事柄の相談】	9.8% (R6)
	20.4% (H29)	高校生以下のこどものいる世帯【いざという時のお金の援助】	9.3% (R6)
ひとり親家庭の親の就業率	83.0% (R2)	母子世帯	94% (R5)
	87.8% (R2)	父子世帯	100% (R5)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	50.7% (R2)	母子世帯	
	71.4% (R2)	父子世帯	
ひとり親世帯の貧困率	44.5% (R3) 53.3% (R1)	高校生以下のこどものいる世帯	32.7% (R6)

資料編

1 串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例

○串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例

平成 25 年 6 月 26 日串間市条例第 20 号

改正

令和 5 年 6 月 22 日条例第 25 号

令和 6 年 3 月 18 日条例第 15 号

串間市子ども・子育て支援推進委員会設置条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 5 条の規定によりこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施するため、串間市子ども・子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) こども基本法第 10 条第 2 項に規定する計画に関する事務
- (3) 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 9 条第 2 項に規定する計画に関する事務
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条に規定する計画に関する事務
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 9 条第 2 項に規定する計画に関する事務

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関して学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（令和5年6月22日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月18日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(串間市児童育成計画審議会設置条例の廃止)

2 串間市児童育成計画審議会設置条例（平成11年串間市条例第11号）は、廃止する。

2 串間市子ども・子育て支援推進委員会委員名簿

No.	区 分	団 体 名	役職	氏 名
1	地方公共団体	串間市福祉事務所	所長	西村 和弘
2	地方公共団体	串間市学校政策課	課長	増 田 仁
3	地方公共団体	串間市総合政策課	課長	塚本 陽一
4	有識者	宮崎大学	教授	椋木 香子
5	有識者	串間市校長会	代表	内倉 寛仁
6	有識者	串間中学校	校長	米原 浩司
7	有識者	福島高等学校	校長	吉田 重樹
8	子育て支援従事者	串間市保育会	代表	増子 雄美子
9	子育て支援従事者	こぼと幼稚園	園長	清水 幸憲
10	子育て支援従事者	ちぐさ保育園	園長	菊永 育子
11	子育て支援従事者	子育て支援センター	代表	崎村 尚子
12	子育て支援従事者	串間市民生委員・児童委員協議会	代表	立本 伊佐男
13	子育て支援従事者	串間市障がい者自立支援協議会	会長	富田 郵子
14	子育て支援従事者	一般社団法人 虹	代表	重 留 央
15	子育て当事者	串間市 PTA 協議会	代表	竹原 英智
16	子育て当事者	小学校保護者	代表	島田 理恵子
17	子育て当事者	小学校保護者	代表	森 梓
18	子育て当事者	認定こども園保護者	代表	木村 真凜
19	子育て当事者	保育園保護者	代表	川崎 あい
20	事業主・労働者代表	串間市職員労働組合	代表	水永 信介

3 計画策定の経緯

年月	実施内容
令和5年12月 ～令和6年2月	中学生インタビュー調査の実施 ・テーマを把握するためのアンケート調査を実施した後、「中学生の今、支援してほしい内容」「結婚・出産支援」「子育て」について聴取
令和6年6月	令和6年度 第1回串間市子ども・子育て支援推進委員会の開催 ・こども計画の策定に関する説明 ・アンケート調査（案）に対する協議
令和6年7月	市民アンケート調査の実施 ・有効回答数 小学生調査（347件）、中学生調査（330件）、 高校生調査（165件）、保護者調査（836件）、 若者調査（376件）
令和6年7月 ～8月	関係団体アンケート調査の実施 ・有効回答数 28件
令和6年8月	すこやかひろば利用者アンケート調査の実施 ・有効回答数 14件
令和6年9月	高校生インタビュー調査の実施 ・「こどもや若者遊びや体験活動の機会や場所」「将来や勉強の悩み」「大人は信用できる存在なのか」「串間市の将来」について聴取
令和6年12月	令和6年度 第2回串間市子ども・子育て支援推進委員会の開催 ・こども計画（案）に対する協議
令和7年1月 ～2月	パブリックコメントの実施 ・意見提出件数 0件
令和7年2月	令和6年度 第3回串間市子ども・子育て支援推進委員会の開催 ・パブリックコメントの実施結果に関する報告 ・こども計画（最終案）に対する協議

串間市こども計画

令和 7 年 3 月

発 行 串間市役所
編 集 福祉事務所 こども家庭センター
〒 8 8 8 - 0 0 0 1
宮崎県串間市大字西方 9 3 6 5 番地 8
TEL 0 9 8 7 - 7 2 - 1 1 2 3

